

整備基本計画

史跡 高島藩主 諏訪家墓所（温泉寺）



令和7年3月

長野県 諏訪市教育委員会



例 言

1. 本書は、史跡高島藩主諏訪家墓所のうち、長野県諏訪市大字上諏訪字北垣外に所在する史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺）の整備基本計画である。
2. 史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺）整備基本計画の策定は、令和3年度に策定された『史跡高島藩主諏訪家墓所保存活用計画』に基づいて行った。
3. 本計画書の策定は、有識者及び所有者によって構成する高島藩主諏訪家墓所整備基本計画策定委員会で協議した内容をもとに、文化庁文化資源活用課及び長野県県民文化部文化振興課の指導・助言を得て行った。
4. 本計画書の執筆及び編集は、株式会社ワイドに委託し、諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係が事業にかかる事務を行った。
5. 調査に関わる図面及び写真類は、諏訪市教育委員会生涯学習課が保管している。
6. 石造物の各部位名称は「第6章 資料編 4. 各部位の名称」に示したとおりである。
なお、本計画書では、「墓」そのものを示す呼称として「墓標」に統一している。
7. 読み仮名については、人名や地名など適宜付けている。

目次

第1章 計画の目的.....	1
1. 計画の目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の対象範囲	2
4. 上位・関連計画	4
5. 計画の位置づけ	6
6. 策定委員会	7
第2章 現状と課題.....	8
1. 指定地の土地及び形状	8
2. 墓標.....	8
3. 参道.....	11
4. 石積（石垣）.....	13
5. 石灯籠.....	13
6. 御霊屋.....	15
7. 玉垣・門柱.....	16
8. 樹木植生	16
9. 擁壁.....	17
10. 標識.....	18
11. 指定地外	18
第3章 整備の考え方	20
1. 基本方針	20
2. 全体計画	20
3. ゾーニングとエリアごとの整備の考え方	21
4. 本質的価値を構成する要素の整備の考え方	24
5. 本質的価値に準ずる要素の整備の考え方	25
6. その他の要素の整備の考え方	25
第4章 整備基本計画.....	27
1. 遺構保存のための整備	27
2. 活用のための整備.....	38
3. 整備事業に必要となる調査等に関する計画	42
4. 運営・体制.....	44
第5章 第1期整備	46
1. 墓標.....	46
2. 石灯籠.....	51
3. 参道.....	55
4. 御霊屋.....	58

5. 樹木.....	58
6. 整備スケジュール.....	65
第6章 資料編.....	67
1. 諏訪家温泉寺墓所の墓標と石灯籠位置図.....	67
2. 石灯籠の状況.....	69
3. 石灯籠一覧表.....	73
4. 各部位の名称.....	77
5. 上位・関連計画の関係する施策.....	78

第1章 計画の目的

1. 計画の目的

(1) 計画策定の経緯

史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺）（以下、「諏訪家温泉寺墓所」という。）は、江戸時代に諏訪郡及び筑摩郡の一部を領有する譜代大名諏訪家によって営まれた大名家墓所である。藩領内における諏訪家の菩提寺は、城下町に隣接して所在する温泉寺（諏訪市）と、初代藩主とその両親が葬られた頼岳寺（茅野市）があり、平成29年（2017）2月9日に一括して史跡の指定を受けている。

諏訪市では、諏訪家温泉寺墓所を地域に根差した文化遺産として将来に伝承し、多くの市民が親しみを持って集う場として文化財保護法に沿った適切な保存・管理と活用を図るため、令和3年度（2021）に『史跡高島藩主諏訪家墓所 保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）』を策定した。

この保存活用計画に基づき、諏訪家温泉寺墓所の保存及び活用に向けた必要な整備の具体的方法について『史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺）整備基本計画（以下、「本計画」という。）』を策定することとした。

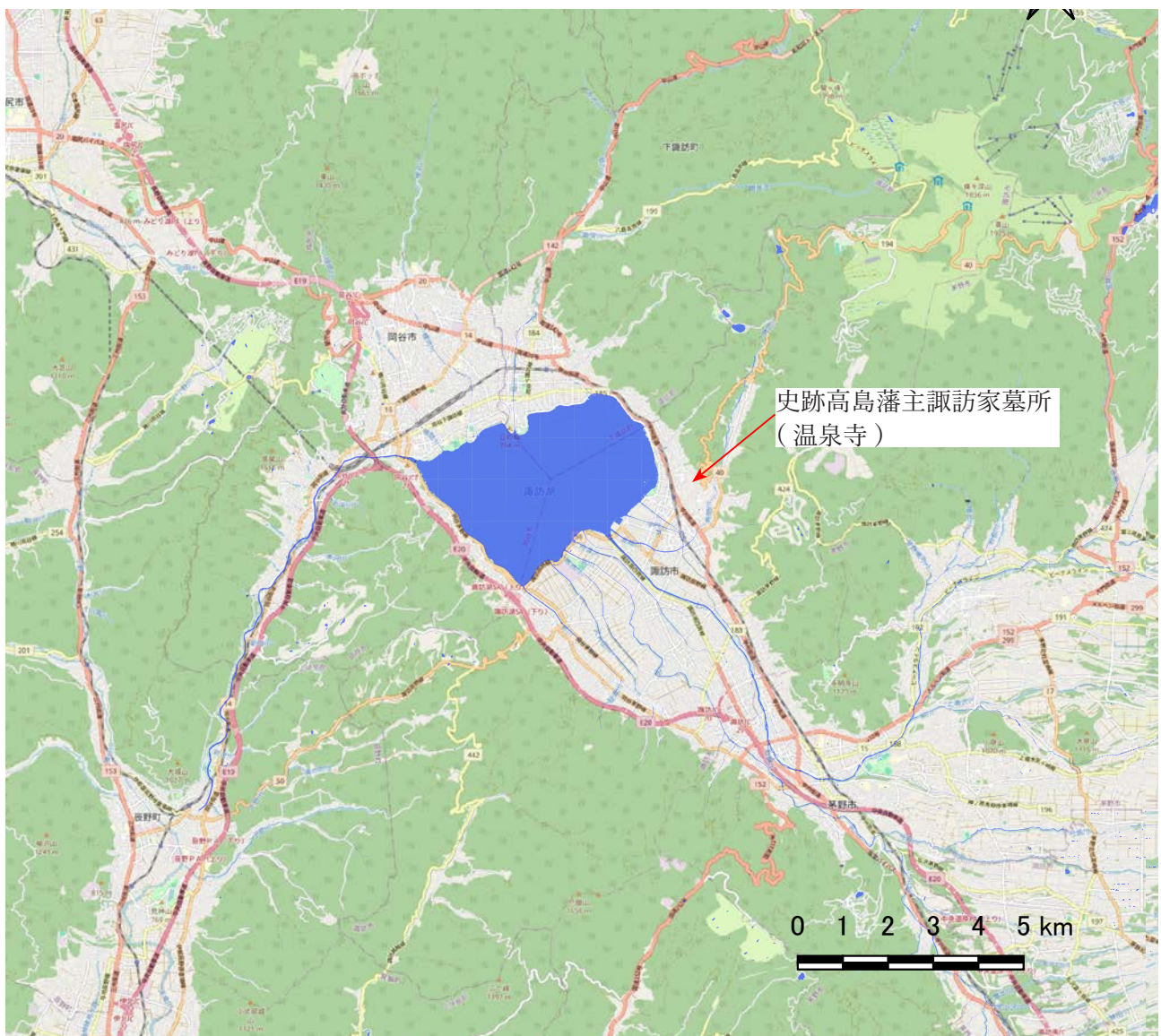


図 1-1 位置図

(2) 計画の目的

諏訪家温泉寺墓所は、戦後の一般墓地造成工事などで土地や石灯籠の設置位置が改変されている可能性が高く、地盤沈下などによる石灯籠等の傾斜や参道の不陸、樹木の根張による構造物等への影響が見られる。また、丘陵の斜面に設置され、藩主墓標の背後は土砂災害警戒区域に指定されていることから、災害等による史跡のき損や滅失も懸念される。

このため本計画では、将来にわたり諏訪家温泉寺墓所の史跡としての本質的価値を守り、さらには活用に向けて価値を高めるための具体的な整備の考え方と方法の検討を目的とする。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和 7 年 (2025)4 月 1 日から令和 17 年 (2035)3 月 31 日の 10 年間とし、必要に応じて半期で見直しを行う。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡指定されている諏訪市大字上諏訪北垣外 10637 番地 15 のうち、1,283.77 m²の範囲である。

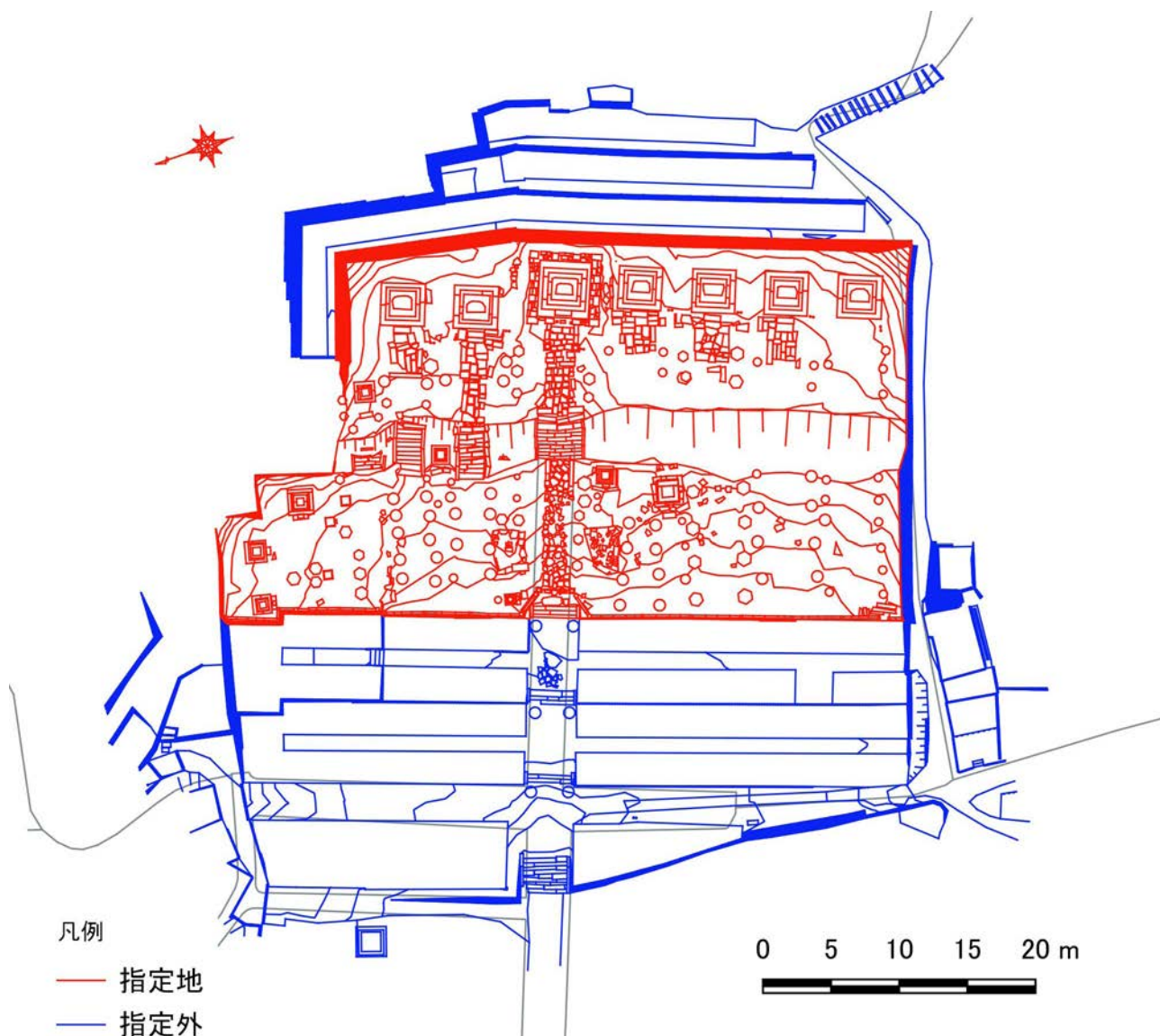


図 1-2 史跡指定範囲図

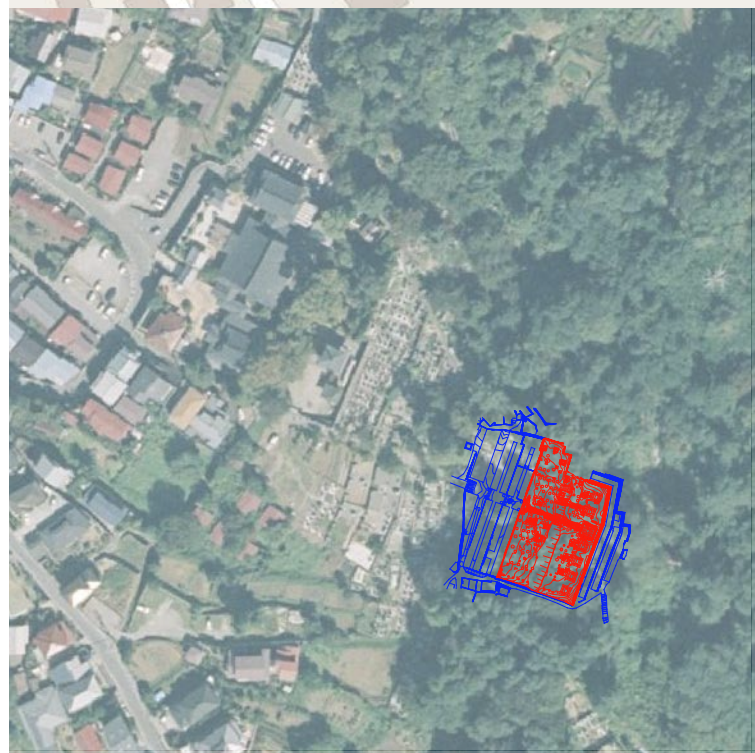
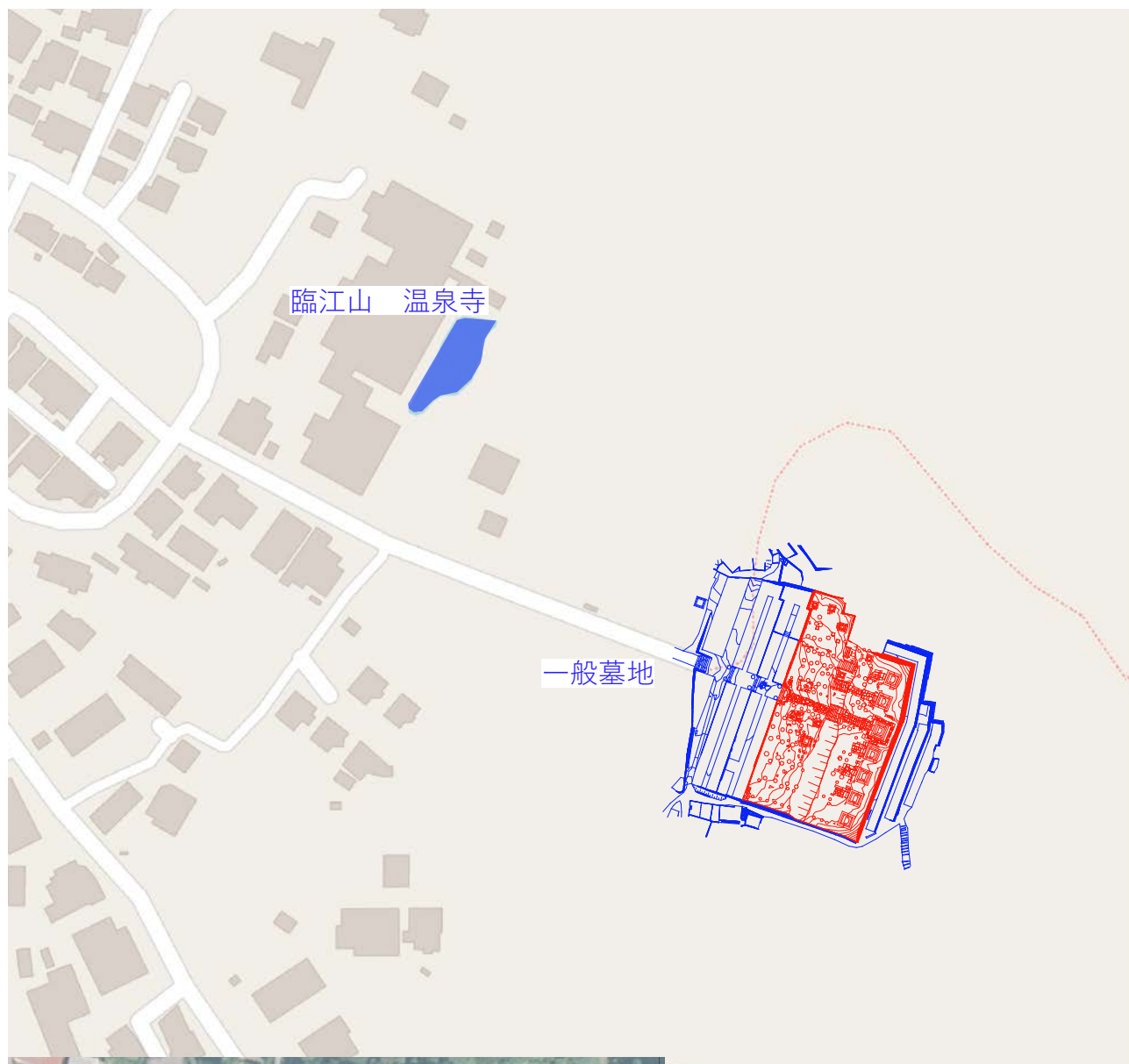


図 1-3 諏訪家墓所と温泉寺の位置図

4. 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画における整備に関する主な施策について次に整理する。なお、各計画の施策内容は資料編に掲載した。

【上位計画】

- ①第6次諏訪市総合計画（計画期間：令和4年度（2022）～令和8年度（2026））
- ②第2次諏訪市教育振興基本計画（計画期間：令和5年度（2023）～令和8年度（2026））
- ③史跡高島藩主諏訪家墓所保存活用計画（令和3年度（2021）策定）

【関連計画】

- ④都市計画マスタープラン（平成31年度（2019）策定、目標年次令和15年度（2033））
- ⑤諏訪市観光グランドデザイン（令和3年度（2021）策定）

表 1-1 上位・関連計画の整理

項目	整備に係る施策の内容	計画
史跡整備の方向性	・文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用	①
	・市の歴史遺産の中核的存在として位置づけるとともに、観光資産としても積極的にアピールするため、高島藩主諏訪家墓所の史跡整備を進める	②
	・現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図る	
保存のための整備	・史跡の価値を後世に確実に継承する	③
	・市民が親しみや尊厳性を感じられる史跡を目指す	
	・史跡のもつ本質的価値の顕在化を目指し、継続的な情報収集及び調査研究に努めるほか、訪問者の安全性や墓所の尊厳性に配慮しながら、保存管理及び活用公開を着実に推進するための整備を進める	
活用のための整備	・史跡としての価値を維持向上するため、経年による破損や欠損を補う復旧（修理）と保存に影響を及ぼす構成要素の除去などを検討	③
	・具体的には、復元を前提に解体された御霊屋（2代忠恒）の復元整備、石造物解体修理、参道及び石積（石垣）の補修、樹木の伐採、擁壁の補強、看板類の再設置（法令に基づく境界標識などを含む）などが必要	
	・地中にある遺跡や遺物などの埋蔵文化財の適切な保護を図るため、デジタルデータを活用する	②
調査研究による史跡価値の向上	・文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用	②
	・史跡としての価値を顕在化するための復元的な整備や見学者の利便性を考慮した便益施設の整備、指定地の周囲を一般墓地に囲まれている環境の中で史跡としての価値を損なうことなく全体を顕在化させる整備などを検討	③
	・具体的には、専用駐車場・トイレ、ガイダンス設備の整備、史跡地への案内標識、防災（防犯）施設の充実などが必要	
利用者の安全と利便性の向上、ホスピタリティの充実	・継続的な調査研究により史跡の価値を高める	③
文化財保護事業の明確化と理解醸成	・利用者の安全と利便性に配慮した施設の充実、整備を計画的に進める	①
	・諏訪地域の観光ブランド「諏訪の国」を域内に定着させることや、地域住民の観光産業に対する意識を高めることで、おもてなしの磨き上げにつながるシビックプライドを醸成	
	・インバウンド向けの観光コンテンツに加えて、外国語表記やインターネット環境の整備など受け入れ体制を強化し、インバウンド誘客を推進	⑤
歴史的景観の保全	・現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図る	①
	・まちなかに残された歴史的な建物群、高島城、諏訪大社上社、酒蔵等、まちの歴史的な成り立ちを継承した建物を含む歴史的景観を保全	④

項目	整備に関する施策の内容	計画
地域人材の活用	・保護意識を醸成し、文化遺産保護・活用に市民の知恵や力を活かす ・幅広い分野に対応すべく、専門的知見を持つ人との協働を推進	① ②
人材育成	・生涯学習活動活性化のための人材育成 ・観光振興を支えるキーパーソン育成 ・将来にわたり持続的な観光振興を支える人材を育成するため、サービス創出や観光ガイドスキル習得等に官民連携で取り組む	①
	・歴史資料や建造物等の保存・活用に対する市民の自発的な活動を促すため、文化財に関するボランティア養成講座を実施	②
	・人材のインバウンド対応能力の向上 ・観光振興を支える人材（キーパーソン）を育成	⑤
教育との連携と学習機会の充実	・生涯学習施設と連携した地域の歴史文化や芸術を学ぶ機会の向上 ・展覧会や芸能・芸術鑑賞、自然体験等、豊かな文化に親しむ機会の提供 ・学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作る ・地域の歴史・文化を重視した企画展示や講座を充実する	①
	・誰もが誰とでも、いつでもどこでも、自分らしくかつ楽しく豊かな体験を通して探求的に学び続けること ・学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作る	②
効果的な情報発信	・情報や研究の成果、諏訪の文化遺産の魅力をわかりやすく効果的に発信 ・新たな価値観をもつ若年層やインバウンドを取り込むために、SNSの活用やウェブ上の観光コンテンツ充実を図る等、旅行スタイルに合わせた効果的な情報発信を強化	①
	・文化財の保存と活用に対する理解の浸透を図るため、積極的な普及活動や情報発信を行う ・SNSを活用して、展示等の開催周知や調査研究の成果などの情報発信を行う	②
	・積極的な情報発信により教育及び文化活動の推進のほか、観光や地域活性化に寄与することを目指す	③
	・ウェブへの観光コンテンツ充実 ・旅行スタイルに合わせた効果的な情報発信 ・四季や時間の変化で楽しめる観光資源をウェブやSNS等で効果的に発信	⑤
広域連携	・国際市場の動向やインバウンド等に対応するため、民間団体を含めた横断的な広域連携を推進し、観光産業全体としての組織強化	①
観光への活用	・観光地としての価値を向上させ、通年観光と長期滞在を踏まえた市内周遊を実現 ・歴史文化・ものづくり文化、食文化を伝統文化として活用し、観光産業という新たな価値を創造	①
	・諏訪大社や高島城、寺社、御柱祭などの歴史文化を観光コンテンツとして組み込むことで、多くの観光客に歴史を身近に感じて触れられる機会を創出 ・地域資源を組み合わせたストーリー性の創出と、湖周や柳並線のハード整備、二次交通の整備による周遊性の創出の両面から長期滞在化を目指す ・体験型・交流型の新しい要素を組み込んだ「コト消費」を重点に置いたニューツーリズムを推進 ・FIT（海外個人旅行）をターゲットにした日本食や歴史文化などを切り口にした訴求性の高いコンテンツを創出	⑤

5. 計画の位置づけ

本計画は、上位・関連計画の理念と方針に基づいて、史跡の課題を解決し、本質的価値を高めるために今後 10 年間で実施する史跡の保存・活用のための整備の基本的な考え方と方法を示すものである。

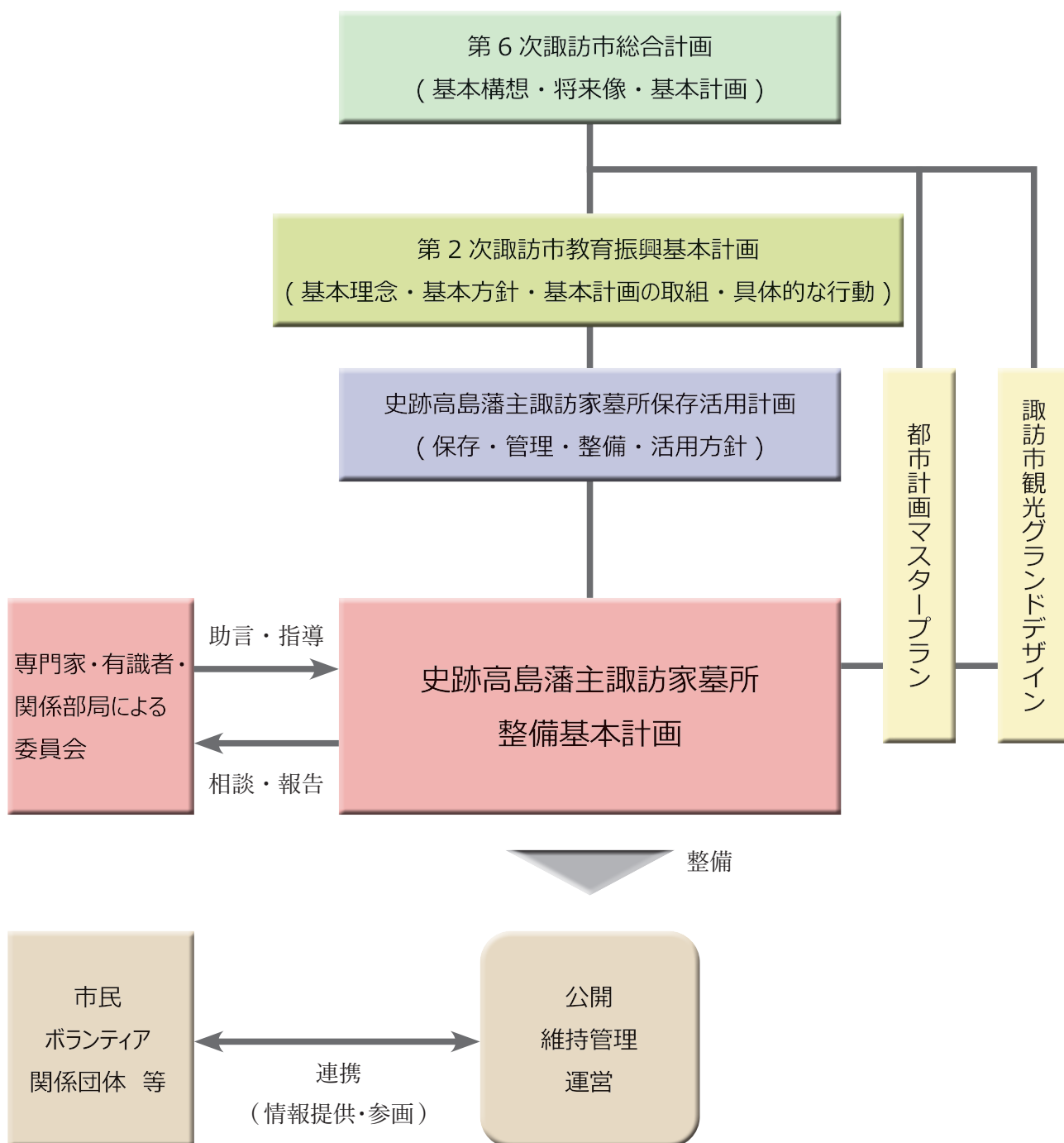


図 1-4 計画の位置づけ

6. 策定委員会

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、事務局は諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係が担当した。

また、計画の検討にあたっては学識経験者、地域の関係者、その他の関係者からなる「高島藩主諏訪家墓所整備基本計画策定委員会」を設置して意見を受けるとともに、文化庁文化資源活用課及び長野県県民文化部文化振興課の指導助言を受けた。

表 1-2 高島藩主諏訪家墓所整備基本計画策定委員会 委員名簿

区分		氏名	所属	備考
委員	学識経験者	浅倉有子	上越教育大学 名誉教授	
		中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	
		松原典明	石造文化財調査研究所 代表	
		吉澤政己	信州伝統的建造物保存技術研究会 理事長	
	地域の関係者	瀧 瑞巖	温泉寺 住職	
		土橋由彦	史跡御廟保存会 会長	
	その他の関係者	宮坂正博	諏訪市文化財専門審議会 委員・前委員長	令和7年1月逝去
	指導・助言	中井將胤	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	
		西山克己	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事	～令和5年3月
		小池裕貴	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員	令和6年4月～
事務局		三輪晋一	諏訪市教育長	
		細野浩一	諏訪市教育委員会 教育次長	
		宮阪 透	諏訪市教育委員会生涯学習課 課長	～令和5年9月
		五味裕史	諏訪市教育委員会生涯学習課 課長	～令和6年3月
		小林純子	諏訪市教育委員会生涯学習課 文化芸術担当課長	令和6年4月～
		中島 透	諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係 係長	
		後藤隆雄	諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係 主査	令和6年4月～
		日野正祥	諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係 主査	
		阪口 賢	諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係 主事	～令和5年9月

(2) 高島藩主諏訪家墓所整備基本計画策定委員会

高島藩主諏訪家墓所整備基本計画策定委員会の検討経過は次のとおり。

表 1-3 策定委員会の検討経過

回	開催日	報告・審議事項
第1回	令和5年6月27日	○経過説明 ○整備基本計画（案）の検討
第2回	令和7年2月21日	○整備基本計画（案）の検討

第2章 現状と課題

保存活用計画と現地調査によって明確となっている現状と課題について、本質的価値を構成する要素ごとに整理する。

墓標等のアルファベット表記は『信州高島藩諏訪家廟所』（諏訪市教育委員会，平成12年（2000）3月27日）の「高島藩諏訪家廟所の墓碑と石燈籠地図」修正版（資料編）による。

1. 指定地の土地及び形状

○現状

- ・指定地内は日常的な維持管理を行いながら景観の保全に努めている。
- ・諏訪家温泉寺墓所は、室町時代から江戸時代にかけて諏訪氏が拠点とした城下の周縁部にあたり、周辺には旧甲州街道沿いに古くからの人々の営みを物語る指定文化財が点在している。
- ・墓所は三段の平場に造成され、藩主墓標は上段にある。
- ・指定地を取り囲むように一般墓地が点在している。
- ・諏訪家温泉寺墓所（1283.77 m²）は公有地化され、指定地内の墓標および石灯籠のすべては市の文化財として保存されている。
- ・諏訪家温泉寺墓所は昭和27年（1952）諏訪市へ譲渡され、一部墓域を含む形で昭和29年（1954）から31年（1956）と昭和43年（1968）から45年（1970）の2期に分けて一般墓地の造成工事が行われており、側室や子女の墓標がある中段部分は大きく改変された形跡がある。
- ・墓所内には、藩主墓標以外に側室や子女等の墓標16基があり、その多くは斜面から中段にかけて点在しており、規則性は不明確である。
- ・有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」（諏訪市教育委員会蔵）では、石灯籠や樹木が表現されているほか、墓所全体の寸法が確認できる。
- ・指定地背後（東側）の丘陵を含めた土地が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域（温泉寺 k 04-206-021、茶臼山 k 04-206-024）に指定されている。

◆課題

- ・史跡の保存及び活用にあたっては、彼岸や盆の時期を中心に墓参などの来訪者に配慮する必要がある。
- ・今後、未指定文化財の把握を含めて史跡との関連性を整理し、総合的な保存と活用を図りつつ、新たな観光資源としての役割を果たすことが期待される。
- ・指定地内の地形改変の状況と、墓標や石灯籠などの設置時の位置を明確化し、復元することが必要。
- ・一般墓地となっている土地について、改変前の姿を把握することが必要。

2. 墓標

（1）藩主墓標

○現状

- ・基本的な形式は共通しており、方形3段の基壇上に卵形を半裁した形の墓標が置かれ、3代忠晴^{ただはる}以降は2代忠恒^{ただつね}の形式が継承されている。
- ・墓標と基壇3段目はそれぞれ一石で製作されているが、基壇1段目と2段目は切石を組み合わせ

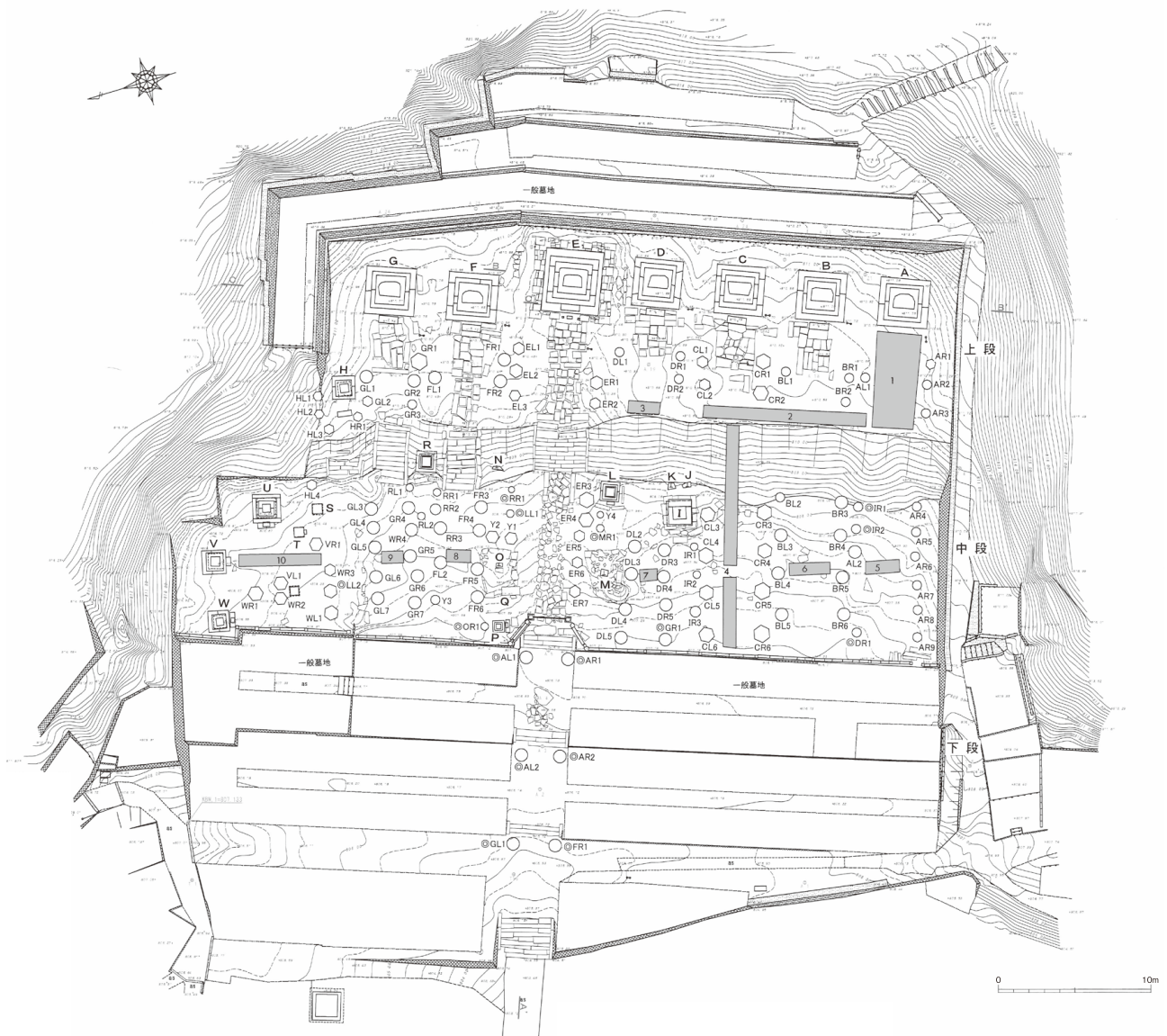


図 2-1 諏訪家温泉寺墓所の墓標と石灯籠位置図

凡 例

調査トレンチ

石灯籠

- | | |
|-----------|--------|
| A 忠恕(秦俊院) | M 貞松院 |
| B 忠厚(親光院) | N 秀天童子 |
| C 忠晴(乾龍院) | O 頼水 |
| D 忠虎(洞虎院) | P 瑤心院 |
| E 忠恒(天久院) | Q 未詳 |
| F 忠林(養賢院) | R 月桂院 |
| G 忠肅(放光院) | S 寂照院 |
| H 忠尋(景耀院) | T 幻光院 |
| I 盛光院 | U 清昌院 |
| J 未詳 | V 雲台院 |
| K 未詳 | W 蘭香院 |
| L 遼晴院 | X 桂林院 |

ている。

- 身正面は平らに磨かれて戒名と命日が刻まれており、背面は鑿痕跡を残した丸みのある形に仕上げられている。
- 基壇2段目（8ヶ所）と3段目（4ヶ所）に藩主家の家紋である丸に四つ足の梶の葉（3代忠晴のみ五つ足）が刻まれている。
- 各藩主墓標の正面には「拝石」が設置されており、2代忠恒のみ装飾（蓮の花）が施されている。
- 2代忠恒及び3代忠晴は花崗岩、4代以降は別の石材（安山岩か？）を使用しているが、産出地（石切場）の特定には至っていない。
- 2代忠恒については、御霊屋によって保護されていたことから彫刻部分に金泥と思われる赤色と金色が塗彩されており、標身と基壇の繋ぎ目には小石が混ぜられた白漆喰とみられるものが塗り込められている。
- 4代墓標Dの左背面部が欠損し、空隙が生じている。
- 5代墓標Fは、基礎中央部が沈下し、中台及び芝台が大きく傾斜している。（図2-2）
- 5代墓標F以外の藩主墓標のすべてに軽微な傾きが確認される。
- 6代墓標Bには、背面から正面に至る大きなクラックが生じている。（図2-4）
- 8代墓標A（図2-3）、6代墓標B、3代墓標C、4代墓標D、5代墓標Fは標身の一部に損傷が確認される。

◆課題

- 損傷の経過が不明なため、損傷箇所の経過観察が必要。
- 水の侵入や凍結によるクラック部の破損や破断を防ぐことが必要。
- 地下の状況と整備経過の調査研究が必要。
- 傾きの進行を把握するための経過観察が必要。
- 劣化（ひび割れ・欠損・部材のずれ・傾斜）の進行、地震による倒壊。
- 整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理、被葬者への配慮。

（2）藩主以外の墓標

○現状

- 墓標Vは、側面から背面部に至る大きなクラック及び標身の上部と下部の両方に欠損がある。（図2-6）



図 2-2 基壇中央部の沈下 (5代忠林墓標)



図 2-3 墓標側面の亀裂 (8代忠恕墓標)



図 2-4 墓標表面の亀裂 (6代忠厚墓標)



図 2-5 基壇の陥没と割れ



図 2-6 背面の欠損と亀裂



図 2-7 斜面の影響による傾き



図 2-8 土砂による埋没



図 2-9 墓標の傾き

- 墓標 U、墓標 W に、素材の風化によると推察される軽微な損傷がある。
- 墓標 O は、石碑が破断している。
- すべての墓標が、地盤の影響によるとみられる基礎部の傾斜によってわずかに傾いている。
- 上段と中段の間の法面にある墓標 J、墓標 K、墓標 N (図 2-7)、墓標 R (図 2-8、2-9) と、法面下部ある墓標 L は、降雨に伴う土砂の流入等による背後圧力によって大きく前傾している。
- 墓標 N は法面の中間部分に設置されていることから土砂流出の影響が大きく、約 20 度の角度で前傾し、地上面の高さも 140cm と規模があるため、危険性が高い。(図 2-7)

◆課題

- 前面から背面や、側面に向けてクラックが入っているが、クラックの深さや墓標への影響度合いは不明確である。
- 水の侵入や凍結によるクラック部の破損や破断を防ぐことが必要。
- 設置時の形状を把握するための調査研究が必要。
- 地盤の沈下による影響を抑えることが必要。
- 法面の土砂流出を防止することが必要。
- 傾斜の進行と倒壊の防止が必要。
- 来訪者への注意喚起が必要。

3. 参道

○現状

- 現存する 4 箇所の石段は損傷しており、忠尋墓標 H (図 2-10)、5 代墓標 F 及び 7 代墓標 G 前の



図 2-10 階段の埋没、不陸



図 2-11 階段の不陸

石段（図 2-11）の劣化が著しい。

- 石段全体の左右への傾きと、踏面の奥への傾きを確認できる。
- 土砂流出による著しい痕跡は認められないことから、降雨等の影響は少ないとみられ、路面が階段奥側に傾斜していることから法面中央部の沈下による傾斜と推察される。
- 5代墓標 F 及び 7代墓標 G 前の石段は現在通行が制限されている。
- 2代墓標 E 前の石段は、他の 2箇所と比べて損傷は少ないが、石段中央部に沿って縦断的な落ち込み及び孕み出しが見られる。（図 2-12）
- 2代墓標 E 前は主要な参道となっているため、一般来場者の通行も多く、不陸な石段や参道は歩行者の安全を阻害している。（図 2-13、2-14）
- 参道は石畳が著しく不陸となっており、一部は土砂により埋没している。
- 墓標前の石（拝石・敷石）も各所で傾きが見られる。
- 傾斜した石畳に雨水が流れることによって、土砂による埋没が生じている。
- 3代墓標 C の法面から中段にかけての参道全体（トレンチ 4）からは、想定されていた石段は検出されなかったが、土層断面で階段状の凹凸があることが確認できた。
- 4代墓標 D 参道（トレンチ 7）からは、表土直下から拳大の石が多く出土し、石畳になりえる平石が 2個検出された。
- 5代墓標 F 参道（トレンチ 8）からは、露頭していた平石が 1個と表土下 10cm 程度からは中段の石畳に使用されている板状節理輝石安山岩の剥片が検出された。
- 5代墓標 F・6代墓標 B・8代墓標 A の参道延長上からは、敷石などの遺構は確認できなかった。
- 6代墓標 B 参道（トレンチ 6）は、地表から 5～10cm 程度で淡赤褐色土（地山または造成土）となり、簡易的なボーリング調査でも石畳は確認できなかった。
- 7代墓標 G 参道（トレンチ 9）からは、露頭していた平石とそれに接した平石、小さめの平石がまばらに検出された。
- 8代墓標 A（トレンチ 1）、3代墓標 C・6代墓標 B（トレンチ 2）、4代墓標 D（トレンチ 3）の前面からは敷石遺構が検出され、それぞれ法面までは参道の石畳が残されていることが確認できた。



図 2-12 階段のはらみ出し

- ・ 8代墓標 A 参道（トレンチ 5）からは、粗く加工された自然石風の敷石が密集して検出され、上段とは異なる石材が使用されていたことが確認できた。
- ・ 墓標 V（トレンチ 10）は、表土下 8 cm 程度から長方形の平石を密接に敷き詰めた石畳が検出された。
- ・ 墓標や石灯籠などに使用されたとみられる石材剥片（花崗岩・安山岩・輝石安山岩）が出土している。なお、第 2 次発掘調査では石敷きや版築土・硬化面などは確認できなかった。

◆課題

- ・ 劣化損傷部位の改修と不陸の解消、復元が必要。
- ・ 土砂流入や沈下、埋没を防ぐことが必要。
- ・ 土砂の流入出や凍上による不陸の発生を抑えることが必要。
- ・ 整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理。



図 2-13 参道の不陸



図 2-14 参道の不陸

- ・ 不陸の解消と、凍上対策が必要。
- ・ 参道の形状及び路面を明確にしたうえで、石段及び石畳の復元が必要。

4. 石積（石垣）

○現状

- ・ 埋没部分は不明であるが、露出部分は良好な状態である。
- ・ 北側の古い石垣が、樹木により崩壊している。（図 2-15）

◆課題

- ・ 整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理。
- ・ 樹木の影響による崩壊の拡大を防止することが必要。



図 2-15 樹木の影響による石垣の崩壊

5. 石灯籠

○現状

- ・ 全 109 基のうち、傾斜角度が 4 度を超える石灯籠が 12 基あり、そのうち部材の欠損やズレを伴うものが 5 基ある。
- ・ 根張や部材の破損などで倒壊のおそれがあるものが 8 基ある。（図 2-16、2-17、2-20、2-21）

- 傾斜の要因は樹木の根張、土壌の沈下、近接する構造物等の影響による沈下、部材の損傷、設置時の不備などが考えられる。
- 部材の欠損や損傷が、複数の石灯籠に確認される。(図 2-18、2-19)
- 補修の形跡や、部材接着が複数の石灯籠で確認される。
- 部材の不整合(笠や中台の大入れと火袋の形状との相違など)の石灯籠も複数確認される。(図 2-22、2-23)
- 部材の不整合な石灯籠については、組み直しによる部材の入れ替わりや、形状の違う部材によって修復された可能性が高い。
- 破損した部材は中段南端に集積されている。
- 石灯籠の多くは各藩主墓参道あるいは延長線上の両側に並置されているが、戦後の一般墓地造成工事などで変更されている可能性が高い。

◆課題

- 樹木の根張に影響される傾きは、樹木の成長と共に傾斜が進行するおそれがあり、経過観察と傾きの防止や修復が必要。
- ほとんどの石灯籠が様々な方向に傾斜しているため、設置当時の印象とは相違している可能性があり、設置当時の形状や配置への復元が必要。
- 笠の大きな欠損は、全体のバランスを損なうため、小さな力でも倒壊するおそれがある。
- 火袋の損傷は、上部に重量のある笠があり、仮に崩壊すると倒壊に直結するおそれがある。また、周囲の石灯籠等を巻き込む倒壊も懸念される。
- 不安定な石灯籠が林立しており、来訪者の安全性を確保することが困難。



図 2-16 根張による傾き



図 2-17 地盤による傾き



図 2-18 笠部の破損



図 2-19 火袋の破損



図 2-20 倒壊した部材



図 2-21 根張による傾き



図 2-22 部材の不整合



図 2-23 部材の不整合

- 劣化（欠損・部材のずれ・傾斜）の進行及び地震による転倒、移動された石灯籠の扱い。
- 史跡御廟保存会による献灯会の実施、地震発生時における来訪者の安全性確保。
- 劣化状況に応じた保存修理及び復元修理、転倒防止及び対策。

6. 御霊屋

○現状

- 2代忠恒御霊屋は、3代忠晴^{ただはる}が記した「雲州使君朝散大夫諏訪氏源朝臣忠恒祠廟之記」（温泉寺蔵）より、17回忌にあたる寛文13年（1673）に建立されたと考えられる。
- 2代忠恒^{ただつね}の墓には3代忠晴^{ただはる}が寛文13年（1673）に建立した木造宝形造の御霊屋があったが、平成19年（2007）に解体されている。
- 御霊屋は、桁行3間（4.725 m）梁間3間（4.725 m）の身舎に、桁行1間（1.97 m）梁間1間（1.82 m）の向拝が付いた宝形造りの屋根を持つ建物。
- 解体時は垂鉛引鉄板葺きであったが、調査により創建当初は^{とちぶ}栩葺きであったと推定される。
- 各部材の劣化により倒壊の危険性が生じたことから、平成19年（2007）、詳細調査を含めた解体工事を行っており、屋根部材の変遷や土台の取替えや柱の根継ぎ、軒廻りや屋根など建立後の改修などを報告書として整理し、解体部材を保管するなど将来的な復元に向けた準備に努めている。

◆課題

- 解体部材の保管環境。
- 解体調査報告に基づく復元整備及び防災対策、構成要素の再検討。
- 解体後15年が経過しており、部材の劣化が懸念される。

7. 玉垣・門柱

○現状

- 中段西端に設置されている石製の玉垣は、支柱部分に寄附者の居所・身分・氏名が刻まれており、特定できる人物の生没年から 19 世紀末（1880～1898）に製作されたことが推定されるが、「温泉寺境内御廟略図」（諏訪史談会諏訪史編さん部『上諏訪史蹟踏査要項』1933 年所収）では、下より 2 段目の階段及び石垣に沿って描かれている。
- 石灯籠と同様に戦後の一般墓地造成工事の際、東側へ移設された可能性が高い。
- 玉垣については、『諏方高島藩大隅流棟梁の記録』（長野日報社編 2003 年）に「温泉寺御廟玉垣百三拾本西之方并山ノ方折廻しニ而新規大工善右衛門請負」（安永 3 年（1774））と、「温泉寺御廟門柱根朽拵継式本左ノ方扣柱一本取替候」（寛政 2 年（1790））という記述が見られることから、石製の玉垣が設置される以前は木製の玉垣が設けられていたことが推測される。
- 一部に亀裂が生じている箇所や、樹木の影響で変形している箇所がある。（図 2-24、2-25）



図 2-24 樹木の影響による玉垣の変形



図 2-25 玉垣の亀裂

◆課題

- 概ね良好。指定地境界付近に積まれた余剰部材の扱い。
- 劣化状況に応じた保存修理。
- 樹木の成長に伴うき損が懸念される。

8. 樹木植生

○現状

- 指定地内の立木はスギ、ヒノキ、モミジの 3 種類である。
- 隣接する構造物等に大きな影響を及ぼしている。（図 2-26、2-27、2-28、2-29）
- 比較的直径の小さな立木も多く、密集している。
- 指定地内は昼間でも暗くうっそうとした雰囲気、往時の景観とは異なっている可能性が高い。

◆課題

- 石灯籠に隣接する樹木は、根張により石灯籠を傾斜させ、成長によるさらなる影響により石灯籠の倒壊を引き起こすおそれがある。
- 藩主墓標の背面に位置する樹木は、擁壁の強度に影響している可能性があり、伐採する場合は充分注意する必要がある。
- 玉垣に隣接する立木は今後の成長に伴い、玉垣の損傷等を引き起こすおそれがある。
- 石垣（空石積み）の裏側に根張が及んでいる樹木があり、石垣の強度や機能を損失させるおそれがある。
- 大木化による本質的価値を構成する要素への影響、剪定及び伐採等の検討。

- 冬季の凍上による基礎部分の露出。
- 本質的な価値を構成する要素への影響の確認、処理方法の検討。
- 本質的な価値を構成する樹木と、本質的な価値のき損や低下を招くおそれのある樹木を区分し、後者については除去が必要。



図 2-26 根張による石灯籠への影響



図 2-27 根張による石灯籠への影響



図 2-28 擁壁への影響



図 2-29 玉垣と石灯籠への影響

9. 擁壁

○現状

- 5代墓標F及び7代墓標G背面では、ブロック積みの上にコンクリート擁壁が増し積みされ、2代墓標Eより東側ではコンクリート擁壁上にコンクリート擁壁が増し積みされている。(図2-30)
- 2代墓標E東側は、下段コンクリート擁壁の前傾が確認され、これにより上下段の境界部に間隙が生じ、上段部に孕み出しがあるうえ、ブロック積みとコンクリート積の境界部では、コンクリート積の落ち込みとみられるズレが生じており、境界部上段のコンクリート擁壁が崩壊し、大きな空隙があり鉄筋の一部が露出している。(図2-31、2-32)
- 平成29年(2017)の指定時にはすでに間隙が確認できる。
- 墓所上下段の背面擁壁を含む一部の区域は土砂災害特別警戒区域(温泉寺、茶白山)に指定されている。
- 空石積み擁壁の一部に石抜けがある。



図 2-30 下段の前傾と増積み部の空隙



図 2-31 擁壁のズレ



図 2-32 擁壁の亀裂

- ・樹木下の石垣は、根張の影響とみられる崩壊が生じている。

◆課題

- ・今後の降雨等による影響で、擁壁の空隙部から裏込め材の流出などによる擁壁や地山の崩壊が懸念される。
- ・擁壁のズレの原因は不明だが、境界部の崩壊と鉄筋の露出は、機能と強度の維持に問題がある。
- ・崩壊部には大きな空隙も生じていることから、雨水の流入によるさらなる崩壊も懸念される。
- ・石垣の崩壊部は、土留めの機能を失っている可能性がある。
- ・今後の降雨等によってさらなる土砂の移動や、隣接する石灯籠等への影響が懸念される。
- ・ひび割れなど劣化の進行。
- ・コンクリートの劣化あるいは傾斜の確認、対応策の検討。

10. 標識

○現状

- ・上段部の藩主墓標にそれぞれ標識を設置している。

◆課題

- ・冬季の凍上による基礎部分の露出。(図 2-33)
- ・素材、サイズ、表現(多言語表記を含む)の検討。
- ・現地では藩主以外の墓標についての関係性が示されていない。



図 2-33 基礎部の露出

11. 指定地外

○現状

- ・温泉寺墓所には、玉垣北端の指定地外の一面に昭和 30 年代の一般墓地造成工事による改変で整理された 8 代忠恕五男玉潤院、10 代忠礼嫡男彭徳院、9 代忠誠子智覚院の墓標と石のみの集積(詳細不明)の 5 基と温泉寺脇から指定地までの上り坂の途中に 8 基の石灯籠があり、諏訪市有形文化財(名称:高島藩主廟所)として保護を図っている。
- ・指定地外の参道にある石灯籠は、1 基を除き外向きに傾斜しており、隣接する墓地の構造物に引っ張られる形で地面が沈下していると推察され、土砂流出による影響は見られない。

◆課題

- ・改変前の状況把握が必要。
- ・石灯籠の倒壊を防ぎ、利用者や一般墓地への影響を抑えることが必要。

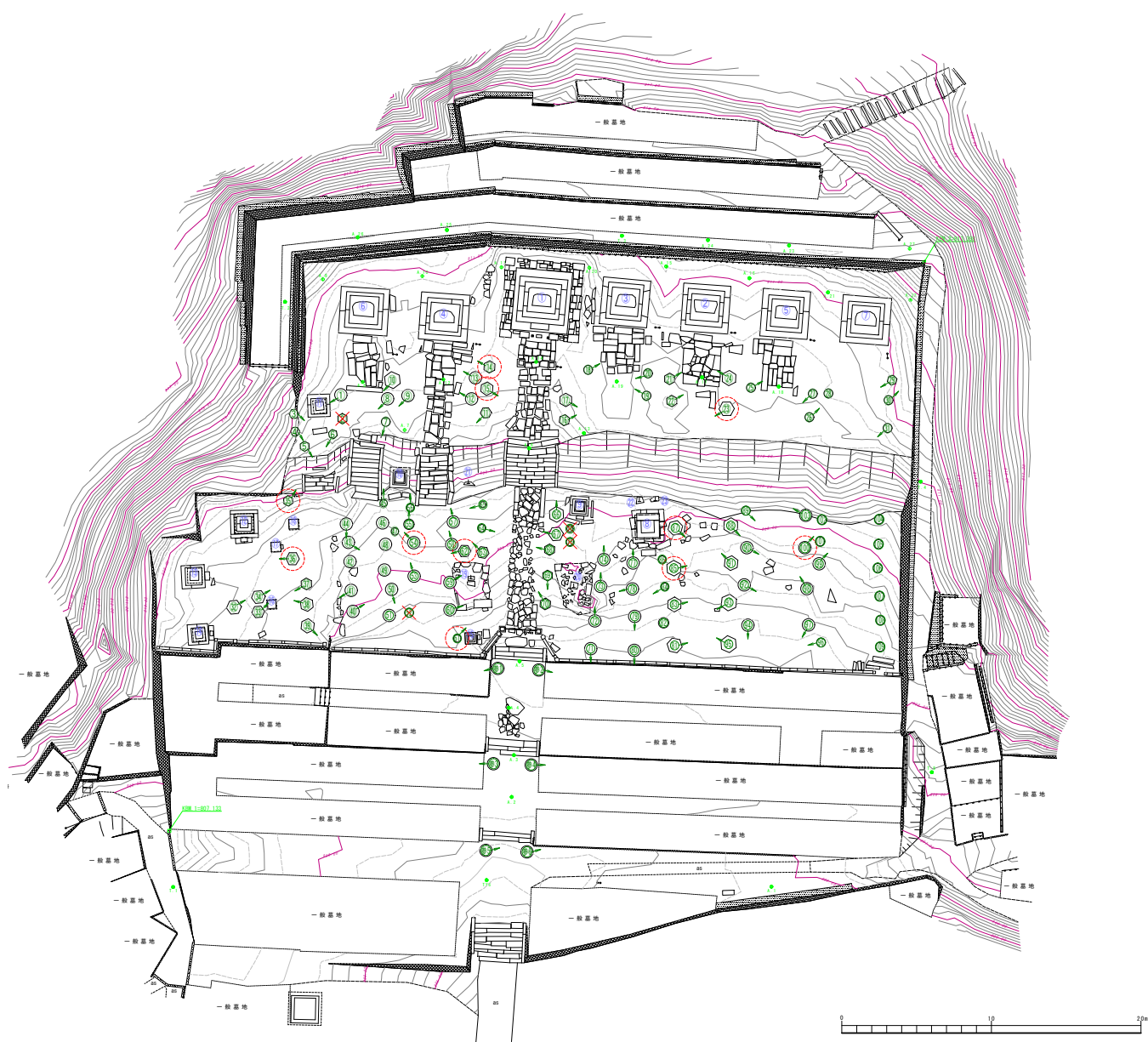


図 2-34 石灯籠箇所図

石造物名称

- ① 二代忠恒墓碑
- ② 三代世靖墓碑
- ③ 四代忠虎墓碑
- ④ 五代忠林墓碑
- ⑤ 六代忠厚墓碑
- ⑥ 七代忠肅墓碑
- ⑦ 八代忠恕墓碑
- ⑧ 盛光院殿墓石
- ⑨ 遼鳴院殿供養塔
- ⑩ 月桂院殿供養塔
- ⑪ 景耀院殿墓石
- ⑫ 清昌院殿墓石
- ⑬ 雲臺院殿墓石
- ⑭ 蘭香院殿墓石
- ⑮ 瑤心院殿墓石
- ⑯ 桂林院殿墓石
- ⑰ 幻光院殿墓石
- ⑱ 寂照院殿墓石
- ⑲ 墓石
- ⑳ 墓石
- ㉑ 墓石
- ㉒ 墓石
- ㉓ 墓石

凡	例
	灯 籠
	倒壊危険灯籠 倒壊・消失灯籠
	傾倒方向

第3章 整備の考え方

1. 基本方針

高島藩主諏訪家墓所保存活用計画で定めた整備の基本方針「史跡のもつ本質的価値の顕在化を目指し、継続的な情報収集及び調査研究に努めるほか、訪問者の安全性や墓所の尊厳性に配慮しながら、保存管理及び活用公開を着実に推進するための整備を進める。」（『保存活用計画 第5章第2節 基本方針』より引用）に則り、本計画における基本方針を次のとおり定める。

『藩主の廟所にふさわしい、尊厳性を高める』

諏訪家温泉寺墓所は、わが国の近世大名の墓所のあり方を知る貴重な歴史遺産であり、諏訪社の神職や諏訪の領主として古代以来の氏族に連なる高島藩諏訪家の歴代藩主を偲ぶ大切な場所である。

また、歴代藩主の墓標は、高島城や諏訪湖、城下町の賑わいを見守る高台に建立されている。

現在の諏訪家温泉寺墓所は樹木に囲まれ、昼でも暗い場所となっているが、一歩墓所に立入ると静かで厳かであったであろう往時を彷彿とさせる空気の中にたたずんでいる。

本計画では、史跡を確実に保存したうえで、歴代藩主の廟所であるという尊厳性と、本質的価値を構成するそれぞれの要素を出来る限り復元し、往時の空間を感じられる場所として整備を行うこととする。

なお、昭和29年（1954）から31年（1956）と昭和43年（1968）から45年（1970）の2期に分けて一般墓地の造成工事が行われており、側室や子女の墓標がある中段部分は大きく改変された形跡があり、設置当時の配置とは異なる可能性があるが、現在までに確認できる資料では設置当時の配置が明確化できないため、今後資料の発見によって新たな事実が確認された場合は、墓標及び石灯籠の再配置を検討する。

2. 全体計画

本史跡の本質的価値を適切に保存し、持続して活用するための5つの本質的価値に沿った整備の方向性は次のとおり。

（1）古代以降の名族に連なる諏訪家の歴代藩主が眠る墓所

古代から江戸時代末期まで諏訪社の神職である「大祝」を輩出し、戦国時代の一時期に武田氏に支配されるものの一貫して諏訪地域を治めた諏訪氏の系譜に連なる歴代藩主の墓所としての尊厳性を感じられる空間整備を行う。

現在は樹木に囲まれて、日中でも日差しが届かない場所となっており、指定地外から藩主の墓標を見ることはできないが、創建当時の墓標からは家臣が寄進した石灯籠と町並みや諏訪湖を見下ろす眺望が広がっていたと推察され、町中からも領地を見守る墓所を感じられたと推察される。

そのため、創建後に実生等により発生している樹木の撤去を行い、往時の空間への復元を図る。

（2）巨大で独自の形状や宝篋印塔と五輪塔を一对とするなどの多様な墓標形式

大名家の墓所として特色のある形状は、近世の大名墓のあり方を考えるうえで貴重な石造物で

ある。基壇を含めて高さが3メートルに及ぶため、その重量も重く、下部構造の変形や沈下が見られる墓標もあり、今後、史跡を確実に保存するためには、経過観察による変状の早期発見が必要である。

また、冬季には厳しい寒さが続く諏訪地域においては、小さなひび割れも進入した水の凍結によって史跡をき損する大きな要因となるので、変状を確認した際は速やかに損傷部の補修やき損防止を行う。

(3) 江戸時代に建立された御霊屋建築

江戸時代中期の木造建物である御霊屋は、平成19年(2007)の解体によって保存している部材を出来る限り用いて復元を行う。

(4) 発掘調査で確認された参道の石畳や墓標の下部構造

発掘調査により確認されている参道や墓標の下部構造は、諏訪家の信仰や思想を解明するための貴重な地下遺構である。このため今後も適切に保存する。

但し、参道の石段や石畳は地盤の沈下や土砂の流出で大きな不陸が認められるため、創建当時とは異なる形状になっているものと推察され、今後のき損も懸念される。また、来訪者の安全確保も困難となっていることから、史実に基づいた参道の復元について検討する。

現在までの調査によって明らかとなっている墓標の下部構造や参道の形跡は一部であるため、今後も継続して調査、研究を行い、下部構造の確認や埋葬品の有無、参道を含めた地盤の損傷状況なども明らかにする。

(5) 指定地内に立ち並ぶ家臣が寄進した石灯籠

破損による部材の変更や戦後の再配置などによる改変が見られるため、部材の詳細な調査を行い、整合の可否について検討するとともに、史料等の調査によって建立時の配置が確認できた場合は適正な位置への再配置を行う。

また、地盤沈下や樹木の影響により傾斜が著しく、倒壊のおそれのある石灯籠については、き損防止と利用上の安全を確保するため応急的な措置を施し、解体修理の検討を行う。

なお、現在も史跡御廟保存会による献灯会が毎年実施されていることで石灯籠本来の機能利用が継続しており、現地調査によっても火袋などの破損した部材の交換が継続的になされていた可能性がみられる。このため、解体修理や部材の取替えについては利用状況や過去の経緯を十分考慮して検討を行う。

3. ゾーニングとエリアごとの整備の考え方

史跡指定地の構成と墓標などの構造物の位置、地形を考慮して指定地を4つのエリアに区分する。

(1) 藩主墓標エリア・・・A

史跡指定地の最上段に位置し、藩主と忠虎嫡子の墓標、仮覆屋、参道の石畳が残され、比較的大きな石灯籠が設置されているエリア。

藩主墓標の背後にはコンクリート擁壁があり、その上部には階段状の一般墓地がある。

○史跡指定地の枢要なエリアとして、藩主墓標と拝石及びそれに連なる参道の石畳からなる一体感を考慮し、尊厳性に配慮する。

- 史跡を見渡す最上段の視点場としての機能を高める。
- 土砂災害警戒区域に指定されていることから、藩主墓標背後の擁壁の状況には常に留意する。

(2) 斜面エリア・・・B

史跡指定地上段と中段の間に位置する斜面で、忠恒、忠林、忠肅、忠虎嫡子の墓標前には石段が残し、忠恒三女、忠恒長男の墓標も斜面のやや下側に残る。

忠晴墓標前には発掘調査の結果、石段は発見されなかったが土層断面で階段状の凹凸が確認された。

- 沈下や土砂の流失の防止を図り、遺構と地形を確実に保存する。

(3) 石灯籠エリア・・・C

中段部を占めるエリアと史跡北側の斜面、史跡西端の玉垣を含むエリアで、藩主子女の墓標や多くの石灯籠が残されているが、戦後の一般墓地造成で設置位置が変更されている可能性が高い。

- 設置位置が変更されている可能性はあるが、設置時の正確な位置が不明なため、今後の調査等に

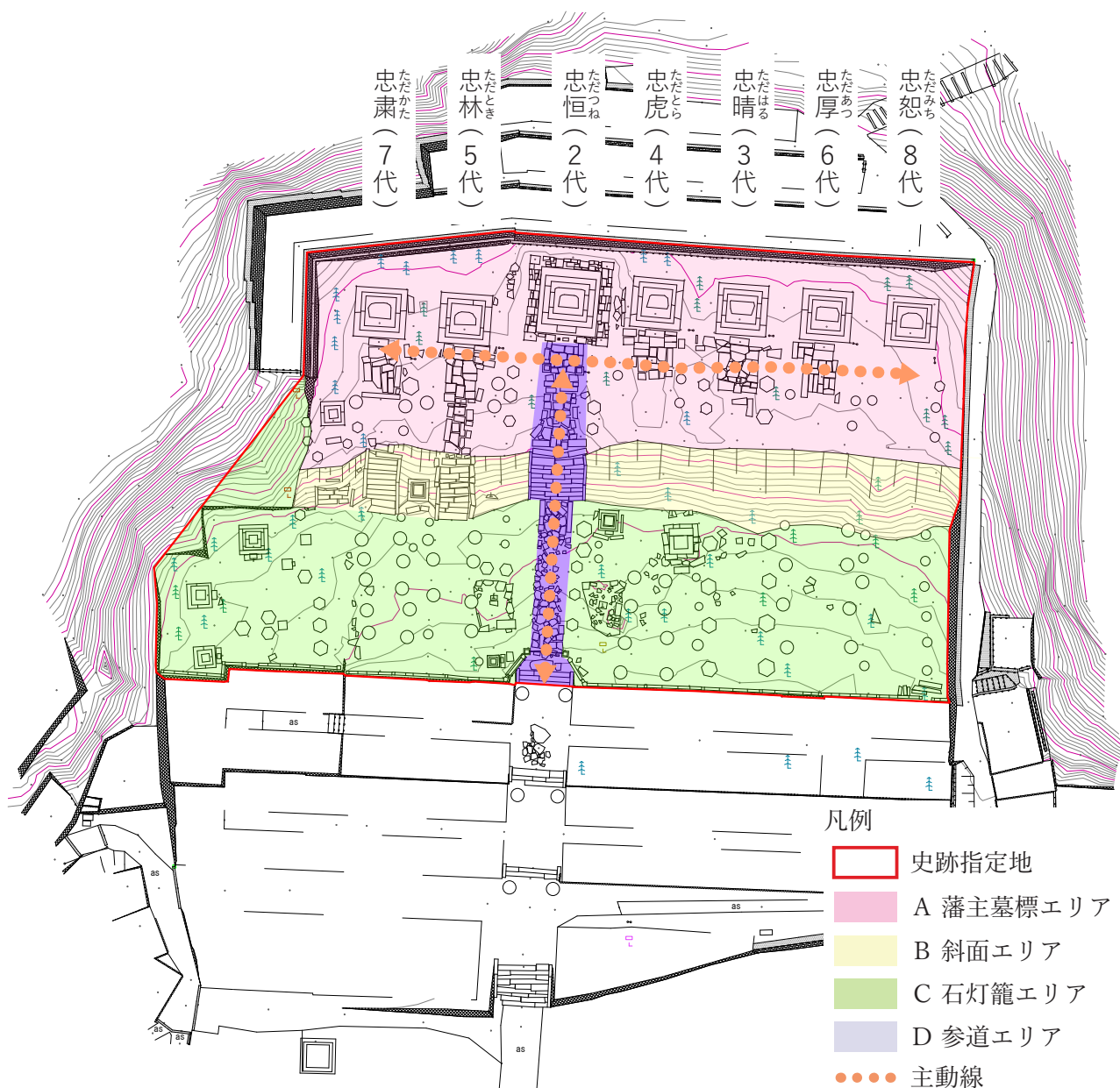


図 3-1 ゾーニング図



図 3-2 諏訪家温泉寺墓所整備イメージ

より位置等が明確になった場合を除き、現況位置での保存・管理を原則とする。

- 傾斜や部材の損傷などで倒壊のおそれのある石灯籠は、危険度の高いものから段階的に修復を行う。
- 斜面エリアの石段や倒壊のおそれのある石灯籠の修復が完了するまでは、エリア内への立入を制限し、史跡を確実に保存し、来訪者の安全を確保する。
- 本エリアは修復完了までは、藩主墓標エリアや参道エリアから観察する対象として位置付け、整備時や仮設時の見え方には十分留意する。
- 玉垣は劣化や損傷状況に応じて修復する。

(4) 参道エリア・・・D

正門から忠恒墓標（仮覆屋）に至る参道で、上・中段には石畳が敷き詰められ、斜面には史跡の中で最も規模の大きな石段があるエリア。

動線を考慮して、藩主墓標エリア、斜面エリア、石灯籠エリアを縦断するエリアとする。

- 遺構としての石畳、石段の不陸を修復したうえで、沈下や凍上、土砂流入の防止措置をとり、確実に保存する。
- 参道エリアから斜面エリア、石灯籠エリアへの進入を防止する。

(5) 主動線

来訪者の主動線は、史跡の保存と来訪者の安全、被葬者の尊厳性を考慮して正門から忠恒墓標

までの東西と、上段の藩主墓標前の石畳を南北に移動する二つのルートを設定する。参道から石灯笼エリアへの進入は、石灯笼への影響が大きいため設定しない。

なお、今後の整備により史跡への影響がなく、来訪者の安全上問題のない場合は中段部分の墓標前や2代墓標前の参道以外の参道部分への立入りも主動線として組み入れる。

- 墓標や石灯笼等の構造物への影響を抑え、墓域の尊厳性を阻害しないルートに適切に誘導する。
- 整備の進行状況に応じて各藩主墓標から石灯笼エリアに下るルートを設定する。

4. 本質的価値を構成する要素の整備の考え方

(1) 墓標

- 藩主墓標のある上段部は昭和の造成工事で改変されていないため、現状位置での保存とする。
- 藩主以外の側室や子女等の墓標 16 基のある中段部は、造成工事による改変が認められるため、記録による真実性の把握に努め、現状位置での保存、修復を行う。
- 墓標基礎部の不陸を修正し、墓標の傾きを修復する。また、将来的にも土砂の流出等の影響を受けないよう恒久的な対策を実施する。
- 部材の欠損部は、将来的に拡大のおそれのある場合は適切に修復を行う。ただし、設置時の欠損等の可能性もあるため、十分に調査を実施したうえで修復する。
- 現状で拡大のおそれのない欠損や亀裂は現状保存とし、日常点検によって経過を観察し、損傷の拡大等が認められたときは拡大防止措置を行う。

(2) 参道

- 発掘調査に基づく路面高での不陸の修復を行い、沈下や凍上、降雨等による流失を防止する。
- 石畳は、不陸調整を行ったうえで、現状位置に復元する。
- 石段は、部材の損傷を確認し、傾斜部の修復を行ったうえで、現状位置に復元する。
- 石畳及び石段の石材は、利用の安全に支障のない部材は現状位置に復元し、損傷の著しい部材は同素材のものに置き換える。なお、記録で確認できるときは産地の同じ素材の利用を検討する。
- 著しい損傷により撤去する旧材のうち歴史的物証として主要なものは、諏訪市教育委員会で保存する。

(3) 石積(石垣)

- 現状での保存を原則とし、日常点検によって変状が確認されたときは損傷防止策や修復を行う。
- 北側に設置されている古い石垣の一部で、樹木の影響による崩壊が確認されるため、当該樹木を伐採し、崩壊の防止と石垣の修復を行う。

(4) 石灯笼

- 調査により明確な位置が判明した場合を除き現状位置での保存、修復を原則とする。
- 沈下や凍上で設置地盤に不陸の生じているものは、解体撤去して不陸の調整を行ったうえで現状位置に復元する。
- 笠や火袋に著しい損傷があり、倒壊のおそれのある石灯笼は、部材の取替えを行う。なお、取替えに使用する部材は同じ素材を用いることを原則とし、記録で確認できるものは産地も同じ産地とする。また、形状、仕上方法は遺構から判断できる当時の構造や手法として最も信頼性の高い

技術に基づき行う。

- 形状の違いから、あきらかに部材の不整合が生じている石灯籠については、詳細な調査を行ったうえで、部材の整合を行う。
- 石灯籠のほとんどすべてが傾斜しているため、石灯籠の規模や傾斜角度の大きさなど危険度の高いものから段階的に修復を行う。
- 喫緊に倒壊のおそれがない石灯籠についても、部材の亀裂や損傷の認められるものは経過観察を行うとともに、段階的に修復する。
- 樹木の根張の影響によって傾斜が進行するおそれのある石灯籠は、影響樹木の伐採を行うこととするが、影響樹木が本質的価値を構成する要素の場合は倒壊防止措置を講じる。
- 倒壊のおそれのある石灯籠は、来訪者の安全を確保するため、注意喚起及び周囲への立入禁止措置を講じ、他の史跡のき損を防止するために仮設の倒壊防止策を講じる。

(5) 御霊屋

- 解体調査報告書（平成19年（2007））に基づいて復元を行う。
- 部材は、遺存する部材の再使用を原則とするが、劣化及び風化、破損の顕著な部材で再使用に堪えないものについてのみ旧材と同形・同種の新材で取替える。なお、取替えた旧材のうち主要なものは歴史的な物証として保存処理し、諏訪市教育委員会で保存する。
- 部材の取替えの際は、材料の仕上等について解体工事の記録または旧材から判断できる当時の構造や手法として最も信頼性の高い技術に基づいて行うことを原則とする。ただし、史跡の本質的価値を損なわない位置に限り耐久性を考慮した鋼材などの新素材を使用することも可能とする。
- 復元に係る建築基準法等の遵守事項については、関係機関と十分協議する。

5. 本質的価値に準ずる要素の整備の考え方

(1) 玉垣・門柱

- 現状位置での保存とする。
- 樹木の根張の影響によるき損のおそれのある玉垣は、影響樹木の伐採を行うこととするが、影響樹木が本質的価値を構成する要素の場合はき損の進行を防止する措置を講じる。

6. その他の要素の整備の考え方

(1) 仮覆屋

- 御霊屋の整備計画に伴い撤去する。

(2) 樹木植生

- 有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」（諏訪市教育委員会蔵）に表現されている樹木と、幹径から樹齢が明治4年（1871）以前のものと推察されるスギは史跡の本質的価値を構成する要素として現状で保存し、それ以外の樹木は本質的価値を構成する要素以外の要素として伐採する。
- 保存する樹木以外の草木は、日常的管理で除去する。
- 保存する樹木は、日常点検において樹勢に留意し、必要に応じて薬剤注入等による樹勢の維持を行う。
- 枯れ枝や強風等による樹木の落下を防止し、石灯籠などの史跡のき損防止や、来訪者の安全を確

保するため、日常的管理で枝打ちを行う。

- 保存樹木であっても、墓標や石灯籠、参道等の史跡をき損するおそれのある場合は、影響の進行を抑えるため、根張の防止策を講じる。
- 植物の根茎が史跡保存に影響を及ぼす可能性が高い場合は、伐採後の除根について慎重に検討し、史跡の保存上、除根が不可避と判断されたときは、市の文化財に係る専門職員立会いのもと、除根を行う。この時も必要に応じて発掘調査、記録作成、遺物採集等を行う。

(3) 擁壁

- コンクリート壁またはブロック積みと、増し積みされた擁壁の間に生じている間隙、2代墓標E東側の擁壁のズレなど変状が確認されている箇所は、状況を日常点検で観察し、変状の進行が認められる場合は関係機関と連携し、崩壊等の危険を未然に防ぐ。また、将来的には藩主墓標の背後にある一般墓地所有者と関係機関の協力を得たうえで、抜本的な対策を実施する。

(4) 標識

- 参道の復元修理に合わせ、基礎部の凍上対策を行う。
- 新たに、ガイダンス機能を持つ現地での解説板設置を検討する。なお、新たに標識を設置する場合は、掘削を伴う基礎工事等が不要かつ来訪者の安全確保とホスピタリティの向上に資する標識を設置することを原則とする。

第4章 整備基本計画

1. 遺構保存のための整備

本史跡を構成する要素は、地上に遺構が表出しているもののほか、発掘調査によって地下に遺構が埋蔵されていることが明らかにされている。それは下図の通りである。

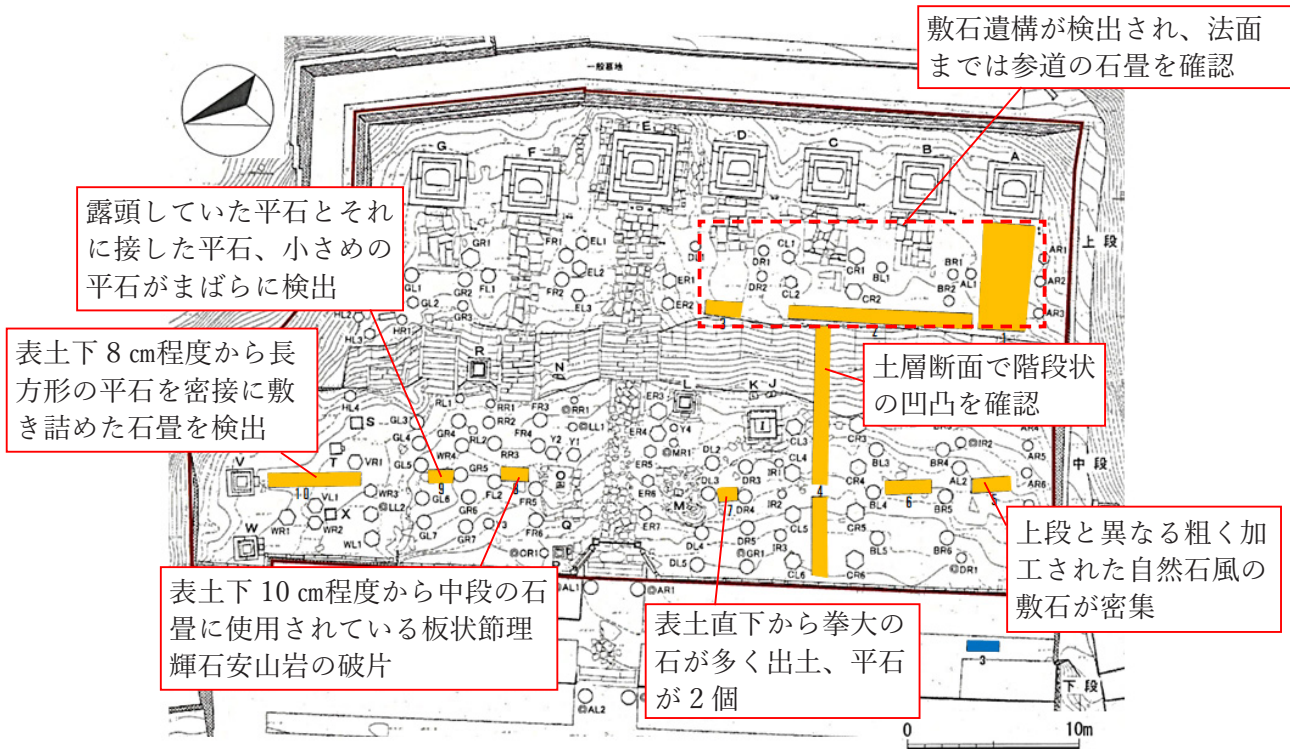


図 4-1 発掘調査範囲図 (2011 年調査)

(1) 墓標

応急措置

- 日常点検で、墓標の変状について留意する。
- 変状が確認された場合は、修復の可否について検討を行い、本質的価値を損なわないと判断されたときは現状保存を行い、経過観察する。
- 基礎部の沈下や墓標の傾斜、欠損等の影響等によるき損を防止するため、緊急性の高い措置が必要な場合は、応急措置として人工物による沈下防止や倒壊防止措置を施す。

欠損部の修復

洗浄

- 欠損部は埃やカビ、微生物等を排除するため洗浄する。

修復

- 欠損部の部材が残存し、十分な形状と強度を有している場合は欠損部への接着を行う。
- 欠損部の部材が残存していないときは、同じ素材と加工方法により欠損部を再生し接着する。また、記録で確認できる場合は素材の産地が同じものを使用する。

亀裂・キズの修復

修復の要否判定

- 調査により設置後のものと判定された場合で、経過観察により亀裂等の拡大による史跡をき損するおそれがある場合に行う。本質的価値を損なうおそれのない場合は現状保存を行い、経過観察する。

洗浄

- 亀裂等は埃やカビ、微生物等を排除するため洗浄する。

修復

- 亀裂等への薬剤または接着剤の充填により行う。
- 充填する薬剤または接着剤は、当該史跡の素材色に類似するものを選択し、白化等により外観の変状を生じないように留意する。

基礎地盤及び基壇の解体修理

記録

- 基礎地盤整備のためには解体修復が必要なため、事前に構造、部材の配置をデジタルスキャナや三次元計測機等により詳細に記録する。
- 部材ごとに接合位置を水性ペイント等を用いて印をつけ、写真及び図面にて記録する。

仮設

- クレーン等による石材の吊下げに備え、事前に石材の十分な養生を組上げ作業も考慮して行う。
- 機材や作業による史跡路面への影響を抑えるため、機材や作業車、部材の仮置き・搬入・搬出計画を作成し、使用する指定地には十分な養生を行う。
- 藩主墓標など特に重量が大きな部材の吊下げは、クレーン等の沈下や傾斜を招くおそれもあるため、養生や作業には細心の注意を払う。

解体

- 吊下げにより石材を破損することのないよう、細心の注意を払い解体を行う。
- 解体した部材が転倒等により破損することのないよう、仮置き方法を検討する。
- 部材に欠損や亀裂、破断が生じている場合は薬剤充填や接着によって修復を行う。

発掘調査

- 発掘調査により、遺構を確認する。
- 遺構の適切な保存方法を検討したうえで、埋戻し方法を決定する。

基礎地盤の土壌改良

- 遺構の発掘調査の結果に基づき、遺構に影響しない範囲で基礎地盤の土壌改良を行い、将来的な地盤の沈下を抑制する。

復元

- 発掘調査時に検討した方法により、遺構を確実に保存するための埋戻しを行う。
- 遺構に空間がある場合に、基壇の破断によって十分な基壇の安定が確保できない場合は、外部から見えない位置に鉛板などを設置し、強度を確保する。
- 組上げ工事は、解体時の記録に基づき、位置・方向を確認したうえで、修復前の傾斜や歪みを補正して組上げる。
- 組上げの際に各部材間において微妙な傾きを調整する場合には、石材と石材の間に厚さ 2 ～

3mm の鉛板等により調整するが、外部から見えない位置に設置するよう留意する。

- 修復工事の内容は詳細に記録し、修復後の墓標についても正確な位置や形状をデジタルスキャナや三次元計測機により記録して、経過観察に活用する。

(2) 参道

石段・石畳、拝石部の解体修理

石段の解体修理は、地上に表出している2代、5代、7代の墓標参道について行い、石畳は8代墓標参道を除くすべての藩主墓標参道と雲台院墓参道のうち、著しく不陸が認められる箇所について行う。

記録

- 基礎地盤整備のためには解体修復が必要なため、事前に構造、部材の配置をデジタルスキャナや三次元計測機等により詳細に記録する。
- 部材の配置順について、水性ペイントで部材に印をつけ、写真及び図面にて記録する。

仮設

- クレーン等による石材の吊下げに備え、事前に石材の十分な養生を組上げ作業も考慮して行う。
- 機材や作業による史跡路面への影響を抑えるため、機材や作業車、部材の仮置き・搬入・搬出計画を作成し、使用する指定地には十分な養生を行う。

解体

- 吊下げにより石材を破損することのないよう、細心の注意を払い解体を行う。
- 人力にて解体・移動が可能な石材は、石材の破損に留意したうえで作業の安全性にも注意して人力による解体・移動を行う。
- 部材に欠損や亀裂、破断が生じている場合は薬剤充填や接着によって修復を行う。

発掘調査

- 発掘調査が行われていない参道は調査を行い、遺構を確認する。

基礎地盤の土壌改良、地形補正

- 発掘調査の結果、遺構が確認された場合は、遺構部分を保存したうえで、石段の再設置の可否について検討する。
- 遺構部分を利用した石段の再配置が不可能であるときは、覆土により遺構を保存する。
- 将来的な土砂流出や沈下を防ぐために土壌改良を行う。

復元

- 発掘調査時に検討した方法により、遺構を確実に保存するための埋戻しを行う。
- 組上げ工事は、解体時の記録に基づき、位置・方向を確認したうえで、修復前の傾斜や歪みを補正して組上げる。
- 組上げの際に各部材間において微妙な傾きを調整する場合には、石材と石材の間に厚さ2～3mmの鉛板等により調整するが、外部から見えない位置に設置するよう留意する。
- 修復工事の内容は詳細に記録し、修復後の墓標についても正確な位置や形状をデジタルスキャナや三次元計測機により記録して、経過観察に活用する。

参道（土）の修復

発掘調査

- 階段状の遺構が確認されている3代墓標前の法面部分を除く、4代、6代、8代墓標前の法面部分について、遺構の有無を確認する。
- 今までの発掘調査により石畳と推測される地下の形跡が確認されている7代、4代、3代墓標前参道の中段部分は、遺構の範囲について確認を行う。

階段遺構の保存

- 発掘調査により地下遺構が確認された場合は、遺構を詳細に調査・記録したうえで、埋戻し、覆土により保存を行う。
- 発掘調査により、石段が発見された場合は、解体修理または覆土による保存を検討する。

参道の保存

- 地上部分の参道は現状保存を原則とする。
- 雨水等により表土の流出が発生した際は速やかに埋戻しを行う。なお埋戻しを行う土は適度な改良により将来的な流出防止を図る。
- 土砂の流入により参道が埋没した際は、速やかに流入土砂の撤去を行う。

復旧

- 今後の調査・研究により、墓標前の法面について石段の存在が明確になったときは、石段の復旧について検討を行う。
- 2代墓標を除く中段の参道も、石段と同様に往時の石畳の存在が明らかとなったときは、復旧について検討を行う。ただし、石材の形状や配置については不明確であることが推測されることから、慎重に検討を行い、復旧すべき根拠が不明確な場合は適度な厚さの盛土により遺構面を被覆する。
- 復旧に際して使用する石材は、『諏方高島藩大隅流棟梁の記録』（長野日報社編 2003年）などを参考に、設置当時と同じ産出地の石材の使用に努める。

（3）石積（石垣）

修復

史跡北側の崩壊箇所の全面解体修理

- 影響している樹木を撤去する。
- 一部、残存している石積で、崩壊による影響を受けていないものがあるときは、修復時の復旧ができるよう、三次元計測機等により詳細に記録する。
- 崩壊箇所における工法は、現状から空石積の可能性が高いが、詳細な調査・研究を実施したうえで工法を選定して修復する。
- 修復に使用する石材は、崩壊によって落下した石材を使用し、材料が不足する場合は同種の石材で補填を行う。

その他の石積

- 地上部分は概ね良好な状態であるが、定期点検などにより石積の変形等が発見された場合に行う。特に孕み出しや部材の落下などには十分留意する。
- 整備年代が特定されていないため、事前に調査・研究を行い、整備年代や整備方法を特定する。

(4) 石灯籠

個別調査

- 竿石の碑文による藩主墓標等の設置年代との相違や、部材や素材の不整合を詳細に調査する。
- 調査により明確になった設置位置や部材の相違については、解体、移転、部材を整合した組みなおし方法を整理する。
- 調査により、部材の整合が困難な場合は現状の組合せでの保存を行う。

応急措置

- 倒壊危険度の高い11基の石灯籠は、応急措置として人工物による倒壊防止措置を施す。
- 倒壊防止措置を設置する場合は、隣接する石造物等や遺構への影響と安全に十分留意して行う。
- 火袋や笠など部材の破損に伴う倒壊が懸念される石灯籠は、現状を詳細に記録したうえで解体し、部材は別途保存する。

表 4-1 倒壊危険度の高い石灯籠

No. ^{※1}	記号 ^{※2}	銘文		諱	身分等
14	EL1	為天久院殿 菩提立之	明暦三年丁酉正月初五月	源頼尚	分知旗本
15	EL2	—	明暦三年丁酉正月初五月	源盛鄰	分知旗本
23	CR2	—	元禄八己亥歳三月初二日	貞清	家老
35	HL4	景耀院殿尊前	享保二年四月二十三日	晴近	御長柄奉行
36	VR1	雲臺院殿石塔前	寛保三年癸亥十一月七日	忠林	藩主
54	RR3	月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二年癸巳季二月二十八日	—	—
61	OL1	—	—	—	—
62	Y2	為月江院殿 心岳清鑑大禅定尼	寛文九乙酉初秋十三日	忠恒室	忠恒室
85	IR2	—	慶安四年辛卯三月十三日	—	—
87	CL3	—	元禄八乙亥歳三月初二日	晴正	物頭
100	BR4	—	文化九壬申六月十有七日	成胤	用人

※1 現地調査の番号

※2 『信州高島藩諏訪家廟所』(諏訪市教育委員会,平成12年)の記号

解体修理

- 個別調査により設置位置や部材の不整合が明らかなもの、火袋や笠などの損傷で倒壊のおそれのあるもの、樹木等の影響により著しく傾斜して倒壊のおそれのあるものについて解体修理を行う。

記録

- 現状の構造、部材の配置をデジタルスキャナや三次元計測機等により詳細に記録する。
- 部材の向きや配置順について、水性ペイントで部材に印をつけ、写真及び図面にて記録する。

仮設

- クレーン等による石材の吊下げに備え、事前に石材の十分な養生を組上げ作業も考慮して行う。
- 機材や作業による史跡路面への影響を抑えるため、機材や作業車、部材の仮置き・搬入・搬出計画を作成し、使用する指定地には十分な養生を行う。

解体

- 吊下げにより石材を破損することのないよう、細心の注意を払い解体を行う。

- 人力にて解体・移動が可能な石材は、石材の破損に留意したうえで作業の安全性にも注意して人力による解体・移動を行う。

影響樹木等の除去

- 樹木の影響により倒壊のおそれのある石灯籠は、当該樹木の除去を行う。

地盤補正

- 石灯籠の設置地盤が土砂の流入や流出、樹木の根張などの影響で著しく不陸が生じている場合は、地盤の整地を行う。
- 樹木の根張で、設置地盤が不安定になっているものは、根切りを行ったうえで整地する。
- 整地の際は、将来的な土壌流出や沈下を防止するため、改良等による土壌の安定化を図る。

復元

- 組上げ工事は、解体時の記録に基づき、位置・方向を確認したうえで、修復前の傾斜や歪みを補正して組上げる。
- 組上げの際に各部材間において微妙な傾きを調整する場合には、石材と石材の間に厚さ2～3mmの鉛板等により調整するが、外部から見えない位置に設置するよう留意する。
- 修復工事の内容は詳細に記録し、修復後の正確な位置や形状をデジタルスキャナや三次元計測機により記録して、経過観察に活用する。

部材の修復

記録

- 部材の状況を、破損や亀裂等の状況を含めて形状や寸法等を詳細に記録する。
- 欠損しているもので部材が残存しているものは、部材も同様に記録する。

修復

- 部材のうち、修復可能なものは接着や薬剤の注入、欠損箇所の復元などにより修復する。

取替

- 部材のうち、修復が困難なものや、修復では十分な強度が得られない場合は部材の取替を行う。
- 取替部材はもとの部材の形状や寸法、仕上方法を正確に復元し、素材はもとの部材と産地を含め同じものを使用する。
- 製作手法も記録や年代を確認して同様の手法で行う。

復元

- 組上げ工事は、解体時の調査と記録に基づき、部材の整合を図ったうえで、位置・方向を確認し、修復前の傾斜や歪みを補正して組上げる。
- 組上げの際に各部材間において微妙な傾きを調整する場合には、石材と石材の間に厚さ2～3mmの鉛板等により調整するが、外部から見えない位置に設置するよう留意する。
- 修復工事の内容は詳細に記録し、修復後の正確な位置や形状をデジタルスキャナや三次元計測機により記録して、経過観察に活用する。

(5) 御霊屋

設計

設計

- 平成19年(2007)の解体時に整理された報告書に基づき、解体時の意匠形態を復元するための

設計を行う。

○事前に建築の内容等について関係機関と協議を行う。

部材・素材・工法の選定

○保管している部材の歪みや強度、腐朽状況などを確認し、建材としての可否を判定する。

○腐朽や虫害、折損が小規模な範囲に限定されている場合は、当該箇所を除去し、埋木または^{うめぎ}はぎきなどにより補足を行う。

○使用が困難な部材については、過去の改修の記録も確認し、同規模・同質材かつ出来る限り産地も同じ素材に取替え、表面加工や仕上方法も過去の制作方法に倣うこととし、困難な場合は関係機関と協議の上、使用する部材を決定する。

○使用する金物や仕口、継手などは原則として、解体時と同じ素材や工法を用いて行うものとする。

○見えない位置に使用する部材や工法は、耐久性を考慮して金属や炭素繊維などの使用や現在の工法利用も検討する。

○使用が困難と判定された部材は原則廃棄とするが、当初の形態や技法または歴史的変遷の中で重要と思われる形態及び技法が認められる場合は、部分的な保存について検討する。

耐震の検討

○御霊屋の設計に合わせて、耐震について検討を行い、耐震補強が必要な場合は設計に反映する。

○補強が必要な場合は、本質的価値の保存に影響を及ぼさない範囲で補強を行う。

○補強は木材による補強を原則とするが、外部から見えない位置への補強については耐久性を考慮し、金属や炭素繊維の利用も検討する。

仮覆屋の解体・撤去

○解体工事にあたって、内部に保管されている2代墓標などへの影響を最小限にするため、解体順序、解体方法、安全管理について十分協議して実行する。

○屋根や小屋組、壁面の解体で重機等を使用する場合や足場を設置する際は、内部の墓標などと、隣接する墓標や石灯籠への影響を十分考慮して、必要な養生を行う。



図 4-2 解体前の2代忠恒御霊屋

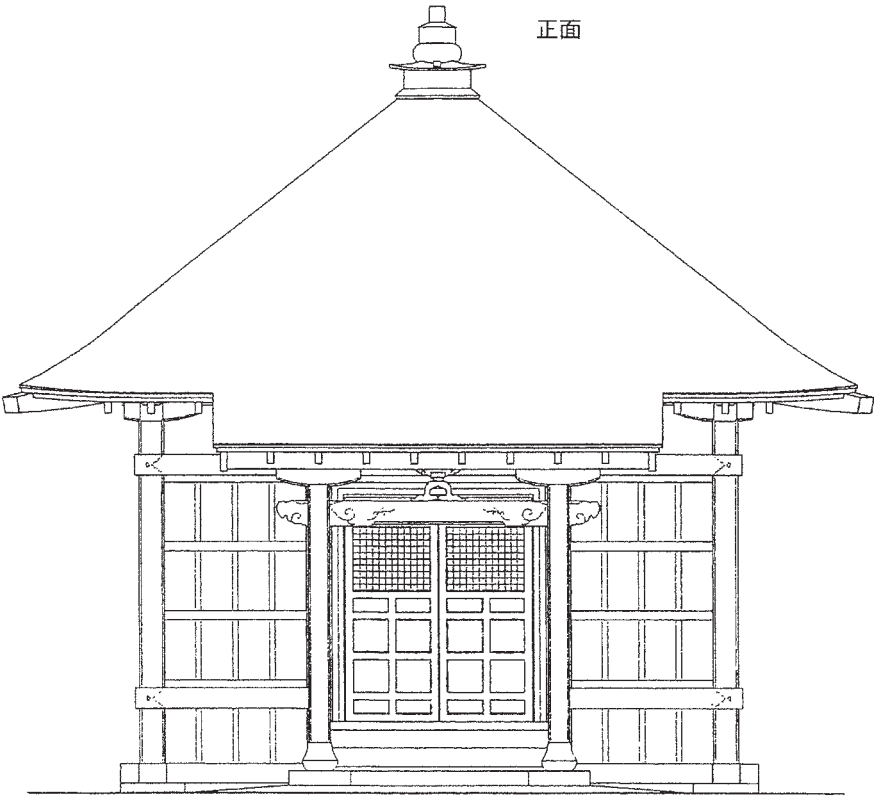


図 4-3 2代忠恒御霊屋立面図(正面)

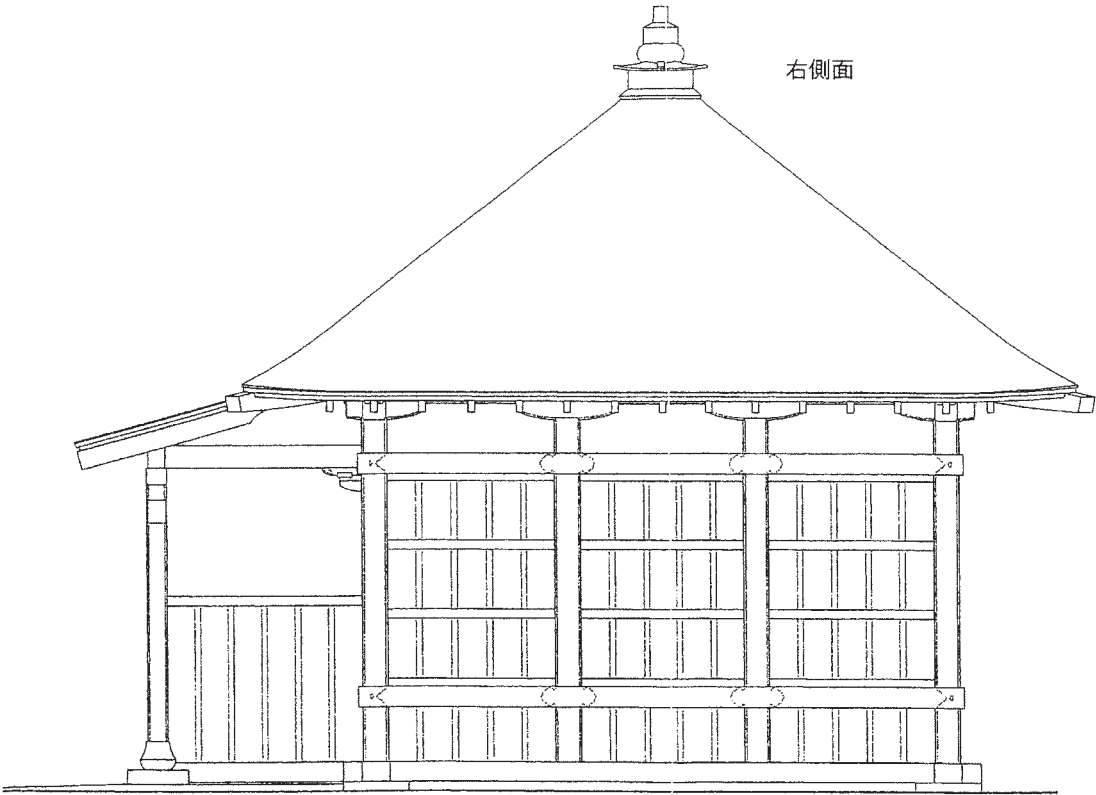


図 4-4 2代忠恒御霊屋立面図(右側面)



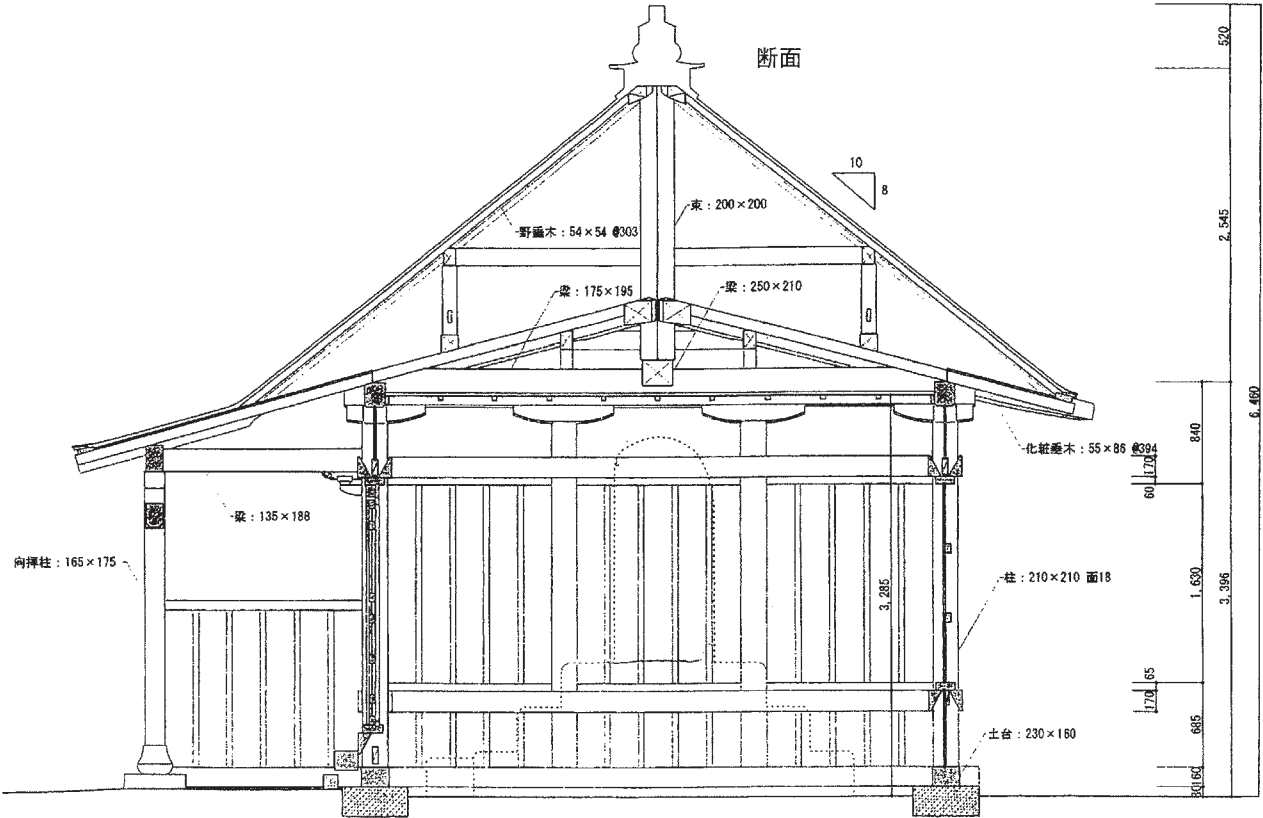


図 4-5 2代忠恒御霊屋断面図(右側面)

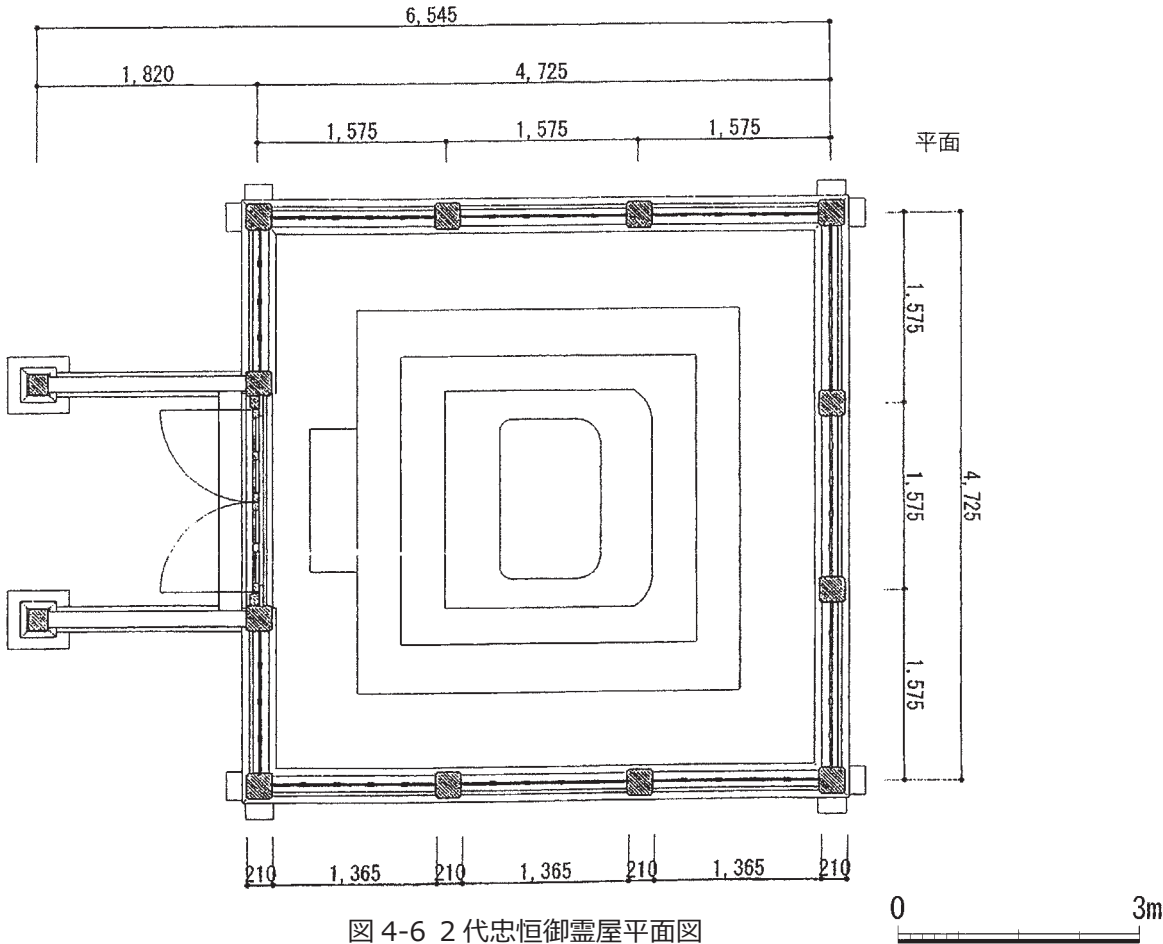


図 4-6 2代忠恒御霊屋平面図

- 解体後の部材搬出時に遺構に影響を与えないよう、石段や参道の養生を行う。

基礎の調査

- 仮覆屋解体後、2代藩主墓標の基礎と建物基礎部分の沈下や傾斜の有無について確認調査を行う。
- 2代藩主墓標に著しい傾斜が認められる場合は、解体修理を含めて検討を行う。
- 建物基礎の沈下や傾斜が著しい場合は、必要に応じてボーリング調査等で地盤の強度を確認し、地盤の補強方法を検討する。
- 地盤が脆弱で、将来的な沈下等が懸念される場合は、基礎地盤の改良を行い沈下等を防止する。
- 礎石の亀裂などが認められ、上屋建築に大きな影響が懸念される場合は、取替えを行う。



図 4-7 仮覆屋

建築工事

組上げ

- 組上げに先立ち、仮覆屋解体時と同様に内部の墓標と隣接する墓標や石灯籠への影響を考慮して、必要な養生を行う。
- 本格的な組上げを行うのに先行して仮組みを行い、部材の調整を行う。
- 表面に出る釘及び金物については、解体時の形式に倣う。

補強

- 補強を施す場合は、補強材料であることを確実に記録し、解説板やパンフレット等で見学者にも分かるよう明示する。

屋根

- 屋根は解体時の垂鉛引鉄板葺きあるいは創建当初と推定される^{とち}栩葺を検討するが、材料の確保や耐久性によって別の材料を使用する場合は文化庁及び長野県県民文化部和協議の上決定する。

建具・金具

- 当初から遺存する建具・金具類は歪みの修正を行うほか、劣化及び風化、破損している箇所の埋木及び矧木等を行い再使用する。
- 再使用が不可能な建具等は、新たに同質の材料を用いて作成した同規模の建具等を使用し、もとの建具は適切に保管する。また、建具等が失われている場合は、他の建具に倣い復元的に整備を行う。

防虫・防腐処理

- 使用する木材は防虫剤や防腐剤の塗布・吹付け・含浸などにより耐久性を高める。

防災

- 一般墓地が隣接していることや、史跡内の石灯籠へのろうそくでの点灯を行うことから、火災対策として建屋に防災効果が期待できる薬剤等の塗布や、消火器等の設備設置を行う。

(6) 玉垣・門柱

玉垣・門柱の保存

- 玉垣・門柱は現状保存を原則とする。
- 但し、指定地境界付近に野積みされている余剰材とみられる部材については、十分確認のうえ、保管または撤去について検討する。

影響樹木の撤去、修復

- 樹木の影響による変形箇所は、影響する樹木を伐採・撤去して連続する玉垣に倣い修復を行う。
- 亀裂や欠損のある箇所は、充填剤の注入や欠損部分の補修を行う。

(7) 樹木植生

本質的価値を構成する要素としての樹木確定

- 有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」（諏訪市教育委員会蔵）と、幹径から推定される樹齢、樹種などを十分検証し、本質的価値を構成する要素としての樹木と、本質的価値を阻害する要素の分類を行う。
- 樹木のうち、本質的価値を構成する要素であるが墓標等や石灯籠への影響が大きく、将来的に遺構をき損するおそれのある樹木は、樹勢の抑制や根切り、伐採撤去など必要な措置を検討する。

伐採

- 分類の結果、墓所創建後の実生樹木や本質的価値を阻害する要素である樹木、遺構をき損するおそれのある樹木は、伐採・撤去する。
- 伐採にあたっては、事前に遺構への影響を考慮した伐採・搬出計画を作成する。
- 伐採・搬出計画には密集する石灯籠や参道に影響を及ぼさない養生の方法や、機材の搬入・搬出方法、伐採手順、伐木の搬出方法などを綿密に計画する。
- 枯損木や危険木の撤去、史跡上部の枝払いは日常点検で行う。

(8) 擁壁

修復

- 藩主墓標東側の擁壁は、史跡指定時から大きな変化は認められないため緊急性の高い整備ではないが、孕み出しや亀裂が見られ、崩壊等による史跡への影響が大きいことから、日常点検で継続観察を行い、十分留意する。
- 日常点検で異常が発見された場合は、異常の程度や状況に合わせた適切な工法を選択し、修復を行う。
- 大雨等により土砂流出や史跡への流入が生じた際は、応急的な措置としてシートの設置等による雨水の浸透防止や、土のう等により土砂の流入を防止する。

改築の検討

- 擁壁の一部は土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域（温泉寺 k 04-206-021、茶臼山 k 04-206-024）に指定されているため、十分な強度を確保して史跡のき損を防止することが必要である。また、東側上段には一般墓地が造成されている。このため、一般墓地所有者や管理者、関係機関と十分協議を行い、改築を含めた将来的な整備について協議を行う。

2. 活用のための整備

（１）利用者の安全確保のための整備

立入防止柵の設置

史跡のき損防止と利用者の安全を考慮して、今後の整備によるき損防止や安全確保が可能となるまでの期間、主動線である２代墓標前の参道と他の藩主墓標前を南北に横切る動線からその他のエリアへの一般来訪者の立入りを制限する。

また、主動線以外のエリアでも史跡御廟保存会による献灯会で利用されることから、応急措置として倒壊のおそれのある石灯籠の全高を半径としたエリアは立入りを制限する。

- 墓所空間の風情を損なわないよう、素材と色彩に十分注意する。但し、現在設置している墓所入口解説板や藩主墓標の表示板が金属で施工されていることから、同種の金属利用も考慮する。

- 立入防止柵の高さは、0.8m を基準とする。

- 地盤への杭やコンクリート等による基礎の設置は行わず、地上設置を原則とする。

- 危険性の高い石段への立入りは特に留意し、必要に応じて二重の防護柵の設置を検討する。

注意喚起

- 案内板やパンフレット等により、き損防止や倒壊危険性について注意喚起を行う。

- 立入防止柵を手すりとして利用しないよう注意喚起する。

- 史跡御廟保存会との情報共有を行う。

（２）案内・解説施設の整備

案内・解説施設

- 現在史跡指定地入口に設置されているステンレス製の解説板に史跡の全体図が表示されているが、案内としては不十分であるため、新たに案内について検討を行う。

- 案内施設は、本史跡の本質的価値である墓所の尊厳性に鑑み、新たな案内板の設置は行わず、パンフレットやインターネット上への公開を主として行う。

- 公開したインターネットへのアクセスを促進するため、既存解説板に QR コードを貼り付ける。

- パンフレットやインターネット上に公開する案内に

は、墓標ごとの詳細な情報や、既往調査によって判明している絵図面や古文書の内容も可能な限り掲載する。



図 4-8 史跡指定地入口の解説板

墓標の表示

- 現在は藩主墓標のみ、ステンレス製の表示板にて表示しているが、地盤沈下や土砂流出による基礎部の露呈や風化が確認されるため、応急措置として基礎部の土による埋戻しを行う。
- 遺構への影響がなく、傾斜の補正と地盤の締め固めができる場合は、傾斜を補正する。
- 表示板にも解説板同様に QR コードを貼り付ける。
- 将来的には、付替えを検討する。
- 付替える際にはあらためて規模や使用素材など、適切で統一感のある設置位置を検討する。



図 4-9 藩主墓標の表示板の傾き・基礎の露呈

(3) 周辺地域の環境保全

史跡指定地周辺の墓地

西側の一般墓地内の史跡指定地に通じる参道には 8 基の石灯籠があり、市では有形文化財（名称：高島藩主廟所）として保護を図っている。

また、史跡指定地外にも昭和 30 年代の一般墓地造成工事による改変で整理された 8 代忠恕五男ぎよくかくいん玉潤院、10 代忠礼嫡男ほうとくいん彭徳院、9 代忠誠子ちかくいん智覚院の墓標と石のみの 5 基が詳細は不明のまま集積されており、石灯籠同様に市の有形文化財として保護している。

史跡指定地の尊厳性を維持しつつ来訪者にも感じてもらうためには、一般墓地を含めた墓地全体での景観形成と維持管理が必要である。

- 詳細が不明な墓標等は継続して調査、研究を行い、史跡指定地外の石灯籠とともに維持管理を行う。
- 史跡指定地の日常点検時に史跡指定地外の石灯籠や参道の変状と、墓地に影響する樹木の状況を確認する。
- 史跡指定地外の石灯籠は、現状で参道の外側への傾きが見られるため、日常点検で経過を観察する。
- 石灯籠に異常が確認された場合は、倒壊等の危険度に応じたき損防止措置を行う。
- 応急的な措置では、石灯籠のき損や倒壊の防止が困難な場合は、一般墓地利用者の安全を確保するため解体によって史跡の保存を行い、修復方法について検討する。
- 温泉寺と協力して環境保全を行うとともに、墓地所有者への啓発を行う。

周囲の森林と傾斜地の保全

史跡東側の傾斜地から史跡指定地内の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、史跡の南北も樹木が密生した傾斜地となっている。このため、大雨等による史跡内への土砂の流入が懸念され、崩壊等が発生した際には史跡のき損や埋没など、史跡に大きな影響を与える可能性がある。

- 日常点検で傾斜地の変状を確認する。
- 変状が確認されたときは、土地所有者や関係機関と協議を行い、変状の修復等について検討する。
- 警戒レベル4以上の降雨や、構造物が倒壊する地震が発生した際は、史跡への影響の有無について、天候等が回復した後に点検を行う。
- 警戒レベル3の降雨、構造物が倒壊するおそれのある地震発生時には庁内関係部署と連携して、状況に応じて判断する。

史跡指定地からの眺望の確保

史跡指定地から諏訪湖までの土地は、諏訪市景観計画（諏訪市，平成21年（2009））により、次のように地域指定されている。

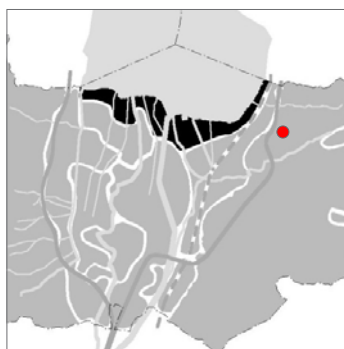


図4-10 諏訪湖畔の景観地域

【諏訪湖畔の景観地域の景観基本方針】

- 諏訪湖の多様な自然環境を保全する
- 湖と市民の観光客との関わりを深める憩いの場としての魅力ある水辺を創出する
- 湖と市街地の結びつきを強化し、回遊性の高い歩行者空間を創出する
- 湖畔と市街地（旅館街）の調和と一体感に配慮したまち並みを形成する

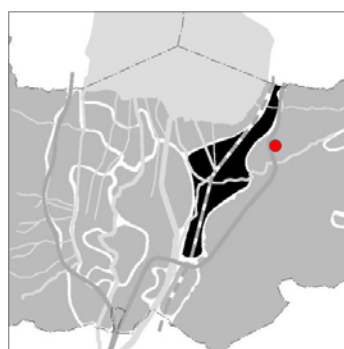


図4-11 上諏訪駅周辺・高島城・甲州街道沿いの景観地域

【上諏訪駅周辺・高島城・甲州街道沿いの景観地域の景観基本方針】

- まちの顔にふさわしい特徴ある顔づくりを行う
- 人間的なスケール感、回遊性、界索性のある歩行者優先の景観づくりを行う
- 高島城、甲州街道沿いの蔵群などの歴史・文化的資源を保全・活用する
- 歴史的資源と一体的な緑を保全する
- 市の景観的な特徴である温泉景観を継承、育成する

史跡指定地からの眺望の確保

- 景観行政と協力を図り、史跡指定地から諏訪湖までの眺望を確保する。
- 史跡指定地から市街地、諏訪湖をつなぐ回遊性の高い歩行空間を整備する。
- 湖周辺を交流と憩いの場とし、史跡指定地を地域の歴史と高島藩の系譜を感じる眺望の場として、連携した活用を図る。

(4) 関連文化財との連携

史跡に関連の深い文化財等との一体的な活用

初代藩主頼水とその両親の墓がある茅野市の高島藩主諏訪家墓所（頼岳寺）や諏訪氏が代々大祝を務めた諏訪大社との一体的な活用を図る。

- 各文化財等の所有者や管理者と連携を図り、普及や活用の相互利用を促進する。
- 頼岳寺、諏訪大社、諏訪市博物館、高島城をめぐる観光ルートを提案し、公共交通利用についても検討する。
- 諏訪大社に訪れる多くの観光者を、高島藩ゆかりの場所へ誘導し、活用を促進する。

情報発信の強化

- 関連の深い文化財等と連携して、普及活用を積極的に行う。
- パンフレットやインターネットを利用した情報発信を行う。

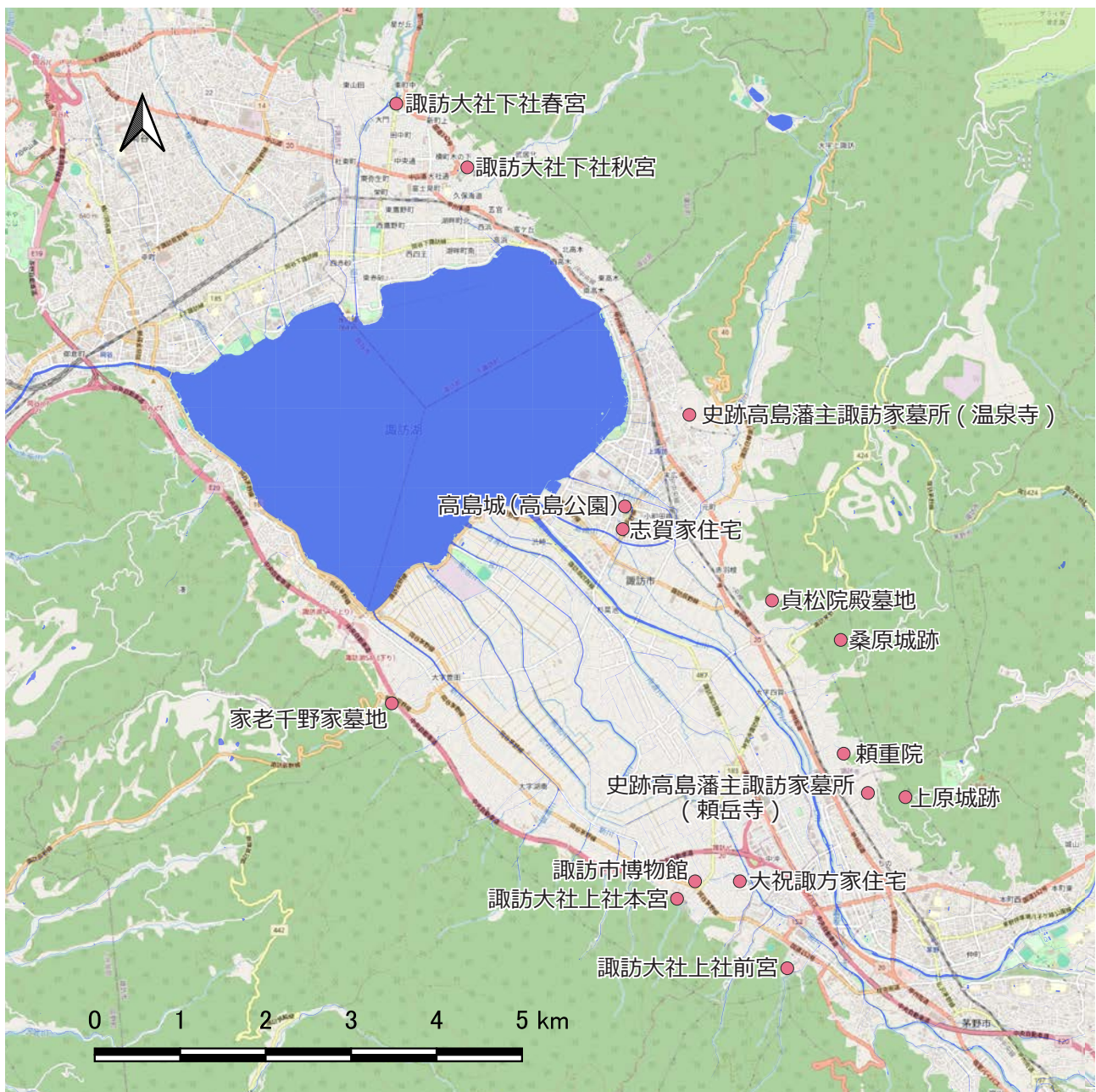


図 4-12 史跡に関連の深い文化財等位置図

- 情報は的確かつ史跡の歴史的背景や文化財等との関連性など、史跡の魅力を十分に伝えられるよう、内容に留意する。
- 市内の観光地や観光業者、広域との連携で、まち全体での文化財等の総合的な活用に向けた情報発信を行う。
- 日本語以外の言語による情報発信も検討する。

（５）教育への活用

教育への活用

- 市内小中学校の総合的な学習（ふさと学習）と連携した活用を継続する。
- 史跡等を活用した社会教育やイベントを企画し、史跡の本質的価値の普及に努めるとともに、地域の歴史を知る機会の充実を図る。

ガイダンス機能の充実

- 高島城（高島公園）と諏訪市博物館をガイダンス施設として活用し、頼岳寺や諏訪大社とも一体的な情報発信と活用を図る。
- 高島城（高島公園）と諏訪市博物館それぞれで高島藩や諏訪氏、諏訪家温泉寺墓所の調査成果や記録展示を更新する。

（６）便益施設等

- 駐車場は、市街地や諏訪湖周辺の活用策と連携し、地域全体で適切な駐車場の配置について検討する。また、多様なニーズに配慮した整備等を検討する。
- 駐車場と合わせ、トイレ等の便益施設の配置も検討する。
- 温泉寺と協力し、休憩スペースや交流の場などの設置について相互利用を検討する。

3. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

（１）遺構等の形状調査

現状で倒壊のおそれのある石灯籠があり、参道の変状も認められるため、現状を正確に記録することが必要である。すでに藩主墓標や指定地の地形情報については三次元での計測を実施しているが、今後の修復や災害等による史跡のき損に備え、遺構の詳細な形状調査を段階的に実施する。特に墓標や石灯籠については、経過観察で変状を確認するうえで亀裂や破損部について詳細に把握することが必要なため、写真やレーザースキャナにより記録する。

また、現在は史跡指定地外で保管されている昭和 30 年代に改変整理された 8 代忠恕五男玉澗院^{ぎよくかくいん}などの墓標についても、正確な形状を記録するとともに、部材の整合の検証を行う。



図 4-13 史跡指定地の三次元計測図

（２）史跡の地形調査

創建時の地形についての調査を継続して、昭和 30 年代の墓地造成により改変される前の地形を確認する。

調査により地形や配置が明らかになった場合は、復元や解体修理について検討を行う。

（３）遺構の確認調査

参道の石段や石畳の有無、藩主以外の墓標と石灯籠の配置について記録調査及び必要に応じた適切な発掘調査を実施する。

（４）点検

日常点検

- 地形の変状確認
- 遺構の変状確認、経過観察
- 樹木の遺構への影響確認、樹勢確認
- 石積、玉垣、擁壁等の変状確認、経過観察

緊急点検

- 自然災害発生後の異常確認
- 周囲の森林火災時の状況確認
- その他、史跡に影響のある有事の際の点検

表 4-2 定期的に行う点検等の項目

点検等の項目	内容・手順等	実施時期
点検調査	- 墓標、石灯籠、参道、御霊屋、石積、玉垣の変状確認 - 樹木の樹勢等の状況確認 - 史跡に隣接する法面、樹林の危険箇所の確認 - 標識案内施設の状況確認	年 1 回定期点検
防災	災害が懸念される降雨や強風後の施設点検を行い、危険箇所や損傷箇所を把握する	随時
	危険箇所や損傷箇所が発生した場合は、文化庁と長野県県民文化部の指導のもと、施設管理者等と協力して速やかに危険箇所の整備と損傷箇所の復元を行う	災害発生時
日常的管理	- 変状確認（日常点検） - 草刈り - 流入土砂、落葉等の除去 - 参道の清掃 - 降雨や雪解け等による路面流失箇所の埋戻し	通年

4. 運営・体制

1 運営の方針

本計画の推進にあたっては、文化庁、長野県県民文化部ほか関連機関や学識経験者からの指導・助言を得ながら進めることとする。

計画の主たる担当は諏訪市教育委員会生涯学習課が担い、必要に応じて関連部署と協議、調整しながら進めることとする。

また、地域住民や市民団体等との連携を強化し、史跡の保存・管理・活用に広範な市民が関わる仕組みを構築することとする。

なお、頼岳寺および茅野市教育委員会とも史跡の情報共有や相互活用等において協力体制を強化することとする。

2 運営の体制

現在、史跡の維持管理については、所有者である諏訪市および市民団体が関わってそれぞれ行っている。体制についてはこれらを基本としつつ、さらに関係部署や団体とも連携の幅を広げ、効果的な保存活用となるよう強化する。

ア) 諏訪市

史跡周辺の墓地については、分譲されており個人所有地である。分譲墓地以外の一帯は、史跡を含めて諏訪市の公有財産となっている。このうち史跡（市指定分を含む）に関係する敷地および上部構造物については、文化財として生涯学習課が、それ以外の共用の通路部分等は財政課が所管している。維持管理については 2 課が連携して行っている。

また、生涯学習課では、文化財としての周知のためのホームページ等での案内や、パンフレットの制作・配布を行っている。

3 運営にかかる関連団体等

史跡の整備・活用にあっては、関連する団体や組織等との連携を強化する。

ア) 臨江山温泉寺

史跡に隣接し、江戸時代に藩主の菩提寺として創立された寺院であり、境内や寺宝には高島藩・高島城関連の文化財も多く含まれる。墓所での法要などのほか、墓所を含む来訪者への案内対応を行っている。

イ) 史跡御廟保存会

史跡では、史跡御廟保存会が、その前身の組織も含め長年にわたって清掃活動や献灯会（灯籠まつり）といった墓所としての尊厳を守り文化財を保存する取り組みを行っている。同会とは整備後の保存活用においても中核的な位置を担ってもらいつつ強力な協力関係を構築し、連携を進めていく。

ウ) 観光ガイド組織

史跡周辺には、諏訪家の在城した近世城郭・高島城があり、多くの観光客が訪れている。また、上諏訪地区の市街地はかつての城下町であり神社仏閣や史跡等も多い。史跡をこれらと一体的な観光資源として位置づけ、観光ガイド組織における案内ポイントに組み込んでもらい、来訪者の増加を目指す。

また、ボランティアガイドの育成を検討する。

エ) 小中学校

市内の小中学校における地域学習などで墓所を取り上げてもらい、野外学習として現地を来訪してもらうよう働きかけを行う。

また、教材化および授業の実践例の公開・普及を検討する。

オ) 少林山頼岳寺

高島藩主諏訪家墓所として温泉寺墓所と同時指定された初代藩主およびその父母の墓所がある。茅野市所在ではあるが、2か所で一体の史跡であり、墓所を相互に案内したり、見学ツアーなどで一体性の強調に努める。

第5章 第1期整備

1. 墓標

(1) 損傷等の状況

地盤の落込みによる傾きと、部材の劣化等による軽微な損傷が全ての墓標にみられる。ここでは損傷等のある墓標について整理する。(長さ等の表記…Lは単独クラックの長さ、 ΣL は複合的なクラックの総体的な長さ、Wは幅、hは高さを表わす。)

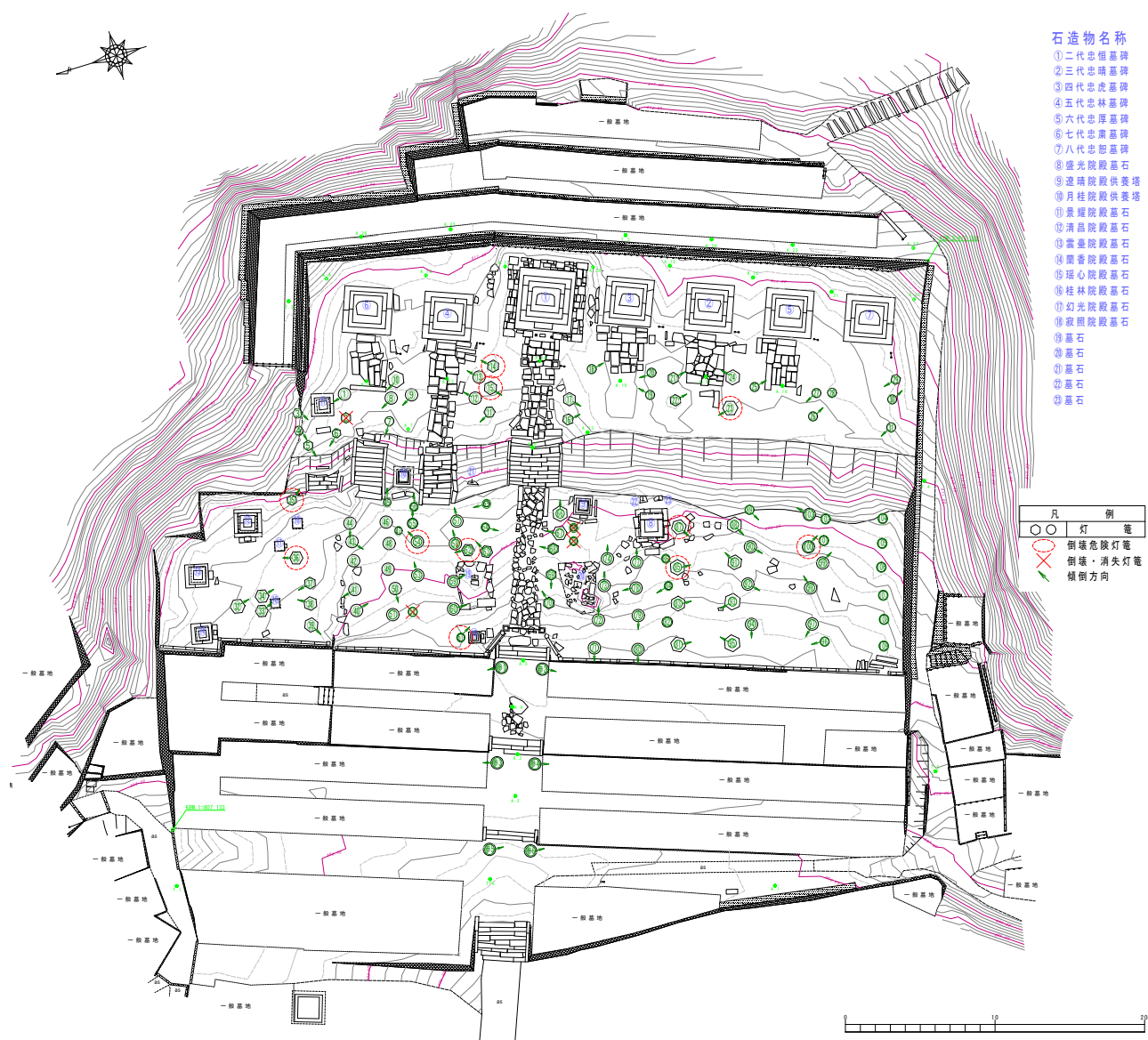


図 5-1 墓標と石灯籠位置図

3代忠晴墓標（位置図番号②）

- 標身の背面縦方向に $L=188\text{cm}$ のクラック



4代忠虎墓標（位置図番号③）

- 標身左背面に浮き
- 基壇右側面に欠損
- 基壇にずれ



5代忠林墓標（位置図番号④）

- 背面クラック $\Sigma L=250\text{cm}$ 、右側面クラック $L=30\text{cm}$ 、左側面クラック $L=130\text{cm}$
- 基壇中心部の落込み



6代忠厚墓標（位置図番号⑤）

- 正面クラック $\Sigma L=145\text{cm}$ 、背面クラック $L=40\text{cm}$ 、右側面クラック $L=170\text{cm}$



7代忠肅墓標（位置図番号⑥）

- 基壇に欠損（穴）



8代忠恕墓標（位置図番号⑦）

- 右側面クラック L=170cm、左側面クラック
Σ L=190cm



盛光院（忠恒二女）墓標（位置図番号⑧）

- 基壇の一部が欠損、手前が沈み中央部に傾き
- 基礎部に著しい凹凸が生じている



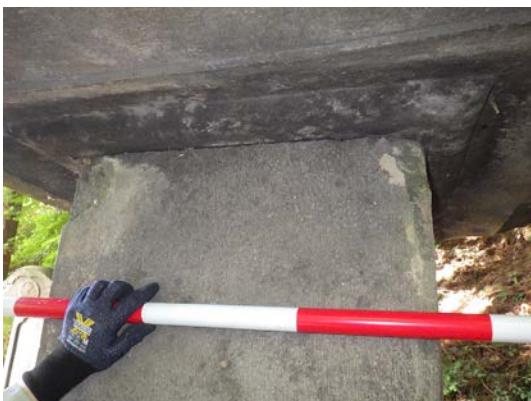
月桂院（忠恒三女）墓標（位置図番号⑩）

- 空輪先端部が欠損
- 基壇が斜面の土砂流出により埋没している



清昌院（忠恕室）墓標（位置図番号⑫）

- 屋根の一部が欠損
- 標身の右上部、正面、背面欠損



雲台院（忠林室）墓標（位置図番号⑬）

- 標身の右側面クラック L=87cm、左側面クラック L=75cm、背面クラック L=105cm、左右下部欠損、背面上下欠損
- 基壇に沈みが確認される



蘭香院（忠林嫡男）墓標（位置図番号⑭）

- 標身の左下奥が欠損



温泉寺開基前因州吳窓映林大居士（位置図番号⑰）

- 中央部で破断



秀天童子（忠恒長男）（位置図番号㉑）

- ・斜面土砂の移動により大きく前傾している



（２）墓標の課題

墓標のすべてに、地盤の沈下や土砂の流出入などの影響とみられる傾きが確認されているため、将来的な傾斜の増大を防止することが必要である。

また、標身や屋根、基壇部のクラックは、設置当時の損傷なのか経年劣化によって生じた損傷なのかが不明であるため、今後の損傷拡大を防止するためにも十分留意することが必要である。

（３）墓標の整備計画

墓標は現状維持を原則とし経過観察を行う。

経過観察による変状が認められる場合は、損傷の程度や種類別に整備を行う。

（３）-１ 現状の詳細な調査と記録

- デジタルスキャナや三次元計測機を用いて現在の墓標の形状、傾き、部材の位置、損傷の状況等をデジタル化して詳細に記録する。

（３）-２ 経過観察

- 現状の詳細な記録をもとに、経過観察を行う。

（３）-３ 損傷拡大の防止

- 経過観察によりクラックや欠損部に変状が確認された場合は、雨水の進入を防ぎ、傷の拡大を防ぐ修復を行う。

（３）-４ 傾きの修復

- 経過観察により、墓標の傾斜が進んでいる場合は、史跡のき損を防止し、来訪者の安全を確保するため、応急的に支保工（荷重を支えるための仮設構造物）を設置する。
- 恒久的な傾き防止方法については、その要因が地盤沈下であるときは解体修理による土壌改良を検討し、土砂の流出入が要因であるときは盛土等による水道のコントロールを検討するなど、状況に応じて修復を行う。

（３）-５ 破断している墓標の取扱い

- 中心部で破断している温泉寺開基前因州昊窓映林大居士（位置図番号㉑）は、折れた上部を別途保管する。

2. 石灯籠

史跡指定地内には倒壊しているものも含めて109基の石灯籠があり、地盤の落込みや樹木の影響による傾斜がすべての石灯籠にみられる。

第1期整備では、すでに倒壊して部材のみが残されている4基について整理する。

また、著しく傾斜しているものおよび、部材等の損傷や劣化のため倒壊の恐れがある11基の修復を行う。

なお、修復に先立って現状を詳細に記録するため、すべての石灯籠についてデジタルスキャナや三次元計測機を用いて形状、傾き、部材の位置、損傷状況等をデジタル化する。

倒壊した石灯籠は元の組み合わせを復元するための調査を行い、可能なものは復元を検討する。

倒壊のおそれのある11基の石灯籠のうち修復困難なものは、現状を詳細に記録したうえで解体し、保存する。

(1) 現状で倒壊している石灯籠

位置図番号	2	
現状・課題	・倒壊 ・竿、基壇の部材が倒壊時のまま散乱し、火袋など喪失している部材がある ・基壇部は倒壊の影響が少なく、ほぼ設置時の形状で残されている ・残存部材を調査し、復元を検討する	
整備計画	・基壇部は現状を維持する ・倒壊して散乱している部材は現場から撤去し、別途保管する ・安全確保のため設置されている仮設のワイヤーは撤去する	
位置図番号	52	
現状・課題	・基礎のみを確認 ・部材は喪失している	
整備計画	・基礎は現状を維持する ・敷地内に残置されている倒壊部材を調査し、復元が可能か検討する	
位置図番号	75、76	
現状・課題	・倒壊 ・基礎は残されている ・周囲に倒壊した部材が散乱しており、喪失している部材もみられる	
整備計画	・基礎は現状を維持する ・散乱している部材は現場から撤去し、別途保管する ・安全確保のため置かれているコーンおよびポールは撤去する ・残存部材を調査し、復元を検討する	

(2) 倒壊のおそれのある石灯籠

位置図番号	14	
現状・課題	・笠大きく欠損・傾き横ずれ有り ・竿上部欠損・火袋欠損 ・中台僅かに欠損	
整備計画	・笠および火袋の取替え ・組み直しによるずれの補正	

位置図番号	15	
現状・課題	・宝珠先端欠損・中台から上ずれ ・竿下部浮き・上部浮き欠損 ・反花クラック有り (Σ L=30cm)	
整備計画	・組み直し ・部材の修復 ・部材間の空隙を充填剤等により埋め、安定性を高める	

位置図番号	23	
現状・課題	・竿下部欠損 ・隣接する樹木の根張による傾斜が懸念される	
整備計画	・樹木の伐採後に組み直し ・部材の修復	

位置図番号	35	
現状・課題	・笠及び蕨手欠損 ・全部材にずれ有り	
整備計画	・樹木の伐採後に組み直し ・安全確保のため設置されている仮設のポール等は撤去する	

位置図番号	36	
現状・課題	・竿ずれ ・笠下部穴有り（剥離 W=20cm 深さ h=7cm）	
整備計画	・樹木の伐採に合わせて組み直し ・部材の修復 ・安全確保のため設置されている仮設のポール等は撤去する	

位置図番号	54	
現状・課題	・笠及び蕨手欠損 ・竿下部風化・欠損 ・部材接合部に空隙があり、少しの力で灯籠全体が揺れる	
整備計画	・組み直し ・部材の修復 ・笠は、欠損の影響による落下の可能性がある場合は取替える	

位置図番号	61	
現状・課題	・笠ずれ ・中台一部欠損 ・隣接する樹木の根張によって強い影響を受けている	
整備計画	・樹木の伐採にあわせて組み直し	

位置図番号	85	
現状・課題	・宝珠請花欠損 ・火袋一部風化	
整備計画	・火袋の取替え	

位置図番号	87	
現状・課題	・宝珠ずれ・竿ずれ ・竿上部風化と欠損 ・笠蕨手に穴と欠損・火袋上部欠損	
整備計画	・樹木伐採後に組み直し ・部材の修復、または取替え	

位置図番号	100	
現状・課題	・火袋大きく欠損 ・反花浮き(1cm)	
整備計画	・火袋取替え ・組み直しによる浮きの補正	

(3) その他の石灯籠

倒壊のおそれのある石灯籠 11 基と、すでに倒壊している 4 基を除く 94 基の石灯籠は、日常点検により傾き等の変状や部材の劣化状況を確認し、変状が認められ、き損のおそれがあるときは修復や部材の取替え、解体修理を行う。特に笠や火袋のように石灯籠の上部を構成する部材は、その損傷や劣化によって倒壊の直接的な要因となるため十分留意する。また全体の傾斜角度にも注目して経過観察を行う。

3. 参道

第1期整備では、主動線となる参道エリアと藩主墓標エリアの3代忠晴、4代忠虎、5代忠林、6代忠厚、7代忠肅、8代忠恕の墓標前について整備を行う。

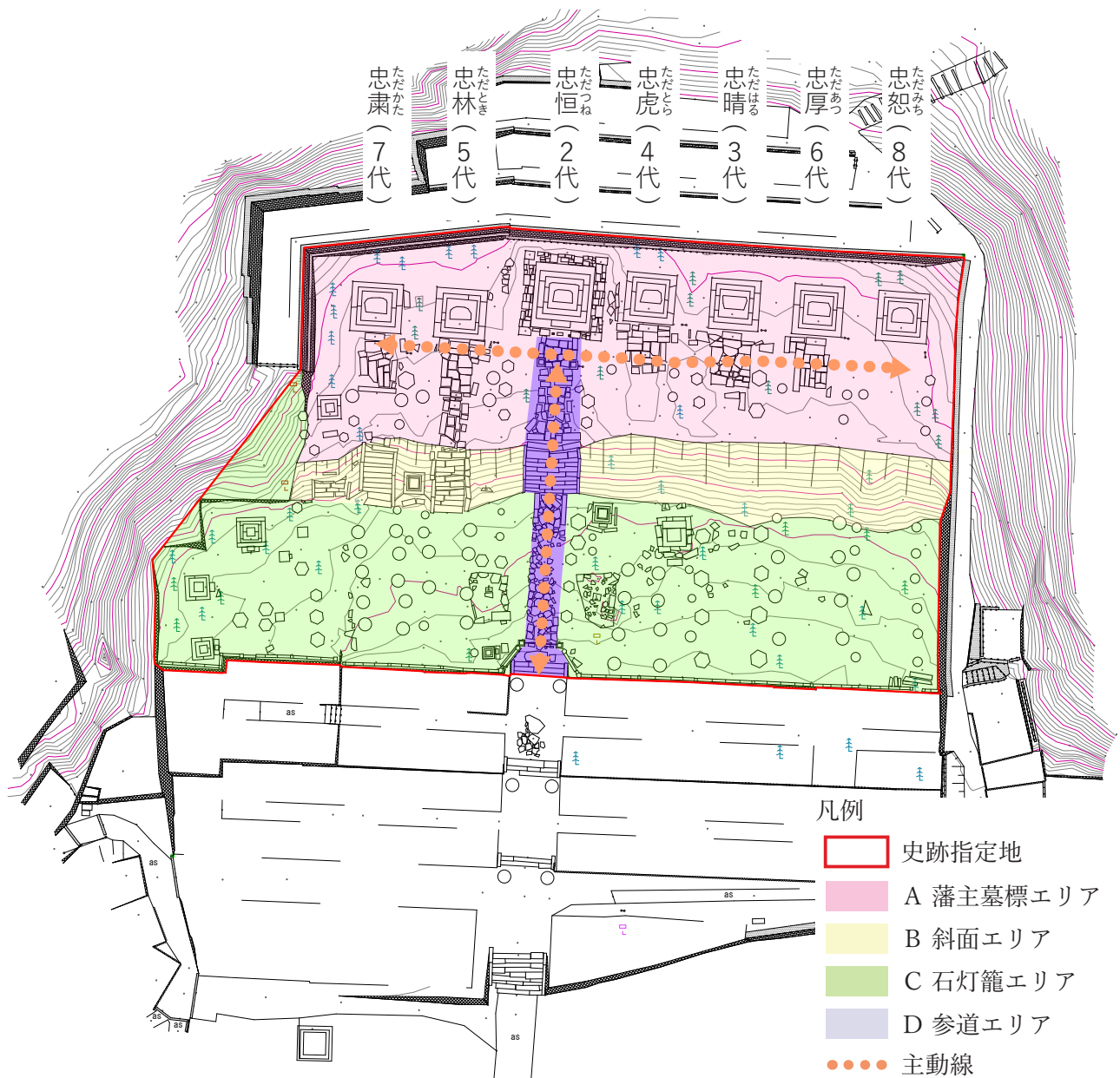


図 5-2 ゾーニング図

現状

- 冬期の凍上や大雨による土砂の流入・流出による埋没や沈下によって参道の石畳と石段に著しい不陸や変形が生じている
- 樹木が密集しているため、日中でも日当たりが悪く、苔の発生や雑草の繁茂により滑りやすくなっている

課題

- 土砂の流入・流出の抑制が必要
- 墓所としての尊厳性と来訪者の安全確保のため、不陸の修復が必要
- 雑草の除去が必要

整備計画

- 現状の形状と石の配置を詳細に記録したうえで解体修理を行う
- 解体に伴い石畳および石段を撤去した後、遺構について調査し記録する
- 土砂の流入や流出を抑制し、遺構の保存と将来的な不陸の発生を防止するため、必要に応じて盛土によるかさ上げや適度な土壌改良を行う
- 現状の記録に基づき、石畳および石段を配置する



仮覆屋前（上段）の石畳の不陸と苔の発生



入口付近（中段）の不陸と雑草の繁茂



階段の変形（参道エリア）



階段のはらみ出し（参道エリア）



7代忠肅墓標前の石畳の不陸



5代忠林墓標前の石畳の不陸



4代忠虎墓標前の石畳の不陸



3代忠晴墓標前の石畳の不陸



3代忠晴墓標前の拝石の沈下



6代忠厚墓標前の石畳の沈下・埋没



6代忠厚墓標前の拝石の沈下・埋没

4. 御霊屋

2代忠恒の墓には3代忠晴が寛文13年（1673）に建立した木造宝形造の御霊屋があったが、平成19年（2007）に解体され、現在は墓標を保存するための仮覆屋が設置されている。

本計画では仮覆屋の撤去と御霊屋の復元を、第4章整備基本計画の1.遺構保存のための整備（5）御霊屋に則って行う。

5. 樹木

史跡指定地内の樹木はスギが30本、ヒノキが22本、モミジが2本生育しており、このうち有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」に記載され現在も同じ位置にある樹木は上段の3代忠晴墓標と4代忠虎墓標前にあるスギ1本のみである。このため位置図記号 S12（胸高直径 125cm）のスギは現状保存とする。また、位置図記号 S13（胸高直径 70cm）は玉垣が樹木を避けて設置されていることから、玉垣設置時には存在していた可能性が高いため、これも現状維持とし、他の樹木は皆伐する。

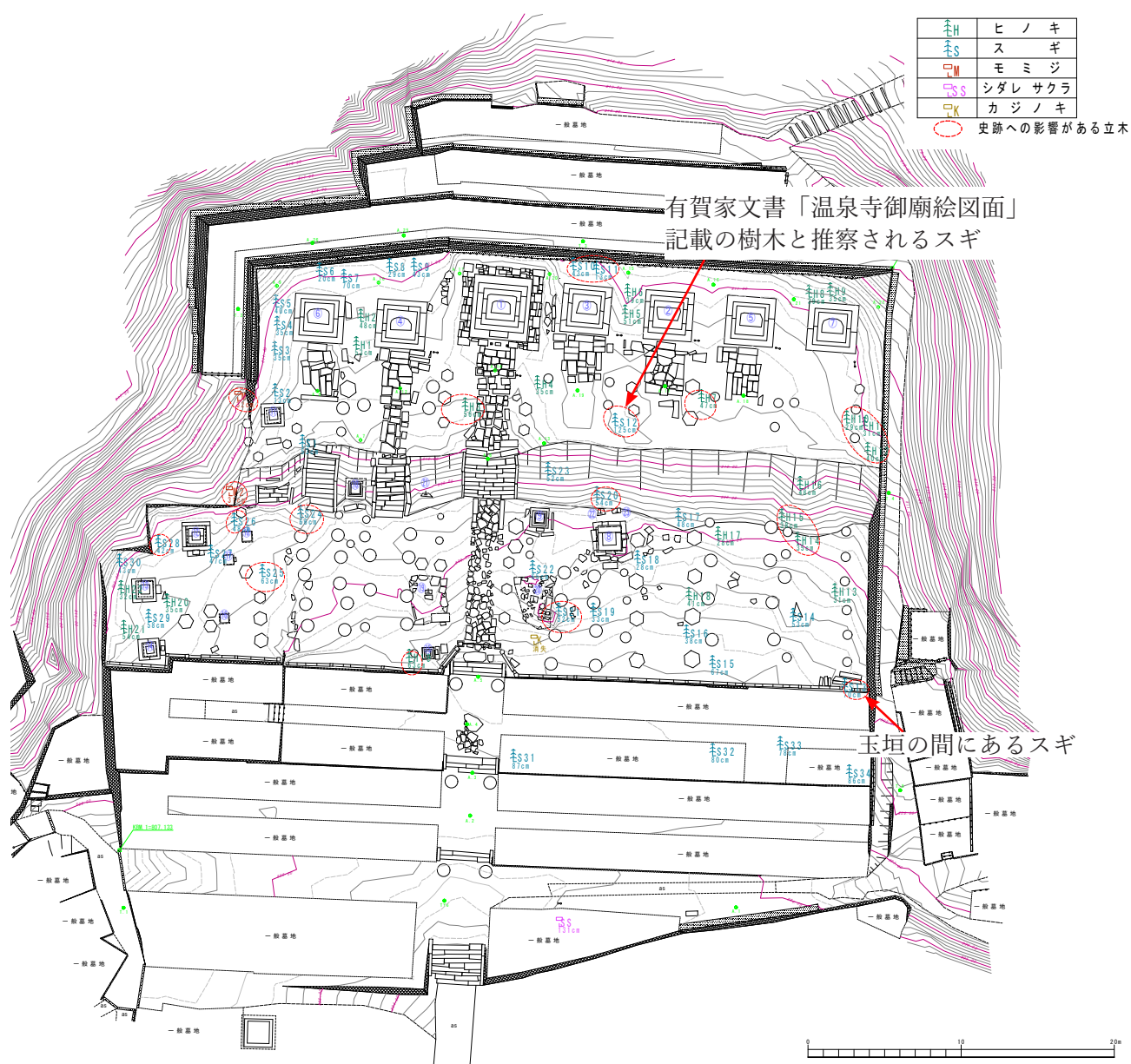


図 5-3 樹木位置図

(1) 史跡に大きな影響を及ぼしている樹木

記号	S10、S11	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	43、13
		現状	・根張により藩主墓標背後のコンクリート擁壁に軽微なクラックが見られる		
		課題	・擁壁への影響拡大を抑えることが必要		
		整備計画	・伐採 ・擁壁の経過観察		

記号	S12	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	125
		現状	・史跡指定地内で最大直径のスギ ・隣接する石灯籠に、樹木の根張の影響とみられる傾きを確認 ・有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」に記載されている樹木と推察される		
		課題	・石灯籠の傾き防止が必要		
		整備計画	・樹木は現状を保存し、樹勢を経過観察 ・石灯籠はできる限り傾きを補正し、経過観察 ・石灯籠の傾斜が、倒壊の危険に及ぶ場合は周辺の立入りを制限し、人工物による傾き防止策を講じる		

記号	S13	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	70
		現状	・樹木の生育に伴い、接している玉垣に変形がみられる ・玉垣は樹木を避けて設置されている		
		課題	・幹の生育に伴う玉垣のき損を防止することが必要 ・根張による一般墓地への影響が懸念される		
		整備計画	・玉垣設置時に存在していた樹木であると推察されるため、現状を維持 ・玉垣への影響に留意して経過観察し、玉垣がき損する可能性が高くなった場合は伐採を含めて検討を行う		

記号	S20	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	54
	現状	・ 根張により、隣接する墓石に傾きがみられる			
	課題	・ 墓石の傾きを防止することが必要			
	整備計画	・ 伐採 ・ 墓石の傾きを修復			

No.	S21	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	52
	現状	・ 根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる			
	課題	・ 樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・ 伐採 ・ 石灯籠の傾きを修復			

記号	S24	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	66
	現状	・ 根張により隣接する石灯籠に傾きがみられ、石段に不陸が発生している			
	課題	・ 樹木の生育に伴う石灯籠と石段への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・ 伐採 ・ 石灯籠の傾きを修復 ・ 石段の不陸を修復			

No.	S25	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	63
		現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる		
		課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要		
		整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復		

記号	S26	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	48
		現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる		
		課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要		
		整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復		

No.	S28	樹種	スギ	胸高直径 (cm)	42
		現状	・根張により、空石積みの基礎部分に影響がみられる		
		課題	・石積みの崩壊を防止することが必要		
		整備計画	・伐採 ・石積みの経過観察		

No.	H3	樹種	ヒノキ	胸高直径 (cm)	56
	現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる			
	課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復			

No.	H7	樹種	ヒノキ	胸高直径 (cm)	47
	現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる			
	課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復			

記号	H10、H11、H12	樹種	ヒノキ	胸高直径 (cm)	29、31、40
	現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる			
	課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復			

記号	H14、H15	樹種	ヒノキ	胸高直径 (cm)	35、38
	現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる			
	課題	・樹木の生育に伴う石灯籠への影響を抑えることが必要			
	整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復			

記号	H19	樹種	ヒノキ	胸高直径 (cm)	63
	現状	・根張により隣接する石灯籠に傾きがみられる ・幹が玉垣に接触し、玉垣の変形がみられる			
	課題	・石灯籠の傾きを防止することが必要 ・玉垣のき損を防止することが必要			
	整備計画	・伐採 ・石灯籠の傾きを修復 ・玉垣の変形を修復			

記号	M1	樹種	モミジ	胸高直径 (cm)	32
	現状	・斜面から上方に幹が生育し、自重と根張により斜面下方の空石積みが一部崩落し、残存している石積みにも孕み出しがみられる			
	課題	・石積みの崩壊を防止することが必要 ・石積みの崩壊に伴う斜面の崩落が懸念される			
	整備計画	・伐採 ・斜面の崩落防止 ・石積みの積み直し			

スギ		ヒノキ		現状	課題	整備計画
記号	胸高直径 (cm)	記号	胸高直径 (cm)			
S1	53	H1	53	・比較的直径の小さな立木が多く、密集している ・昼間でも暗くうっそうとした雰囲気になっている ・有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」に記載されている樹木とは位置が異なる	・密集等や枯死による枝等の落下から史跡のき損を防止し、来訪者の安全を確保することが必要 ・史跡創設当時と異なると推察される景観を修復することが必要	・伐採
S2	13	H2	48			
S3	35	H4	35			
S4	35	H5	51			
S5	40	H6	39			
S6	20	H8	39			
S7	70	H9	35			
S8	29	H13	31			
S9	43	H16	48			
S14	53	H17	28			
S15	67	H18	41			
S16	38	H20	35			
S17	48	H21	54			
S18	28	H22	32			
S19	33					
S22	65					
S23	52					
S27	47					
S29	58					
S30	43					

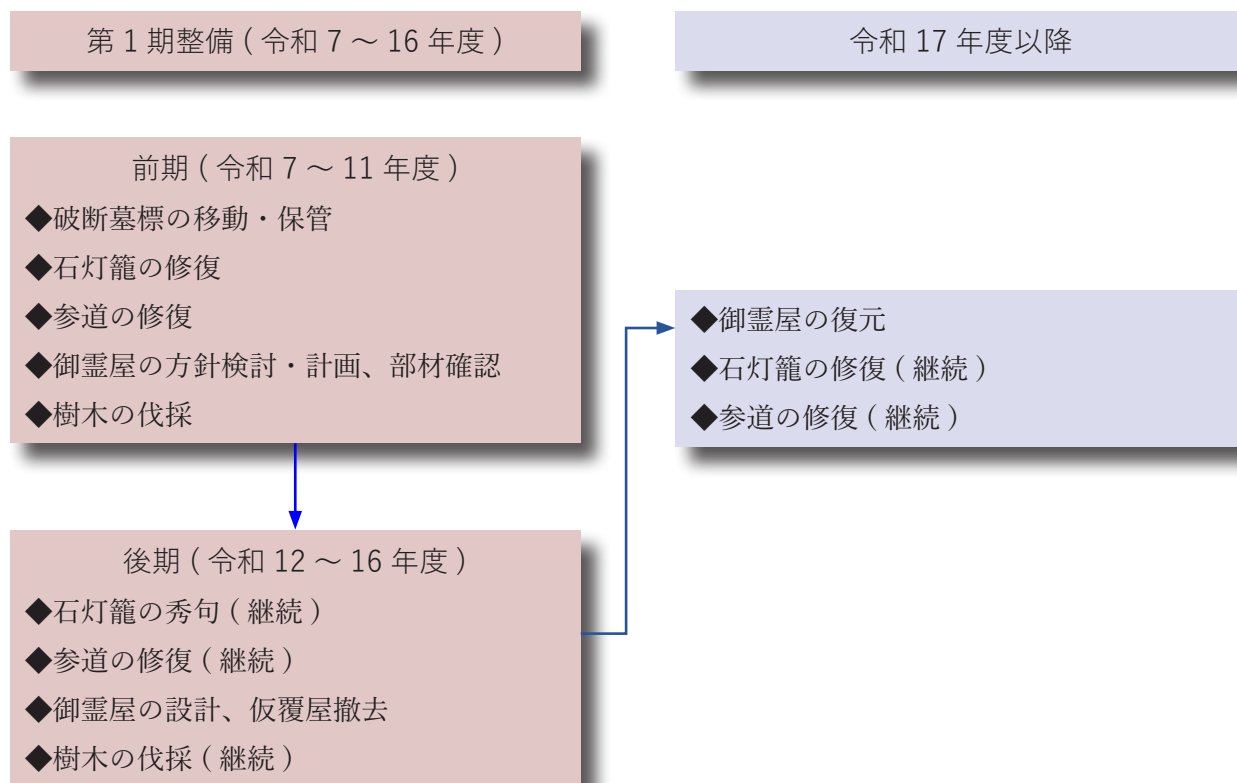
6. 整備スケジュール

(1) 全体計画

本計画の全体計画期間は令和7年(2025)4月1日から令和17年(2035)3月31日の10年間とし、これを第1期とするが、前半の5年間でさらに「前期」、後半の5年間で「後期」とする。

なお、事業の詳細な計画にあたっては、文化財を毀損することのないよう安全かつ効率的な手順を検討しながら進めるものとする。

第3章整備の考え方の2. 全体計画(20p)における整備フローは次のとおり。

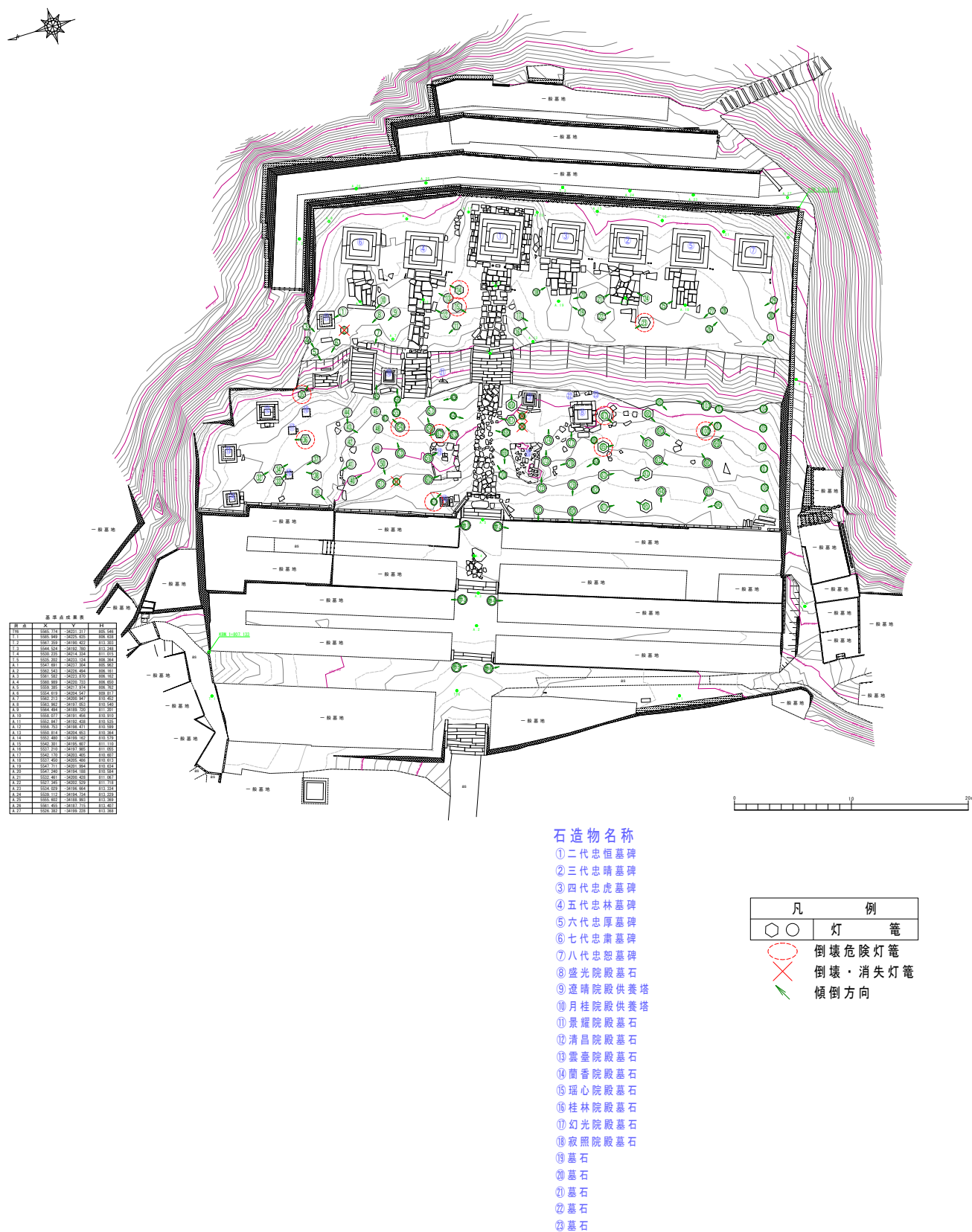


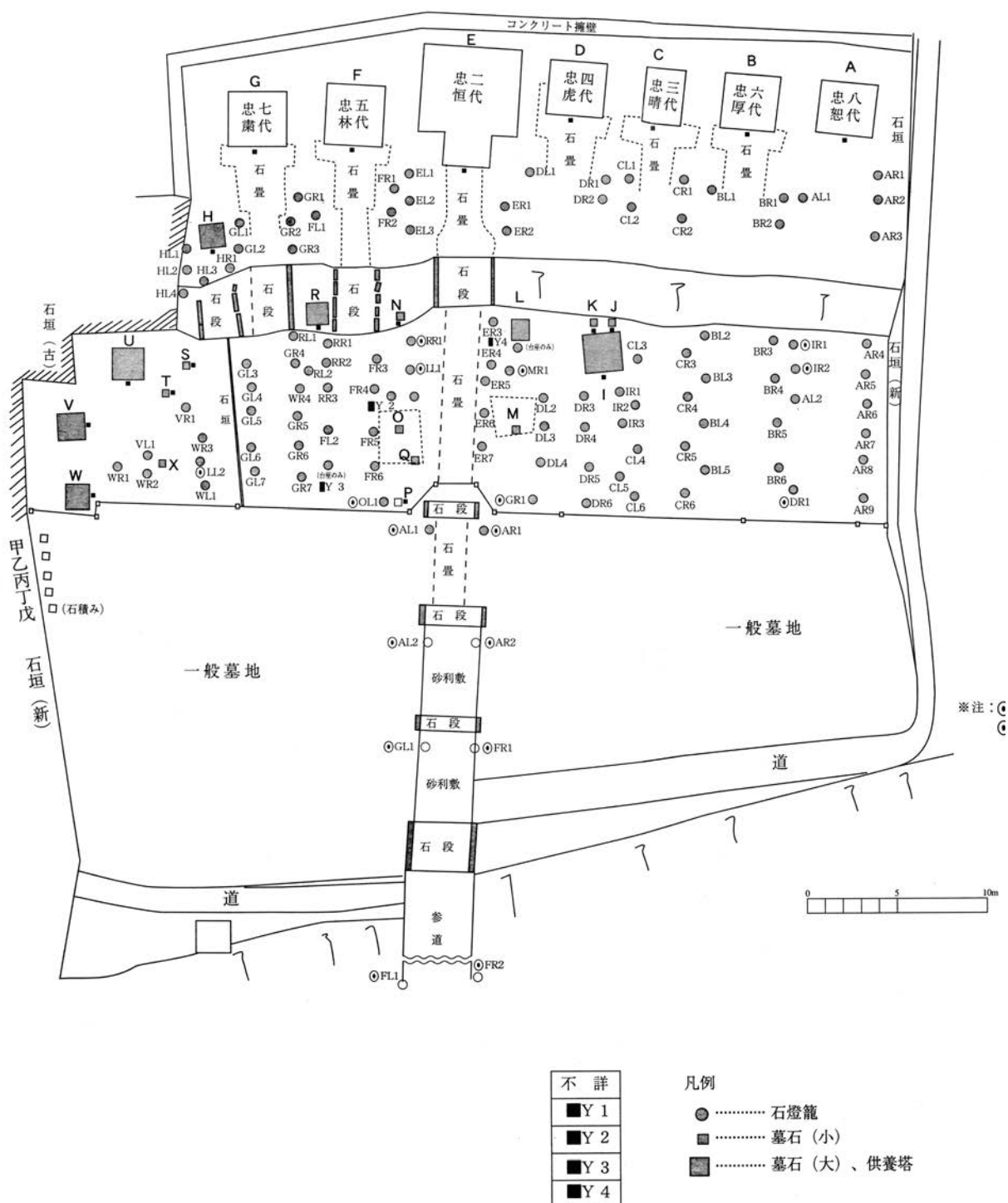
(2) 第1期整備項目

項目		内容	実施時期					
			前期					後期
			R7	R8	R9	R10	R11	R12~16
墓標		経過観察						
		破断墓標の移動・保管						
石灯籠	倒壊したもの	方針検討・計画						
		事業準備						
		移動・保管(4基)						
		部材の修復・取替、土壌改良						
		組み直し						
		経過観察						
	倒壊のおそれのあるもの	方針検討・計画						
		準備						
		倒壊防止						
		移動・保管(11基)						
		部材の修復・取替、土壌改良						
		組み直し						
	その他	経過観察						
参道		方針検討・計画						
		準備						
		解体・保管						
		石段の修復						
		石畳の修復						
		経過観察						
御霊屋		関係法令確認・調整						
		方針検討・計画						
		部材の確認・修復						
		取替部材の調達						
		設計						
		仮覆屋撤去						
		復元工事						
樹木		方針検討・計画						
		準備						
		伐採						

第6章 資料編

1. 諏訪家温泉寺墓所の墓標と石灯籠位置図





2. 石灯籠の状況

番号※ ₁	記号※ ₂	高さ (cm)	竿直径 (cm)	反花大入れ	中台大入れ	損傷有無	傾斜角 (度)	危険ランク (参考) 傾斜	損傷内容	備考
1	GL1	220	33	無	無	無	2.5	B		
2	GL2					有			・倒壊	
3	HL1	220	35	無	有	有	0.0	C	・笠蕨手欠損	
4	HL2	220	35	無	有	有	2.7	B	・火袋下部欠損 ・笠蕨手僅かに欠損	
5	HL3	215	35	無	有	有	0.8	C	・笠蕨手僅かに欠損	
6	HR1	220	35	無	有	有	2.3	B	・中台欠損	
7	GR3	195	33	有	有	無	3.5	B		
8	GR2	225	33	無	有	無	2.3	B		
9	FL1	210	32	有	有	有	2.6	B	・宝珠先端欠損	
10	GR1	300	38	無	有	無	0.8	C		
11	EL3	255	32	不明	不明	無	1.9	C		・笠補修の痕跡有り ・モルタルで接着
12	FR2	220	32	有	有	無	3.5	B		
13	FR1	225	32	有	有	有	1.7	C	・宝珠欠損 ・中台欠損 ・笠蕨手僅かに欠損	
14	EL1	270	34	無	有	有	1.3	C	・笠大きく欠損 ・傾き横ずれ有り ・竿石上部欠損 ・火袋欠損 ・中台僅かに欠損	
15	EL2	280	34	無	有	有	1.5	C	・宝珠先端欠損 ・中台から上ずれ ・竿石下部浮き ・上部浮き欠損 ・反花クラック有り ($\Sigma L=30$ cm)	
16	ER2	220	31	無	無	有	4.8	A	・竿石下部欠損	
17	ER1	285	35	無	無	有	2.0	B	・竿石上下欠損・火袋欠損	
18	DL1	210	31	無	有	無	1.4	C		
19	DR2	205	31	無	有	有	2.8	B	・笠浮き	
20	DR1	215	31	無	有	無	1.4	C		
21	CL1	235	33	無	有	有	1.6	C	・笠及び蕨手欠損	
22	CL2	230	33	無	有	有	2.8	B	・笠ずれ	
23	CR2	240	33	無	有	有	5.5	A	・竿石下部欠損	
24	CR1	245	35	無	有	無	0.7	C		
25	BL1	215	31	無	有	無	3.6	B		・立木の根張の影響有り
26	BR2	210	31	無	有	無	0.9	C		
27	BR1	210	32	無	有	有	2.1	B	・笠蕨手僅かに欠損	
28	AL1	210	33	無	無	無	0.0	C		
29	AR1	290	37	無	無	有	1.3	C	・竿石ずれ (4 cm) ・竿石上部欠損	
30	AR2	220	33	有	無	有	1.7	C	・中台欠損 (h=20 cm W=20 cm) ・笠蕨手欠損	
31	AR3	210	32	有	有	無	4.4	A		
32	WR1	225	33	無	無	有	2.2	B	・宝珠先端欠損	
33	WR2	205	33	無	無	有	2.4	B	・宝珠損失	

番号 ^{※1}	記号 ^{※2}	高さ (cm)	竿直径 (cm)	反花大入れ	中台大入れ	損傷有無	傾斜角 (度)	危険ランク (参考) 傾斜	損傷内容	備考
34	WL1	250	36	有	有	有	1.4	C	・竿石に穴有り (Φ =10 cm 深さ h=5 cm)	
35	HL4	230	32	無	無	有	6.9	A	・笠及び葺手欠損 ・全部材にずれ有り	
36	VR1	250	36	無	無	有	5.7	A	・竿石ずれ ・笠下部穴有り (剥離 W=20cm 深さ h=7 cm)	
37	WR3	165	33	無	無	有	3.9	B	・宝珠損失・笠及び葺手欠損 ・中台風化している	
38	LL2	225	28	無	無	有	5.5	A	・宝珠欠損 ・中台浮き	
39	WL1	220	33	無	無	有	2.6	B	・火袋浮き ・基礎一部欠損 ・宝珠先端欠損	
40	GL7	225	31	無	無	有	2.0	B	・中台一部欠損 ・笠の下部一部欠損	
41	GL6	230	31	無	無	無	1.0	C		
42	GL5	230	32	有	有	有	0.1	C	・竿石ずれ	
43	GL4	220	31	有	有	有	4.0	A	・竿石ずれ	
44	GL3	215	31	有	有	有	4.7	A	・竿石に穴有り (W=7 cm 深さ h=2 cm)	
45	RL1	145	27	有	有	有	2.1	B	・中台と竿石に隙間有り (3 cm) ・宝珠損失	
46	GR4	230	33	有	有	有	0.3	C	・火袋欠損 ・笠葺手欠損	
47	RL2	170	27	有	有	有	0.0	C	・中台欠損 ・宝珠欠損 ・竿石ずれ ・火袋浮き	
48	WR4	225	33	無	無	無	0.0	C		
49	GR5	230	31	無	無	有	0.7	C	・笠葺手欠損 ・竿石下部欠損	
50	GR6	225	31	無	無	有	1.1	C	・火袋風化 ・笠葺手欠損 ・中台の上部に穴有り (Φ =2 cm)	
51	GR7	230	32	不明	不明	有	3.9	B	・笠葺手クラック 有り (Σ L=40 cm)	・竿石と反花モルタルで接着
52	■ Y3								・基礎しか確認できない	
53	FL2	225	32	有	有	無	2.3	B		
54	RR3	230	28	無	無	有	2.5	B	・笠及び葺手欠損 ・竿石下部風化 ・欠損	・触れると揺れる
55	RR2	165	27	有	有	有	0.6	C	・宝珠欠損・竿石上部欠損 ・笠一部欠損 ・火袋と中台の大入れの形と向きが相違	
56	RR1	175	28	有	有	無	1.3	C		
57	FR3	230	32	有	有	無	2.0	B		
58	FR4	220	31	有	有	無	0.6	C		
59	FR5	220	31	有	有	無	2.2	B		

番号 ※1	記号 ※2	高さ (cm)	竿直径 (cm)	反花大入れ	中台大入れ	損傷有無	傾斜角 (度)	危険 ランク (参考) 傾斜	損傷内容	備考
60	FR6	230	31	不明	不明	有	0.8	C	・ 竿石浮き ・ 火袋ずれ ・ 竿石部分のみ揺れ	・ 反花と基礎モルタルで接着
61	OL1	170	28	有	有	有	7.3	A	・ 笠ずれ ・ 中台一部欠損	・ 立木の根張の影響有り
62	■ Y2	250	35	無	無	有	2.9	B	・ 火袋破断 ・ 笠葺手欠損	
63	■ Y1	245	35	無	無	有	0.9	C	・ 竿石上部欠損 ・ 笠葺手欠損	
64	LL1	165	27	有	有	無	3.2	B		
65	RR1	185	27	有	有	有	1.2	C	・ 宝珠欠損 ・ 中台欠損 ・ 笠大きく欠損 ・ 笠の大入れと火袋の形状が相違	
66	ER3	255	32	不明	不明	有	0.5	C	・ 笠及び葺手欠損 ・ 宝珠欠損 ・ 反花と基礎ずれ	・ 竿石と反花モルタルで接着
67	ER4	235	31	無	無	有	1.1	C	・ 宝珠の土台欠損 ・ 笠葺手欠損	
68	ER5	230	33	不明	不明	有	1.1	C	・ 笠欠損・火袋欠損 ・ 中台欠損	・ 竿石と反花モルタルで接着
69	ER6	230	34	無	無	有	2.9	B	・ 笠と中台に隙間有り ・ 笠葺手欠損	
70	ER7	235	33	不明	不明	有	1.3	C	・ 笠葺手欠損 ・ 火袋下部欠損 ・ 竿石上部隙間有り	・ 竿石と反花モルタルで接着
71	GR1	215	33	不明	不明	有	0.8	C	・ 宝珠欠損 ・ 笠葺手欠損 ・ 竿石上部隙間有り	・ 竿石と反花モルタルで接着
72	DL4	230	32	有	有	有	2.4	B	・ 火袋と笠に隙間有り ・ 笠葺手一部欠損 ・ 竿石上部風化 ・ 欠損	
73	DL3	215	32	不明	不明	有	4.1	A	・ 笠浮き ・ 竿石上部風化 ・ 笠の葺手に穴 ・ 宝珠請花一部欠損	・ 竿石と反花モルタルで接着
74	DL2	225	32	無	無	有	0.3	C	・ 中台風化	
75	MR1					有			・ 倒壊	
76	■ Y4					有			・ 倒壊	
77	DR3	225	34	有	有	有	0.7	C	・ 竿石風化（下部も風化） ・ 笠葺手欠損	
78	DR4	215	32	不明	不明	有	0.2	C	・ 笠風化 ・ 竿石風化	・ 竿石と反花モルタルで接着 ・ 反花と基礎モルタルで接着
79	DR5	230	33	無	無	有	2.3	B	・ 笠葺手風化 ・ 竿石風化 ・ 反花欠損 ・ 反花の下部隙間 ・ 浮き	
80	DR6	215	33	不明	不明	有	1.0	C	・ 火袋欠損 ・ 笠葺手欠損	・ 竿石と反花モルタルで接着

番号 ^{※1}	記号 ^{※2}	高さ (cm)	竿直径 (cm)	反花大入れ	中台大入れ	損傷有無	傾斜角 (度)	危険ランク (参考) 傾斜	損傷内容	備考
81	CL6	230	34	無	無	有	1.6	C	・中台浮き	
82	CL5	190	25	有	有	有	0.9	C	・宝珠欠損 ・中台風化欠損 ・基礎風化 ・火袋浮き ・中台から上部傾き ・竿石上部クラック (L=15cm)	
83	CL4	240	33	無	無	有	1.7	C	・中台ずれ	
84	IR3	185	26	有	有	有	1.4	C	・宝珠の請花欠損 ・中台大入れと火袋の形状が相違 ・中台から上 部傾きと浮き	
85	IR2	240	32	無	無	有	1.3	C	・宝珠請花欠損 ・火袋一部風化	
86	IR1	180	24	有	有	有	0.9	C	・中台大入れと火袋の形状が相違 ・宝珠請花欠損 ・中台風化・竿石上下欠損	
87	CL3	220	33	無	無	無	5.5	A		
88	CR3	245	34	無	無	有	3.5	B	・宝珠ずれ・竿石ずれ ・竿石上部風化と欠損 ・笠蕨手に穴と欠損 ・火袋上部欠損	
89	BL2	215	31	有	有	無	1.4	C		
90	BL3	210	32	有	有	無	1.1	C		
91	CR4	235	34	有	有	有	0.3	C	・中台から上部傾き (笠のみ逆方向へ傾き) ・竿石上下欠損	
92	BL4	220	32	有	有	無	1.1	C		
93	CR5	225	32	無	無	無	1.5	C		
94	BL5	220	31	有	有	無	0.9	C		
95	CR6	235	32	不明	不明	有	1.8	C	・竿石上部欠損 ・火袋風化 ・笠蕨手一部欠損 ・宝珠請花欠損	・竿石と反花モルタルで接着
96	DR1	195	31	無	無	有	1.2	C	・笠及び蕨手欠損 ・中台浮き	
97	BR6	205	31	有	有	有	0.7	C	・反花一部欠損	
98	BR5	210	31	有	有	有	5.2	A	・笠蕨手風化 ・一部欠損	
99	AL2	215	32	有	有	有	1.9	C	・竿石上部一部欠損 ・竿石下部に隙間 (L=20 cm 深さ h=10 cm)	・竿石下部：欠損はしていないが不自然な隙間
100	BR4	225	32	有	有	有	2.0	B	・火袋大きく欠損 ・反花浮き (1 cm)	
101	IR2	165	27	無	無	有	0.0	C	・中台風化 ・竿石上部風化	
102	IR1	175	25	有	有	有	0.7	C	・宝珠及び笠風化及び欠損 ・中台風化及び欠損 ・中台から上部傾き ・竿石上部欠損	・反花から下埋没
103	BR3	220	32	有	有	無	1.2	C		

番号 ^{※1}	記号 ^{※2}	高さ (cm)	竿直径 (cm)	反花大入れ	中台大入れ	損傷有無	傾斜角 (度)	危険ランク	傾斜 (参考) 傾斜	損傷内容	備考
104	AR4	200	32	無	無	有	0.9	C		・反花欠損	
105	AR5	205	32	有	有	有	0.5	C		・笠及び蕨手大きく欠損 ・竿石上部クラック (L=25 cm)	
106	AR6	215	32	無	無	有	0.0	C		・竿石浮き (隙間に釘が詰めてある) ・竿石上部一部欠損	
107	AR7	210	32	有	有	無	0.0	C			
108	AR8	205	32	有	有	有	0.0	C		・火袋ずれ	
109	AR9	200	32	有	有	無	1.0	C			

※1 現地調査の番号…資料編 1. 諏訪家温泉寺墓所の墓標と石灯籠位置図

※2 『信州高島藩諏訪家廟所』(諏訪市教育委員会, 平成 12 年) の記号…資料編 3. 石灯籠一覧表

3. 石灯籠一覧表

・番号欄の◎は当初の場所から移動されたことが想定されるもの

・Rは墓標に向かって右側、Lは左側。墓標に近い灯籠より1から順に付番

番号	銘文①	銘文②	銘文③	年号	氏名	諱	藩譜私集	身分等
AR1	奉納石灯籠			嘉永四年辛亥五月初二日	諏訪左源太源頼威	頼威	⑥ 178	分知旗本
AR2	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野修弼	貞寛	④ 12	家老
AR3	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野孫九郎	貞篤	④ 20	家老見習
AR4	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	澤市左衛門	満持	家譜	
AR5	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	牛山彦左衛門	□廣	④ 55	用人
AR6	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	中嶋刑部左衛門	成裕	6	用人
AR7	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野源五郎	房儀	④ 84	用人
AR8	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	松井小左衛門	賀都	④ 129	用人
AR9	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	勅使河原眷助	正直	⑦ 8	用人
AL1	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野将監	貞壯	④ 17	家老
AL2	奉獻上石灯籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	久保嶋平左衛門	久哲	④ 133	用人
BR1	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野修弼	貞侃	④ 11	家老
BR2	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野吉太郎	貞壯	④ 17	家老見習
BR3	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	牛山内匠	晴實	④ 51	用人
BR4	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	中嶋基五兵衛	成胤	④ 105	用人
BR5	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	両角久兵衛	政在	④ 63	用人
BR6	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	諏訪八之進	頼豫	④ 77	用人
BL1	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野雄之助	貞臣	④ 17	家老
BL2	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	久保嶋平左衛門	久徹	④ 133	用人
BL3	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	澤市左衛門	満矩	家譜	用人
BL4	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	松田太郎左衛門	昌滋	④ 126	用人
BL5	奉獻上石灯籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	大熊郡右衛門	次孝	④ 114	用人
CR1	奉獻納石灯臺	—	為乾龍院殿菩提建之	元禄八乙亥歳三月初二日	諏方刑部大輔	頼基		
CR2	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	茅野兵庫	貞清	④ 7	家老
CR3	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	志賀七右衛門	満辰	家譜	
CR4	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	茅野十良兵衛	方辰	④ 87	用人
CR5	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	塩原藏人	晴久	④ 6	用人
CR6	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳【三月初二日】	矢嶋八兵衛	満邨	家譜	用人
CL1	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	諏訪圖書	頼任	④ 1	家老
CL2	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	牛山助之進	晴静	④ 48	用人
CL3	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	小喜多治右衛門	晴正	④ 99	物頭
CL4	奉獻上石灯臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	小此木郷右衛門	直重	⑦ 129	

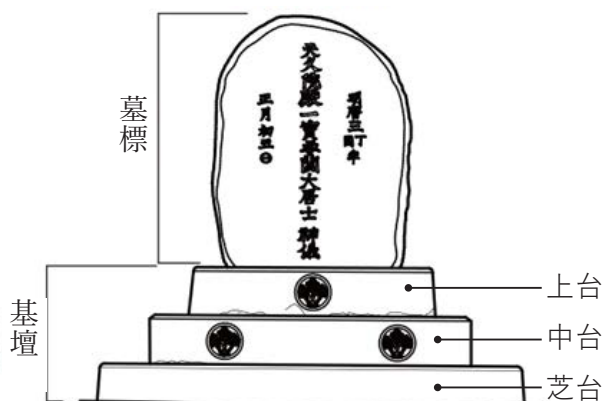
番号	銘文①	銘文②	銘文③	年号	氏名	諱	藩譜私集	身分等
CL5	奉獻上石燈臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	久保嶋十兵衛	久行	㊦ 131	物頭
CL6	奉獻上石燈臺	壹基		元禄八乙亥歳三月初二日	高山善右衛門	充正	㊥ 32	用人
DR1	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	諏訪圖書	頼弟	㊥ 2	家老
DR2	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	茅野民部	光豊	㊥ 9	家老
DR3	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	牛山金兵衛	晴行	㊥ 49	用人
DR4	奉獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	近藤宇左衛門	虎致	㊦ 132	用人
DR5	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	大熊善兵衛	□□	㊥ 113	用人
DL1	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	茅野兵庫	貞章	㊥ 7	家老
DL2	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	志賀七右衛門	満成	家譜	用人
DL3	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	小沢縫殿	虎乃	㊥ 79	用人
DL4	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	矢嶋傳左衛門	満喬	家譜	用人
DL5	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	渡辺助左衛門	三綿		用人
◎ DR1	奉獻上石灯籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	鵜飼傳右衛門	盈親	家譜	
ER1	奉納石燈籠	－	為天久院殿 菩提立之	明暦三季丁酉正月初五日	孝子 諏訪右近 将曹	源盛給		分家旗本
ER2	奉納石燈籠	－		明暦三丁酉季正月初五日	諏訪圖書	盛政	㊥ 1	家老
ER3	奉獻上石燈籠	－		明暦三丁酉 正月初五日	志賀七右衛門	近房	家譜	
ER4	奉納 石燈籠	－		明暦三丁酉年正月初五日	小沢縫殿助	正栄	㊥ 77	
ER5	奉獻上石燈籠	－		明暦三年丁酉正月初五日	大熊善兵衛	重次	㊥ 112	用人
ER6	奉獻上石燈籠	－		明暦三年丁酉 孟正五日	鵜飼傳右衛門	盈秋	家譜	
ER7	奉獻納石燈籠	－		明暦三年丁酉 孟□五日	工藤權右衛門	重通	㊥ 51	用人力
EL1	奉納 石燈籠	－	為天久院殿 菩提立之	明暦三年丁酉正月初五日	孝子諏訪兵部少 輔	源頼尚	㊥ 178	分知旗本
EL2	奉納 石燈籠	－		明暦三年丁酉正月初五日	孝子諏訪右衛門 佐	源盛鄰	㊥ 179	分知旗本
EL3	奉獻上石燈籠	－		明暦三丁酉正月初五日	茅野与三左衛門 尉	貞典	㊥ 6	家老
FR1	奉獻納石燈臺		為養賢院殿 菩提建之	明和七庚寅歳五月二十七日	諏訪勇次郎	頼訓		
FR2	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天五月二十七日	諏訪圖書	頼英	㊥ 4	家老
FR3	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天五月廿七日	志賀七右衛門	満成	家譜	
FR4	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歳五月二十七日	小喜多次良右衛 門	光収	㊥ 98	用人
FR5	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歳五月二十七日	波多野左膳	通貫	㊥ 147	用人
FR6	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歳五月二十七日	塩原三左衛門	晴門	㊥ 7	用人
FL1	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歳五月二十七日	千野兵庫	貞亮	㊥ 9	家老
FL2	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歳五月二十七日	大熊善兵衛	次多	㊥ 113	用人
GR1	奉納 石燈籠			文政五年壬午六月二十七日	諏訪鞠負 源頼 安	同人室		旗本
GR2	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	千野兵庫	貞侃	㊥ 11	分知家老
GR3	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	茅野將監	貞壯	㊥ 17	家老見習
GR4	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	中嶋甚五兵衛	成胤	㊥ 105	中老
GR5	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	大熊郡右工門	次孝	㊥ 114	用人
GR6	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	鵜飼傳右工門	盈之	家譜	
GR7	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	山中牧太	正路	㊥ 26	用人
GL1	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	千野雄之助	貞臣	㊥ 17	家老
GL2	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	志賀武左工門	満謙	家譜	
GL3	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	牛山肇	晴纓	㊥ 51	席用人上
GL4	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	松田正太夫	昌滋	㊥ 126	用人
GL5	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	高山善右工門	充式	㊥ 31	用人
GL6	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	遊座半左工門	貞固	㊦ 58	用人
GL7	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	菅沼磯右工門	信恭	㊥ 113	用人
◎ GR1	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	三輪五郎右工門	知定	㊥ 97	用人
HR1	寄進 燈籠	両基	景耀院殿石 塔前	享保二丁酉歳四月二十三日	信州高島城主 從五位下安藝守 源朝臣 諏訪忠 虎	忠虎	御記譜	藩主

番号	銘文①	銘文②	銘文③	年号	氏名	諱	藩譜私集	身分等
HL1	寄進 燈籠	両基	景耀院殿石塔前	享保二丁酉歲四月二十三日	信州高嵩城主 從五位下安藝守 源朝臣 諏訪忠虎	忠虎	御記譜	藩主
HL2	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 歲四月二十三日	諏訪圖書	頼兼	㊦ 2	家老
HL3	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 年四月二十三日	茅野兵庫	貞清	㊦ 7	家老
HL4	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 年四月二十三日	小喜多治右衛門	晴近	㊦ 100	御長柄奉行
IR1	石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清大 姉菩提也	慶安四年辛卯三月二十四日	源朝臣諏訪出雲 守	忠恒	御記譜	藩主
IR2	奉寄進石燈籠			慶安四年辛卯三月十三日	" 為盛光院殿溪 元胎清大姉」菩 提者嗚呼功德偉 哉」釈氏日我見 灯明佛本」光端 如此、豈腹妄語、 若又」妄語拔舌 犁ヵ耕瞿曇」如 何廻 避都廬一團鉄」 到這裡大姉兄此 灯明佛」点 桑 門記慶安四年辛 卯三月十三日 奉寄進 石灯籠 諏方圖書頼風婦 人立之 "			
IR3	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清大 姉 御菩提 也	慶安四年辛卯正月二十四日	上原郷右衛門	宣全	㊦ 109	
◎ IR1	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清大 姉 御菩提 立之	慶安四□□□三月二十四日				
◎ IR2	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清大 姉 御菩提 也	慶安四年辛卯正月廿四日	吉田治兵衛	継久？	㊦ 134	円照院名跡
◎ LL1	奉獻石燈臺	二樹	遼晴院殿靈 廟前	天和壬戌年四月廿九日	施主 藤原性女		—	忠晴室
◎ LL2	奉獻石燈臺	二樹	遼晴院殿靈 廟前	天和壬戌年四月二十九日	施主 藤原性女	母内藤 氏？	—	忠晴室
◎ MR1	奉納石燈籠		為貞松院殿 興譽英隆大 姉菩提建立 之	慶安四年辛卯三月七日	源朝臣諏訪出雲 守忠恒			藩主
◎ OR1	奉納 石燈籠		為温泉開基 □□映林大 居士菩提建 立之	慶安四季辛卯三月十日	源朝臣諏訪出雲 守忠恒			藩主
RR1	奉納石灯籠		月桂院殿寶 岳栄珍大姉 (忠恒三女)	□應癸小巳季 二月廿八日				

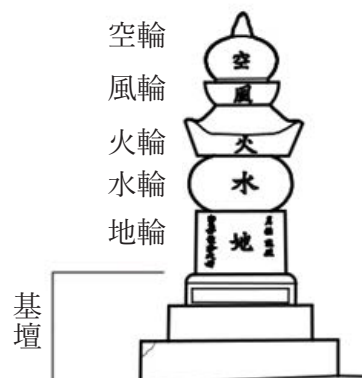
番号	銘文①	銘文②	銘文③	年号	氏名	諱	藩譜私集	身分等
RR2	奉納石灯籠		月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	利栄信尼		㊥ 100	異父の姉
RR3	奉納石灯籠		月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日				
RL1	奉納石灯籠		月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	利栄信尼		㊥ 100	異父の姉
RL2	奉納石灯籠		月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	中嶋孫兵衛	室成	㊥ 104	忠恒側室の弟
◎ RR1	奉納石灯籠		月桂院殿寶岳栄珍大姉(忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日				
VR1	寄進 燈籠	両基	雲臺院殿石塔前	寛保三年癸亥十一月七日	信州高島城主従五位下因幡守源朝臣諏訪忠林建	忠林		藩主
VL1	寄進 燈籠	両基	雲臺院殿石塔前	寛保三年癸亥十一月七日	信州高島城主従五位下因幡守源朝臣諏訪忠林建	忠林		藩主
WR1	奉獻 灯籠	一基	蘭香院殿尊前	延享四丁卯年八月十六日	千野兵庫	貞章	㊥ 7	家老
WR2	寄進 燈籠	両基	蘭香院殿石塔前	延享四丁卯年八月十六日	信州高島城主従五位下因幡守源朝臣諏訪忠林建	忠林		藩主
WR3	奉獻 灯籠	一基	蘭□□□尊前	延享四丁卯年八月十六日	諏訪圖書	頼弟	㊥ 2	家老
WR4	奉獻 灯籠	一基	蘭香院殿尊前	延享四丁卯年八月十六日	諏訪頼母	頼英	㊥ 4	家老
WL1	寄進 燈籠	両基	蘭香院殿石塔前	延享四丁卯年八月十六日	信州高島城主従五位下因幡守源朝臣諏訪忠林建	忠林	—	藩主
Y1v	奉獻上石燈籠		為月江院殿心岳清鑑大禅定尼	寛文九己酉初秋十三日	施主 従五位下兼因幡守諏訪氏源忠晴朝臣夫人藤原姓女	忠恒室		忠恒室
Y2	奉獻上石燈籠		為月江院殿心岳清鑑大禅定尼	寛文九己酉初秋十三日	施主 従五位下兼因幡守諏訪氏源忠晴朝臣夫人藤原姓女	忠恒室		忠恒
Y3			礎石のみ					
Y4			礎石のみ					

4. 各部位の名称

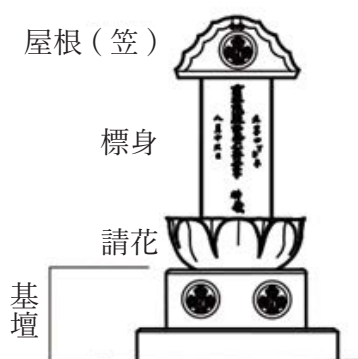
特殊舟形（卵塔半截形）



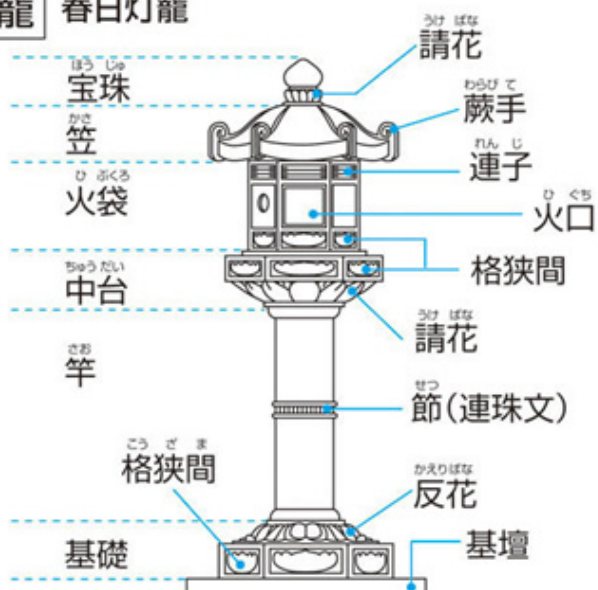
五輪塔形



屋根付角柱形（笠付方柱形）



石灯籠 春日灯籠



※近年の研究で用いられる用語を
() で併記した。

5. 上位・関連計画の関係する施策

(1) 第6次諏訪市総合計画

(計画期間：令和4年度(2022)～令和8年度(2027))

項目	施策内容ほか
第2章 (2) 将来像	『魅力の架け橋 高原湖畔都市』 ～シゼンとヒトがつながる、すわ。～
第3章 基本方針⑨ 地域教育	【郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組】 郷土諏訪の「ひと・もの・こと」を題材にした郷土学習である「ふるさと学習」の充実を図ります。また、生涯学習施設と連携し地域の歴史文化や芸術を学ぶ機会を増やします。
基本方針⑩ 生涯学習・文化芸術	【社会のニーズに応じた学習機会の提供】 行政を含めた多様な主体による活動を見渡し、地域課題解決の視点を重視した講座を充実します。また、仲間づくりにつながるような配信講座のあり方を研究します。 【文化芸術に親しむ機会の提供】 展覧会や優れた芸能・芸術鑑賞、自然体験等、豊かな文化に親しむ機会を提供します。また、学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作ります。 【生涯学習活動活性化のための人材育成】 講座から誕生する学習グループやボランティアを育成し、すでに活動している団体を含め、学びの連鎖を生む自立的な活動へ導く手助けをします。 【学びの成果を活用する仕組みづくり】 子どもと大人がともに学び合い、その成果を社会貢献や地域課題解決に結びつける仕組みを提供し、自らが地域の学びをけん引、やりがいを得られるよう活動をサポートします。
基本方針⑫ 文化財保護・活用	【文化財保存活用基本方針の策定】 現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図ります。 【文化遺産の総合的な把握と指定】 文化財の実態調査を行い、価値を把握したうえで諏訪市にとって重要なものを指定し、所有者とともに保護に努めます。また、価値の再把握によって上位指定を目指します。 【文化遺産の保存・管理の推進】 文化財を後世に伝えるための管理や修理に関して、補助金支出により財政支援を行います。また、登録有形文化財となっている公共施設について、適切な保存と活用を行います。 【ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出】 地域の歴史・文化を重視した企画展示や講座を充実します。また、情報や研究の成果、諏訪の文化遺産の魅力をわかりやすく効果的に発信します。 【保護意識の醸成とそれに対する市民協働】 保護意識を醸成し、文化遺産保護・活用に市民の知恵や力を活かします。また、幅広い分野に対応すべく、専門的知見を持つ人との協働を推進します。 【資料・作品の収集・保存・公開と環境整備】 収集・活用方針をつくり、資料・作品の収蔵環境向上と情報公開機能拡充について検討します。また、利用者の安全と利便性に配慮した施設の充実、整備を計画的に進めます。 【歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり】 文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用します。また、歴史的風致維持向上のため、国指定文化財を中心とした周辺整備を計画的に進めます。

項目	施策内容ほか
基本方針② 観光	【自然環境を活用した魅力創出】 自然環境を活かした体験型コンテンツ創出、ワーケーション、温泉地風情創出等に取り組み、観光地としての価値を向上させ、通年観光と長期滞在を踏まえた市内周遊を実現します。 【文化・歴史を活用した魅力発信】 歴史文化・ものづくり文化、食文化を伝統文化として活用し、観光産業という新たな価値を創造します。 【ニューツーリズムの推進】 近年重要視されている「コト消費」を充実させるため、湖周サイクリングロード整備によるサイクルツーリズムや、ヘルスツーリズムといったニューツーリズムを推進します。 【デジタルメディアを活用した効果的情報発信】 新たな価値観をもつ若年層やインバウンドを取り込むために、SNSの活用やウェブ上の観光コンテンツ充実を図る等、旅行スタイルに合わせた効果的な情報発信を強化します。 【国・県・諏訪6市町村や民間団体等との連携強化による観光事業底上げ】 国際市場の動向やインバウンド等に対応するため、民間団体を含めた横断的な広域連携を推進し、観光産業全体としての組織強化を図ります。 【観光振興を支えるキーパーソン育成】 将来にわたり持続的な観光振興を支える人材を育成するため、サービス創出や観光ガイドスキル習得等に官民連携で取り組みます。 【観光ブランドの定着とシビックプライド醸成】 諏訪地域の観光ブランド「諏訪の国」を域内に定着させることや、地域住民の観光産業に対する意識を高めることで、おもてなしの磨き上げにつながるシビックプライドを醸成します。

(2) 第二次諏訪市教育振興基本計画

(計画期間：令和5年度(2023)～令和8年度(2026))

項目	施策内容ほか
基本理念 (諏訪市教育大綱)	誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和 (諏訪市教育大綱 令和5年総合教育会議にて策定)
基本方針2 (諏訪市教育大綱)	【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる 学校教育においては、総合的な学習の中で地域教材・地域人材を活用し、(中略)郷土への理解や愛着を育む取組を進めます。(抜粋)
基本方針3 (諏訪市教育大綱)	【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ 市民一人ひとりが文化や芸術に親しみ、生涯にわたり自発的に学び続けることは、社会の一員として自立した個人を育むために、また、豊かな人生を歩むために大切なことです。(中略)諏訪の特色を捉えた学びがいつでもどこでも誰でもできること、地域課題の解決に活かせること、学びを通じて仲間を広げ、人と人がつながることができる諏訪市を目指します。
基本方針5 (諏訪市教育大綱)	【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす 指定文化財、博物館の資料、美術館の作品、偉人の顕彰等、諏訪の風土や先人によって築かれた歴史や文化を知る材料を「文化遺産」として守り伝えることは、諏訪で暮らす私たちのアイデンティティにつながり、まちの魅力につながります。 また、市民が諏訪の特色や魅力に気づき、活かすことで、交流人口の増加にもつなげることが可能です。 文化遺産の確実な保存と、魅力が伝わるような整備と公開を土台として、市民自身が文化遺産保護と活用の担い手となることを目指します。

項目	施策内容ほか
基本計画 3	【生涯学習・文化芸術】 学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ (1) 社会のニーズに応じた学習機会の提供 ○行政を含めた多様な主体による活動を見渡し、地域課題解決の視点を重視した講座を充実します。また、仲間づくりにつながるような配信講座のあり方を研究します。 (2) 文化芸術に親しむ機会の提供 ○展覧会や優れた芸能・芸術鑑賞、自然体験等、豊かな文化に親しむ機会を提供します。また、学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作ります。 (5) 生涯学習活動活性化のための人材育成 ○講座から誕生する学習グループやボランティアを育成し、すでに活動している団体を含め、学びの連鎖を生む自立的な活動へ導く手助けをします。 (6) 学びの成果を活用する仕組みづくり ○子どもと大人がともに学び合い、その成果を社会貢献や地域課題解決に結びつける仕組みを提供し、自らが地域の学びをけん引、やりがいを得られるよう活動をサポートします。
基本計画 5	【文化財保護・活用】 諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす (1) 文化財保存活用基本方針の策定 ○現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図ります。 (2) 文化遺産の総合的な把握と指定 ○文化財の実態調査を行い、価値を把握したうえで諏訪市にとって重要なものを指定し、所有者とともに保護に努めます。また、価値の再把握によって上位指定を目指します。 (3) 文化遺産の保存・管理の推進 ○文化財を後世に伝えるための管理や修理に関して、補助金支出により財政支援を行います。また、登録有形文化財となっている公共施設について、適切な保存と活用を行います。 (4) ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出 ○地域の歴史・文化を重視した企画展示や講座を充実します。また、情報や研究の成果、諏訪の文化遺産の魅力をわかりやすく効果的に発信します。 (5) 保護意識の醸成とそれに対する市民協働 ○保護意識を醸成し、文化遺産保護・活用に市民の知恵や力を活かします。また、幅広い分野に対応すべく、専門的知見を持つ人との協働を推進します。 (6) 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備 ○収集・活用方針をつくり、資料・作品の収蔵環境向上と情報公開機能拡充について検討します。また、利用者の安全と利便性に配慮した施設の充実、整備を計画的に進めます。 (7) 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり ○文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用します。また、歴史的風致維持向上のため、国指定文化財を中心とした周辺整備を計画的に進めます。

(3) 史跡高島藩主諏訪家墓所保存活用計画

(令和3年度(2021)策定)

項目	施策内容ほか
第5章 第1節 大綱	◇諏訪家墓所は、わが国の近世大名の墓所のあり方を知る貴重な歴史遺産であり、諏訪社の神職や諏訪の領主として古代以来の氏族に連なる高島藩諏訪家の歴代藩主を偲ぶ大切な場所である。 ◇史跡の価値を後世に確実に継承するとともに、市民が親しみや尊厳性を感じられる史跡を目指す。また、継続的な調査研究により史跡の価値を高めるとともに、積極的な情報発信により教育及び文化活動の推進のほか、観光や地域活性に寄与することを目指す。
第2節 基本方針	◇史跡のもつ本質的価値を将来へ確実に継承するため、現状変更に関する基本方針を定め、各構成要素の性質に応じて、適切な保存管理を図る。
(1) 保存管理	
(2) 活用	◇史跡のもつ本質的価値を正しく伝えとともに、地域学習や活性化、観光資源に資することを目指し、周辺の文化財を含めた普及活動や情報発信に努める。
(3) 整備	◇史跡のもつ本質的価値の顕在化を目指し、継続的な情報収集及び調査研究に努めるほか、訪問者の安全性や墓所の尊厳性に配慮しながら、保存管理及び活用公開を着実に推進するための整備を進める。
(4) 運営・体制	◇史跡のもつ本質的価値の維持と向上を目指し、運営体制の充実を図るとともに、市民及び関係諸団体との連携・協働を強化する。
第6章 第4節 史跡周辺の環境保全	◇史跡周辺については、指定地内と同様に市民が親しみや尊厳性を感じられる景観を維持することが望ましい。温泉寺墓所の周辺は、諏訪市が分譲した一般墓地に囲まれており、通路や市道などは諏訪市が所有していることから、管轄する関係部局と協議し、適切な環境保全に努める。頼岳寺墓所の周辺は所有者である頼岳寺の境内となっており、方針に基づく景観の維持が求められる。
第8章 第2節 整備の方法	■整備の具体的な内容については、これまでの各種調査内容の再検証及び整備に向けた情報収集のための各種調査成果の検証をもとに、策定を予定している「整備基本計画」において示すことになるが、現段階では方向性として以下の内容を検討目標とする。
(1) 保存のための整備(復旧(修理))	◇史跡としての価値を維持向上するため、経年による破損や欠損を補う復旧(修理)と保存に影響を及ぼす構成要素の除去などを検討する。 ◇具体的には、解体保存された部材を用いた御霊屋(2代忠恒)の復元、亀裂や不陸、傾斜などが発生している石造物を永続的に保護しまた倒壊等を防ぐ解体修理、不陸や埋没を補修し往時の景観を取り戻し見学者の安全も確保するための参道を修復、崩落の危険性がある石積(石垣)の補修などが必要である。その他の要素においては、環境整備として落枝落葉や日光の遮断による指定地内の構造物の劣化を防ぐための樹木の伐採、設置年数から相当数経過した藩主墓碑背後の擁壁の補強、標識・境界標や説明板の再設置、防災(防犯)施設の充実が必要である。
(2) 活用のための整備	◇見学者の利便性を考慮した整備、指定地の周囲を一般墓地に囲まれている環境の中で史跡としての価値を損なうことなく全体を顕在化させる整備や、史跡の活用に関する整備などを検討する。 ◇具体的には、見学者が利用するための専用駐車場やトイレ等の便益施設の整備、史跡の理解を深めるためのガイダンス設備の整備のほか、指定地外において史跡地への案内標識の充実などが必要である。

(4) 諏訪市都市計画マスタープラン

(平成31年度(2019)策定、目標年次2033年度)

項目	施策内容ほか
第4章 2. まちづくりの基本的な考え方(都市づくりの理念)	【地域の特性を活かした個性的で住みやすい 諏訪市】 本市は長野県を代表する湖である諏訪湖、上川、宮川などの多くの河川、霧ヶ峰をはじめとする東西に位置する美しい山々などの自然環境、上諏訪温泉、諏訪大社、高島城、古い街並み、御柱祭などに代表される歴史・文化が残されています。これらの自然環境や歴史・文化は本市の特徴であり守っていくことが必要です。 また、これらは諏訪市民共有の財産であるとともに、本市のまちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。 そこで、地域の特性を活かし、個性的で誰もが住みやすいまちづくりを目指します。
4. 都市の将来像	「自然の恵みと地域の活力が調和する」 「ふるさと」への愛着と誇りを感じ、先人たちが築いてきた諏訪のかけがえのない財産を守り育み、多彩な地域資源を効果的に活用しながら、にぎわいや活力に満ちた地域の創出に努めます。
5. 都市づくりの目標	③地域資源を活力に変えることのできる魅力あるまちの実現 ◇地域資源を活力にかえることのできるまちづくり ◇歴史、文化を活かしたまちづくり ◇個性的な拠点が連携するまちづくり ◇諏訪市らしい景観や街並みを活かすことのできるまちづくり
第5章 5. 都市計画の整備方針 5-2 都市景観整備の取り組み内容	(4) 諏訪市を特徴づけるまちなかの景観や歴史景観の保全と活用 ◇まちなかに残された歴史的な建物群、高島城、諏訪大社上社、酒蔵等、まちの歴史的な成り立ちを継承した建物を含む歴史的景観を保全します。

(5) 諏訪市観光グランドデザイン

(令和3年度(2021)策定)

項目	施策内容ほか
Vision1. 地域資源を最大限に生かした "SUWAらしさ" の創出	③伝統文化(歴史・ものづくり・食)が根付くまちづくり 諏訪大社や高島城、御柱祭などの歴史文化、東洋のスイスと呼ばれたものづくり文化、味噌や酒蔵などの食文化を伝統文化として地域に根付かせ、観光産業に結び付く取り組みをまち全体で推進します。 【身近に感じる悠久の歴史】 諏訪大社や高島城、寺社、御柱祭などの歴史文化を観光コンテンツとして組み込むことで、多くの観光客に歴史を身近に感じて触れられる機会を創出します。 ④長期滞在化をめざした市内周遊性の創出 地域資源を組み合わせたストーリー性の創出と、湖周や柳並線のハード整備、二次交通の整備による周遊性の創出の両面から長期滞在化を目指します。 ⑤ニューツーリズムの推進 温泉や食といった従来型の観光だけでなく、体験型・交流型の新しい要素を組み込んだ「コト消費」を重点に置いたニューツーリズムを推進します。

項目	施策内容ほか
Vision2. "SUWAらしさ"の発信と 戦略的プロモーションの 強化	②デジタルメディアを中心とした効果的な情報発信の強化 若年層やインバウンドをターゲットとした SNS の活用や、ウェブへの観光コンテンツ充実を図るなど、旅行スタイルに合わせた効果的な情報発信を強化します。 【季節と時間によって表情を変える観光資源を発信】 春夏秋冬で移り変わる景色や暁の諏訪湖、遠景を望む山岳など、四季や時間の変化で楽しめる観光資源をウェブや SNS 等で効果的に発信することで、通年の誘客につなげます。 ③グローバル化に対応したインバウンドの受入体制の強化 インバウンド向けの観光コンテンツに加えて、外国語表記やインターネット環境の整備など受け入れ体制を強化し、インバウンド誘客を推進します。 【インバウンド向けの観光資源と受け入れ体制の両立】 FIT(海外個人旅行)をターゲットに日本食や歴史文化などを切り口にした訴求性の高いコンテンツを創出します。また、Wi-Fi 環境や外国語表記の整備などのハード面に加え、人材のインバウンド対応能力の向上などソフト面の強化を図ります。
Vision4. "SUWAらしい"郷土愛と おもてなしの磨き上げ	①観光振興を支えるキーパーソンの育成 観光サービスの創出やガイドスキルの習得などを目的とした事業を官民連携で進めることで、観光振興を支える人材(キーパーソン)を育成します。

国史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺）整備基本計画

令和 7 年 3 月

諏訪市教育委員会

